

# 会 議 録 目 次

平成27年第4回海田町議会定例会（第1日目）

平成27年9月7日（月）午前9時00分開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 3	諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	（1）議会報告	
	（2）行政報告	
	（3）報告第6号 損害賠償額の決定について	
	（4）報告第7号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率について	
日 程 第 4	同意第2号 山林監守人の選任の同意について・・・・・・・・	14
日 程 第 5	認定第1号 平成26年度決算の認定について・・・・・・・・	18
日 程 第 6	認定第2号 平成26年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び 決算の認定等について・・・・・・・・	26
日 程 第 7	一 般 質 問	
	○西田祐三議員・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	○佐中十九昭議員・・・・・・・・・・・・・・・・	48
	○兼山益大議員・・・・・・・・・・・・・・・・	64
	○桑原公治議員・・・・・・・・・・・・・・・・	66
	○多田雄一議員・・・・・・・・・・・・・・・・	76
	○住吉秀公議員・・・・・・・・・・・・・・・・	81
	○大江康子議員・・・・・・・・・・・・・・・・	99
	（延 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	104

平成27年第4回海田町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成27年9月7日(月)  
2. 招集の場所 海田町議会議事堂  
3. 開会(開議) 9月7日(月)9時00分宣告(第1日)

4. 応招議員(16名)

1番	大高下 光 信	2番	大 江 康 子
3番	兼 山 益 大	4番	下 岡 憲 国
5番	住 吉 秀 公	6番	宗 像 啓 之
7番	桑 原 公 治	8番	岡 田 良 訓
9番	西 田 祐 三	10番	多 田 雄 一
11番	宮 坂 二 郎	12番	西 山 勝 子
13番	崎 本 広 美	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員(16名)

1番	大高下 光 信	2番	大 江 康 子
3番	兼 山 益 大	4番	下 岡 憲 国
5番	住 吉 秀 公	6番	宗 像 啓 之
7番	桑 原 公 治	8番	岡 田 良 訓
9番	西 田 祐 三	10番	多 田 雄 一
11番	宮 坂 二 郎	12番	西 山 勝 子
13番	崎 本 広 美	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
副 町	長	三 宅 信 行
総 務 部	長	臼 井 真
福 祉 保 健 部	長	湯 木 淳 子
建 設 部	長	久 保 田 誠 司
企 画 部 次	長	門 前 誠 司
総 務 部 次	長	丹 羽 勤
財 政 課	長	鶴 岡 靖 三
総 務 課	長	脇 本 健 二 郎
税 務 課	長	近 森 茂
住 民 課	長	吉 本 真 人
社 会 福 祉 課	長	新 藤 正 敏
こ ど も 課	長	森 川 雅 枝
長 寿 保 険 課	長	伊 藤 仁 士
保 健 セ ン タ ー 所	長	森 原 知 美
都 市 整 備 課	長	龍 岩 広 幸
建 設 課	長	木 村 生 栄
上 下 水 道 課	長	早 稲 田 誠
教 育	長	中 村 弘 市
教 育 次	長	石 川 直 之
学 校 教 育 課	長	中 川 修 治
学 校 教 育 課 教 育 指 導 監		小 林 伸 二
生 涯 学 習 課	長	宮 垣 将 司
代 表 監 査 委 員		内 田 和 彦
会 計 管 理 者		中 垣 雅 彦

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長      中 下 義 博  
主 任 主 事      戸 成 正 考  
主 事      木 村 俊 英

10. 議 事 日 程

日 程 第 1   会議録署名議員の指名について

日 程 第 2   会期の決定について

日 程 第 3   諸般の報告

    (1) 議会報告

    (2) 行政報告

    (3) 報告第6号 損害賠償額の決定について

    (4) 報告第7号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

日 程 第 4   同意第2号 山林監守人の選任の同意について

日 程 第 5   認定第1号 平成26年度決算の認定について

日 程 第 6   認定第2号 平成26年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定等について

日 程 第 7   一 般 質 問

日 程 第 8   第41号議案 工事請負契約の締結について(海田市駅南口土地区画整理事業中店窪町線整備工事)

日 程 第 9   第42号議案 財産の取得について

日 程 第 10   第43号議案 海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

日 程 第 11   第44号議案 海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 12   第45号議案 海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 13   第46号議案 海田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 14   第47号議案 海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 15   第48号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 16   第49号議案 平成27年度海田町一般会計補正予算(第3号)

- 日程第 17 第 50 号議案 平成 27 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 第 51 号議案 平成 27 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 発議第 6 号 「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書案
- 日程第 20 発議第 7 号 乳幼児等医療費助成制度の拡充を求める決議案
- 日程第 21 発議第 8 号 広島市東部地区連続立体交差事業の見直しの方向性についての意見書案
- 日程第 22 発議第 9 号 海田公民館整備基本構想特別委員会設置に関する決議の一部を変更する決議案
- 日程第 23 発議第 10 号 海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は 16 名でございます。定足数に達しておりますので、平成 27 年第 4 回海田町議会定例会を開会いたします。なお本日は、報道のため、カメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 23 に至る各議案でございます。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 110 条の規定により、議長より、6 番、宗像議員、7 番、桑原議員を指名いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 9 月 9 日までの 3 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、会期は本日から 9 月 9 日までの 3 日間と決めます。この際執行部の出席を求めるため。暫時休憩いたします。

~~~~~〇~~~~~

午前 9 時 0 1 分 休憩

午前 9 時 0 3 分 再開

〇議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。この際執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から9月9日までの3日間と決しております。

〇議長（久留島）日程第3、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、議会の動きとして、お手元に配付いたしております6月定例会以降の主なものについて報告いたします。まず、6月15日付けで、前田勝男議員より議会運営委員の辞任願が提出され、本日付けで許可しました。ごめんなさい、同日付けで許可しました。また、これに伴い、6月16日に開催された議会運営委員会において、西田祐三委員が同委員会の副委員長に選任されました。また、新たな委員として住吉秀公議員が同委員会より推薦されたため、海田町議会委員会条例第5条第2項の規定に基づき、同議員を議会運営委員として指名いたしました。次に、6月25日に安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会が開催されましたので、組合議会議員であります私から、議会の概略についてご報告いたします。安芸地区衛生施設管理組合議会報告。それでは、平成27年6月25日に開催されました平成27年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会についてご報告いたします。第1回臨時会におきましては、人事案件3件と、契約認定1件でございます。まず、人事案件として議会議長の選挙について、議会の副議長の選挙について及び監査委員の選任についてでございます。議会議長には坂町会議長の川本氏が、議会副議長には海田町議会の私久留島が、監査委員の選任については浦田氏が、いずれも全会一致で選任されました。続いて、契約認定として、工事請負契約の締結について提出され、全会一致で承認されました。なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上で、平成27年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会についての報告を終わります。続いて、7月24日の国道2号東広島・安芸バイパス広島南道路建設促進東京要望に副議長が出席いたしました。次に、7月31日に開催された広島県町議会議長会臨時議長会議において、任期満了に伴う役員の選任が行われ、私が県議長会の会長に就任いたしましたのでご報告いたします。続いて、7月7日から8日まで議会運営委員会が、7月30日から31日まで建設産業委員会が、8月4日から5日まで福祉厚生委員会が、それぞれ所管事務県外調査を実施され、報告書が提出されておりますので、ご参照ください。また、6月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、併せてご参照ください。委員会関係資料は、議

会事務局に保管しておりますので、必要な方をご覧いただきたいと思います。以上で議会報告を終わります。続いて、行政報告について町長より申し出がございますので、これを許します。町長。

- 町長（山岡）皆さんおはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、6月定例議会後の行政執行の状況について、ご報告をいたします。はじめに、梅雨時期の状況についてでございますが、今年は、平年より3日早い6月3日に梅雨に入り、平年より1日早い7月20日に梅雨明けをいたしました。この48日間の降雨量は317.5ミリと、平年を下回りましたが、7月14日には10分間に9.5ミリの激しい雨を観測いたしました。これにより小規模法面の崩壊が1か所、落石が1か所、一部で道路冠水が発生をいたしました。また、8月25日には台風15号の接近に伴い、ひまわりプラザ、海田公民館、海田東公民館の3カ所で避難場所の開設をいたしました。避難者はございませんでした。なお、この台風による被害はございません。次に、保育所再整備事業に伴う民間保育所設置運営事業者の公募についてでございますが、8月14日に受付を終了し、3事業者から応募がありました。続きまして、第6期介護保険事業計画に基づく地域密着型介護老人福祉施設入居者、生活介護いわゆる小規模特別養護老人ホームの公募についてでございますが、7月の15日に受付を終了し、2事業者から応募がありました。次に、広島市東部地区連続立体交差事業の見直し案に係る町議会からの要望についてでございますが、8月26日、建設部長を広島県都市計画課へ行かせ、再度要望しております。続きまして、総合教育会議についてでございますが、7月14日に第1回会議を開催いたしました。この会議は、法律に基づき、町長と教育委員会が協議・調整する場として設置したもので、今年度中に、この会議で、教育・学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を策定するとしております。次に、児童生徒の健全育成に係る相互連絡制度についてでございますが、7月7日に教育委員会と海田警察署が協定を締結いたしました。この協定により、海田町内の児童生徒が模範意識を高め健やかに成長できるよう、教育委員会と警察相互で情報提供及び連携をすることで、児童生徒及び保護者を支援していくとなっております。続きまして、8月2日に織田幹雄スポーツ振興会主催による第7回織田幹雄金メダルの日記念事業ジャンプ&ラン大会が開催され86名の参加がありました。小、中学生に加え、高校生の参加もあり、幅広い世代で交流しながら有意義な大会となりました。また、この大会にあわせ、日本人初の金メダルを獲得された当時の様子が記載されている日記など、貴重な資料188点をご子息からご寄

附をいただきました。以上、簡単でございますが、行政執行上の主なものについて報告いたしました。本会議には、報告2件、同意1件、決算認定2件、契約認定2件、総合戦略の策定について1件、条例改正5件、補正予算3件を提出しております。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久留島）以上で行政報告を終わります。続きまして、報告第6号、損害賠償額の決定について。町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第6号、損害賠償額の決定について。蟹原一丁目町内で発生した公用車による車両の損傷事故及び三迫一丁目地内で発生した公用車による車両の損傷事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条の規定により専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、報告第6号、損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定によりご報告させていただきます。議案書の1ページをお開きください。今回、報告案件が2件ございます。まず1件目でございますが、債権者は、議案書に記載の方で、損害賠償額は1、857円でございます。専決処分年月日は平成27年7月2日でございます。事故の概要について説明いたします。発生時刻は、平成27年5月28日午前10時50分ごろでございます。事故の内容でございますが、都市整備課職員が町営第1蟹原住宅に、業務のため公用車を敷地内に停車しました。業務終了後、公用車を敷地内で方向転換をした際、公用車の前方右側と停車中で、無人の債権者所有のバイクが接触し、バイクが転倒、その結果バイクの右側ミラーが割れたものでございます。過失割合につきましては、当方10割と定め、専決処分させていただき示談を締結したものでございます。続いて、2件目でございますが、債権者は議案書に記載の方で、損害賠償額は16万8,800円でございます。専決処分年月日は平成27年8月17日でございます。事故の概要について説明いたします。日時は、平成27年6月26日午前9時20分ごろ、場所は三迫一丁目地内町道157号線と154号線が交わる信号機のない交差点において、シルバー人材センターの会員が運転する環境センターの2トンダンプ前方部と相手車両の右側側部とが衝突したものでございます。双方とも人的被害はございませんでした。過失割合につきましては当方4割、相手方を6割と定め、専決処分をさせていただき示談を締結したものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑あれば許します。質疑ございませんか。前田議員。

○14番（前田）14番前田ですが、この件について、たびたび報告をされとるんですが、その都度、どのような、職員教育、注意を喚起しとるか、ということで、その都度厳しく注意対応しておりますという答弁がね、返ってくるんですがね、それにも増して、二度とこのような事がないよう、今後気をつけさせますとかね、二度とこのようなことがないようにというて、ここだけでも2件起きている。はっきり言って教育、指導がなされとらんのではないか、いわゆる議会対策としてその場限りのね、申し訳ありません、今後気をつけさせますと、このようなことで、全てが終わつとるんじゃないかというような気がするんですね。あまりにも多すぎる。年間4件も5件もでてくる、このようなこと。副町長はたびたび、このようなことは二度と、まあ町長も含めてですがね、このようなことを二度と起こさないようにとか言われとるんですがね、何か抜本策がないのか。こういうことでね、注意喚起が足らんということも事実。それから過去にもこういうので質疑しておりますが、ペナルティはその当事者にはない。だから、いわゆる、のど元過ぎればということわざもあるんですがね、その場で3分ほど頭を下げて沈黙しておれば、あとは全て無罪放免、こんなようなことになつとるからこれがね、いつまでたつてもね、こういうことが起きるんじゃないろう思うんですよね。で、弁解じみたあれで、全て保険から出ますので、町には迷惑かかっておりません。税金で保険かけとる訳だから迷惑かかつとらんことはないはずなだけどね。そのような考えだから、このようなことが起きるんじゃないか。その辺の2点についてどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず1点目でございますけども、今議員がおっしゃいましたようにその度に同じようなことを言うではないかということになるかもわかりませんが、幹部会議であるとか、それから、それぞれの職場に対して、注意を喚起すると。これはその都度行っております。残念ながら、まだ、事故が絶えないということは非常に申し訳なく思っております。2点目でございますが、やはりその事案その事案によってペナルティについては考えております。しかしながら、現在の人事院の方針その他を鑑みたときに、いずれの場合にも懲戒処分には該当しないということで、そういった処分をしておりますが、決して、保険で全て賄われるからそれが許されると、そのようには考えておりません。もちろん、事案によりましては、公用車の運転をさせないとか、そういった一定

の措置はとっております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）再度確認しますがね、特に1点目の金額はミラーひとつで1,800円ほどと、こういうことだから、わずかだからいいじゃないか、というような考えもあるかも分かりませんが、今の説明だと、公用車の前方に止まっておった無人というか止まっておったバイク、そういうものに当たると。こういうんだから、運転のね、初歩というのか原点というのかどういいうのか分かりませんが、その都度注意しとるんだと何とか言われるけどね、たまたま後ろに止まっってね、どういうふうにいやいか分からんが背の高いような、まあ2番目のはダンプじゃいうから1台目と違うんですが、例えば、2台目のような、ダンプの後ろにそのバイクが止まっった、気づかずにバックしたというのは注意が足らんけどもそういうのもあるかも分からんが、今回の場合は、これ1点目の分は、前方に止まっるとるんよね。だから、たびたび副町長、注意しとるんだなんだ言われるがね、ずばりいうて副町長、まだ教育が足らんのじゃないか、甘いんじゃないかと、こういうふうを考えるんじゃがね。ペナルティはなんとかの法でやっておらんのだとかいうからね、さっきも言うように、やっぱり熱さも忘れるようになるんだと思うんじゃがね、その辺はね、今後やっぱり何かやるか。それともう一つね、ここで確認したいのはね、過日、そういうことで、清掃事務所でも事故があって、両足骨折というような事故も起きておる。これね、各部署で、各課でというか6、7人各課におる訳ですが、朝それなりの朝礼というか、ミーティングしとる訳。その都度、やかましゅうこれはね、今日もこういうことで出るもんがおらんのかおらんのか知らんけども、どういようなことがあつたらちゃっとしっかり注意して、毎朝のね、ミーティングをやる必要があるんじやろう思う。特に、そういうね、今言いましたような、そういう清掃のような場でいろんな重機が、場合によっては2台3台というようないね、車が右往左往する訳ですから、ちょっとした油断が大きな事故につながると思うんですよ。だから、ミーティング、そのいう労働現場というのかそういう所じゃなくしても、例えば住民課であれで、福祉課であれ、そういうところでもやる必要があるんじゃないかと、このように考えるが、それについてどう考えますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃるとおり、各職場とも朝礼ということで、その日の打ち合わせ、そういったことを行っておりますが、その場合に、おっしゃられるように、単に事務的

な連絡をするのではなしに、そのときそのときに応じた注意喚起というものをさせてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。宮坂議員。

○11番（宮坂）確認さしてほしいんですけども、2件目の案件で、シルバー人材センターが運転する車と言われたんですけども、先般の環境センターの件では、あのときは臨時職員って言われましたよね、これは臨時職員じゃなくて、シルバーに委託した分がやられた件なんですか。それを確認さしてください。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）本件損害賠償につきましては、シルバー人材センターから派遣を受けた職員が事故をしたものでございます。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）ですから、臨時職員の方ではないのかどうかというのをはっきりさしてください。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）海田町が雇用した臨時職員ではございません。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）1番目の事故ですよ。損害賠償額が安いとはいえ、これ、なぜ止まっておるバイクに当たったんですか、この運転しよった人は。まずこれ。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、運転者がバックをしていたということもございまして、バイクとの距離感覚を誤りまして接触したということでございますので、不注意でございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）これは、バイクじゃったけえよかったようなものですよ、人やったらどうするんかという話しです。そもそも、置いてあるものにすらぶつかるんですからね。過去にもこういった事故が連発したときに、2名でおるときは、1名は後方の安全確認をするというふうになとったんですが、この時は1名しかいなかったんでしょうか、それとも2名いたんでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、もう1名いましたが、周辺の安全確認というのを怠ってお

りました。ということで、今後はこういうことがないように、しっかりと課内ミーティングでしっかりと徹底を図っているところでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）前田議員が先ほど言いましたが、私も同じことです、過去に1名は安全確保をするというふうに答弁しとるんです。都市整備課だけの話じゃない。それをまだやったらんから事故をおこす。職員指導はどうなっとるのか。これまでさんざん議会では以後気をつけます、徹底します、指導します、大嘘、またやっとる。いったいどういう人なん、不思議でならん。過去さんざんこういう答弁をしとる。職員の管理もできんのんですか、ここは。実際、地下の駐車場の出入り口見よったら、2名乗っとっても1名乗りっぱなしよ。助手席、車庫入れするとき。結局指導できたらん。一番気になるのが、運転者の技術よね。下の駐車場の出入りを見よったら、たまに下手くそが運転していきよるんですよ。これどういう基準で運転させるものを選んでます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）運転者につきましては、公用車の運転台帳に登録したもので、この者に運転の許可をしております。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については地方自治法第180条第1項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第6号については、これをもって終結いたします。続きまして報告第7号、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第7号、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について。地方自治法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告をするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書により、その内容をご説明いたします。報告書の1ページをお願いいたします。平成26年度決算に基づく健全化判断比率報告書でございます。一般会計の赤字額を比

率で示す実質赤字比率につきましては、決算が赤字となっておりませんので値は出ておりません。なお、早期健全化基準は 14.5 パーセント、財政再生基準は 20 パーセントでございます。次に、全ての会計を合わせた赤字額を比率で示す連結実質赤字比率につきましては、各会計とも赤字となっておりませんので、値は出ておりません。なお、早期健全化基準は 19.5 パーセント、財政再生基準は 30 パーセントでございます。次に、公債費等の比重を示す実質公債費比率につきましては、11.6 パーセントとなっております。早期健全化基準は 25 パーセント、財政再生基準は 35 パーセントでございます。次に地方債など今後一般会計で負担する負債を比率で示す将来負担比率につきましては、将来負担の額が基金残高や交付税算入予定額等の控除財源の額を下回りましたので、値が出ておりません。なお、早期健全化基準は 350 パーセントでございます。また、2 ページから 7 ページには、指標の算定内容を記載をしております。続きまして、8 ページをお願いいたします。平成 26 年度決算に基づく資金不足比率報告書でございます。公営企業ごとの資金不足比率につきましては、対象となります水道事業会計及び公共下水道事業特別会計ともに資金不足を生じておりません。なお、経営健全化基準は、それぞれの公営企業ごとに 20 パーセントでございます。なお、9 ページ 10 ページには算定内容を記載をしております。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、去る 8 月 21 日に監査委員が審査を行っております。お手元に配付しております平成 26 年度決算に基づく海田町財政健全化審査意見書及び海田町公営企業経営健全化審査意見書でございます。この際、監査委員から、審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田）監査委員の内田でございます。先に町長に提出しております平成 26 年度決算に基づく海田町財政健全化審査意見書及び海田町公営企業経営健全化審査意見書について、その概要を申し上げます。審査は、8 月 21 日に行いました。町長から提出された平成 26 年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率、公営企業における資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員の説明を聴取することなどにより、それらの書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、審査を実施しました。その結果、いずれも適正に作成されているものと認めました。以上簡単ではございますが、審査の概要を申し上げます。詳細につきましては、各意見書をご覧いただければと思います。どう

ぞよろしく申し上げます。

○議長（久留島）以上で、財政健全化審査及び公営企業経営健全化審査の報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。この監査委員さんの意見書でございますが、その中の将来負担比率、もう数年これ発表になりまして、ほとんどないということで数値が上がっておりません。で、今回の個別意見のところにも、将来負担比率については、将来負担比率がなく良好であるという記載がございますが、私、この件はもちろん行政がむだな行政をされない結果、スリムな行政をされた結果、負担比率に数値が上がってきてないことは十分承知しております。しかし、平成25年度の全国平均は51、広島県が123.2という報告があります。私は、ある一面、将来の子どもたちに負担をさせない行政をするってことは大事でございますが、ある一面から見ると、皆様に十分な政策実現がなされてないという観点もあるのではないかという思いがしております。今後、大型事業等がでますと、もう数年、厳しく言えば、来年度からでも、ここに数値が上がってくるのではないかと考えておりますが、その点について、ここに良好であると記載された、今後これは負担比率がないということが良好であると判断をなさっているのでしょうか。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）将来負担比率の関係でございますけども、あくまでも決算、26年度決算における状況を申し上げたものであります。確かに議員おっしゃるとおり、今後、大規模事業等が控えておるのは事実でございます。それに伴って起債等も活用しなけりやならない状況にあるかと思っておりますけども、今後それらを総合的に勘案しながら財政運営を行っていく必要があるものと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）再質疑させていただきますが、目の前に、庁舎建設を含め高架事業の負担金も含め、めじろ押しになってると私判断しております。そういたしますと、このシミュレーションをもちろんされてると思いますが、具体的に、そういったことをされるお考えはない、そういったところも試算に入れた決算審査をなされるお考えはないのでしょうか。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）先ほど申し上げましたけども、あくまでも決算に基づくいろんな数値に伴う公表でありまして、将来的なにつきましては、町政執行部において今後の事

業計画を立てる中で、こういう負担比率はどうかというのは十分検討されて行われるものと考えています。その結果を受けまして、また、次年度以降についての、もう1年任期がありますので、その時点でのまた状況踏まえながら、判断をしていきたいと考えています。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方公共団体の健全化に関する法律第3条第1号及び第22条第1項の規定により、議会に報告する義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第7号については、これをもって終結いたします。これにて諸般の報告の全てを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、同意第2号、山林監守人の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第2号、山林監守人の選任の同意について。山林監守人の内田英生さんが、平成27年9月30日をもって辞職することに伴い、山林監守人の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者は、氏名は辻健人さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、同意第2号、山林監守人の選任の同意について、ご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。現山林監守人の内田英生さんが平成27年9月30日をもって辞職することに伴いまして、辻健人さんを新たにお願いするものでございます。山林監守人の選任につきましては、公有林野等官行造林条例第2条の規定に基づき、議会の同意を得て町長が選任するものでございます。山林監守人の職務内容といたしましては、海田町町有林監守人規則第3条に基づきまして、町有林を毎月1回以上巡視し、その状況を四半期ごとに町長に報告するものでございます。任期は4年で、定員は2名でございます。それでは、辻健人さんの経歴についてご説明いたします。住所は議案書に記載のとおりでございます。生年月日は、昭和13年8月17日で現在77歳でございます。職歴でございますが、マツダ株式会社を平成10年に定年退職され、その後、海田公民館山の会代表を務めるなど、活動しておられます。町有林の保護につきましては、深い認識をお持ちの方で、適任であると判断し、選任の同意をお願い

するものでございます。以上簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明終わります。これより質疑を行います。質疑あれば許します。  
崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。最初に第2点ほど。現在、町有林は何ヘクタール、どこにどのぐらいありますかということと、今の2名おられると報告、私も存じておりますが、だれがどこを町有林を監視するか、そんだけの、やっぱり2名もかかって監視するだけの町有林の価値があるか、ここ2点ほどお願いします。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、まず1点目の町有林でございますが、面積は125ヘクタールでございます。環境センター奥の町境あたりから熊野町沿いにずっと行きまして、金ケ燈籠山まで、洞所山から金ケ燈籠山までの125ヘクタールが町有林となっております。それから、町有林の価値という部分でございますが、これは林野庁との契約に基づきまず、監守を行わなければいけないという意味あいも込めまして、山林監守人を配置しているものでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）ちょっと今のね、町有林の面積よね、ちょっとわしも分からのじゃが、この決算書の面積とちょっと違うんじゃないか、それはどうか、それとね、どこをどういうふうに区分して、2人の監守人をつけられるか、それ2点ほどお願いします。

○議長（久留島）答弁すぐできますか。都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、議員2点目についてお答えします。2人の区分ということですが、特に2人の方に区分を定めて監視していただいとるということとはございませんので、くまなく走破し、確認をしていただいております。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、それからですね、私が先ほど125ヘクタールと申し上げてしまいましたが、決算書のとおり、122.7ヘクタールでございます。あわせて訂正させていただきます。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。桑原議員。

○7番（桑原）7番、桑原でございます。この辻さんですか、77歳という高齢者ですよ、その山林の管理という意味で考えたら、一般的にですよ、この方、知りませんけども、健康であるかないかということをまずですね、77歳の方が山林の管理をしていくという

ことについて、どのように考えてお決めになられたか、お尋ねします。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）先ほどプロフィールのところで紹介があったとは思いますが、まず、海田公民館の講座、山の会の代表、それから海田東公民館講座、楽しく歩こう会に参画、それとは別に、里山整備ボランティア活動というのをされております。そういった関係で、週に1回以上は、海田の山の中に立ち入り、いろんな活動されておるといふふうにお伺いしております。またお会いして話をしましたが、今のところこれといった病気もないということでございます。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）健康であると、ね、かなり険しい山を歩かれる訳ですけども、間違いない、健康であるという判断をされたということですね、これでよろしいですか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はいそのとおりでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。前田議員。

○14番（前田）14番前田です。あえてこれ反対とかうんぬんとかいうあれじゃないんですがね、今も言うたように非常に健康な方と、まあそういう方をお願いすれば非常によいんだとこういうふうには思いますが、以前こういう特に人事というかお願いするときね、極力というのか、大体70歳以下の方をお願いすると、70歳を基準にね、お願いしないんだという話がね、だいぶ前にあって、そういうのはね、一つの暗黙の了解みたいなことでずっときておるんですよ。あえて駄目じゃ言うんじゃない、山歩きも非常にね、立派な人であるということで、足も健康ということですけども、70歳いう基準を設けておった、過去にね、それについてどのようにお考えかというのと、もう一つはね、山を踏破するとか走破するというふうにも聞こえたんだけど、実際にそういう山が歩けるかどうか。おそらくほとんどは目視であろうというふうには思う訳ですがね。特別のがけ崩れとかなんかなら遠くからでもね、望遠鏡でも見えると思うが、今山の中を歩くようなことが実際できないんだと思うんですよ。課長の説明では、わしは走破いうて聞こえたんだが、踏破なんか走破何か知らんけどもね、その山に実際入るようお願いしとるかどうか。もうはっきり言うて、あまり今、崎本議員からもあったようにね、特別どうこうなるような山でもないんで、ひとつそういう林野庁かどっかの規定があるということだから、しょうがない。そういう役員になってもろうて目視で片付け

りゃええんじゃないか、山の中危ないんじゃないんかという気もするんじゃがね、そこら  
どういうふうを考えておられるか、2点ほど。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）まず1点目、年齢の件につきましては、今後の課題として取り組  
みたいというふうを考えております。それから2点目、山に入っているのかというご質  
問でございますが、実際山に入っていた上で、例えば倒木があれば、その場で倒  
せるものは、道の横によっていただく、そういった作業もしていただいておりますので、  
実際は山にしっかり入っていただいております。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。宗像議員。

○6番（宗像）6番、宗像です。多分みなさんも私もですが、はっきり理解できてないん  
じゃないんじゃないかと思うんですが、山林監守人の本来やるべき仕事、これを多分に  
規則なり条例の中にあると思うんですが、それを明確に示していただいて、実際に行わ  
れている、当然報告が、3か月に1度報告が上がるようなことちょっとさっき説明があ  
ったと思うんですが、報告の中身と、それがどうなっているのかご説明願いたいんです  
が。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）業務内容という部分の質問についてでございますが、先ほどもプ  
ロフィールの中で紹介がありましたが、毎月1回以上巡視し、境界標の毀損、滅失、盗  
伐、火災、防害虫の状況を点検する、というふうに条例に規定してございます。この内  
容につきまして、監守人から報告を受け、先ほどもちょっと紹介しましたが、倒木があ  
ればその報告、対応をしていただければその対応内容、それから病虫害が発生していれ  
ばその状況、そういったものを報告を受けることになっております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）それから先ほど、どの議員さんが質問されたか記憶はしっかりしておりませ  
んけども、2名の方が、区分はどういうふうに分けてるんかという話しの中で、特に分  
けてないということは、今の122.7ヘクタールの山林がある、その中を、月に2回はそ  
れぞれ交互に入られてるとなる、最低限2回は今の標識の毀損とか山の中の木の倒木と  
かそういうものを2回は確実に、だから全体を見ておるというふうな説明に聞こえます  
が、それに間違いないでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、そのとおりでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第2号について採決を行います。お諮りいたします。同意第2号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、同意第4号については、これに同意することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、認定第1号、平成26年度決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）認定第1号、平成26年度決算の認定について。平成26年度海田町一般会計歳入歳出決算、海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、海田町介護保険特別会計歳入歳出決算及び海田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。決算の内容につきましては、担当者に説明させますとともに、決算書及び主要施策の成果に関する説明書を提出しておりますので、ご審議いただくよう、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、平成26年度決算の内容につきまして、主要施策の成果に関する説明書によりご説明いたします。まず、一般会計でございます。主要施策の成果に関する説明書の3ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額104億2,219万6,000円、歳出総額100億8,418万5,000円で、差し引き3億3,801万1,000円の黒字となり、翌年度に繰越すべき財源6,785万7,000円を差し引いた実質収支額は2億7,015万4,000円の黒字となっております。次に、歳入についてご説明いたします。4ページをお願いいたします。なお、一覧表の決算額は、欄外に注記をしておりますが、地方財政状況調査の区分で作成をしております。決算書の決算額と異なるところがござ

いますが、ご了承いただきたいと思ひます。まず、歳入総額でございますが、104億2,219万6,000円で、対前年度比4億663万円、4.1パーセントの増となっております。主な内容につきましては、1款の町税が41億4,897万3,000円で1億6,956万円、4.3パーセントの増となっております。主な増額の理由は、自動車部品製造業の法人税割の増額や、設備投資の増に伴う固定資産税の増額によるものでございます。次に、10款の地方交付税につきましては、12億8,402万3,000円で、6,212万4,000円、5.1パーセントの増となっております。主な増額の理由は、地域の元気創造事業費の創設や臨時財政対策債振替相当額の減によるものでございます。次に、14款の国庫支出金につきましては、15億9,587万3,000円で、2億7,656万4,000円、14.8パーセントの減となっております。主な減額の理由は、平成25年度の国の経済対策であった地域の元気臨時交付金の減額などによるものでございます。次に、歳出についてご説明いたします。28ページをお願いいたします。歳出の一覧表についても、地方財政状況調査の区分で作成しております。まず、歳出総額でございますが、100億8,418万5,000円で、対前年度比3億8,680万4,000円、4パーセントの増となっております。主な内容につきましては、3款の民生費が34億9,119万1,000円で2,298万6,000円、0.7パーセントの減となっております。主な減額の理由は、平成25年度に実施した海田町シルバープラザ整備費の減などによるものでございます。次に、8款の土木費につきましては、10億9,288万6,000円で6億1,554万8,000円、36パーセントの減となっております。主な減額の理由は、平成25年度に実施した中店小学校線道路改良事業費や海田市駅南口土地区画整理事業費の減額によるものでございます。次に、10款の教育費につきましては、20億4,654万3,000円で10億3,358万円、102パーセントの増となっております。主な増額の理由は、海田小学校、海田西小学校の耐震補強事業費や、小・中学校空調設備整備事業費の増によるものでございます。続きまして、40ページをお願いいたします。性質別の歳出決算額でございます。人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費につきましては、45億9,728万6,000円で、対前年度比1億6,461万5,000円、3.7パーセントの増となっております。次に、投資的経費につきましては20億5,765万4,000円で1億3,570万6,000円、7.1パーセントの増となっております。次に、その他の経費につきましては、34億2,924万5,000円で、8,648万3,000円、2.6パーセントの増となっております。65ページ以降には、事業別の説明を記載しておりますが、個々の説明は省略をさせていただきます。続きまして、公共下水道事業特別会計でございます。381ペー

ジをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額 15 億 755 万 8,000 円、歳出総額 14 億 7,010 万 6,000 円で、差し引き 3,745 万 2,000 円の黒字となっております。382 ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、使用料及び手数料が 4 億 8,203 万円、繰入金が 3 億 7,809 万 9,000 円、町債が 4 億 4,970 万円となっております。389 ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、事業費が 5 億 3,967 万円、公債費が 8 億 3,279 万 2,000 円となっております。続きまして、国民健康保険特別会計でございます。405 ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額 30 億 7,558 万 6,000 円、歳出総額 29 億 9,933 万 7,000 円で、差し引き 7,624 万 9,000 円の黒字となっております。406 ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、国民健康保険税が 5 億 6,505 万 9,000 円、繰入金が 1 億 5,443 万 9,000 円となっております。414 ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、保険給付費が 21 億 2,462 万 1,000 円となっております。続きまして、介護保険特別会計保険事業勘定でございます。445 ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額 17 億 8,752 万 9,000 円、歳出総額 17 億 2,323 万 1,000 円で、差し引き 6,429 万 8,000 円の黒字となっております。446 ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、保険料が 4 億 3,445 万 7,000 円、繰入金が 2 億 3,796 万 5,000 円となっております。453 ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、保険給付費が 16 億 4,969 万 6,000 円となっております。続きまして、介護保険特別会計介護サービス事業勘定でございます。485 ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額、歳出総額ともに 1,486 万 2,000 円となっております。486 ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。サービス収入が 1,050 万 1,000 円、繰入金が 436 万 1,000 円となっております。488 ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。事業費が 1,486 万 2,000 円となっております。続きまして、後期高齢者医療特別会計でございます。493 ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額 3 億 901 万 5,000 円、歳出総額 3 億 840 万 8,000 円で、差し引き 60 万 7,000 円の黒字となっております。494 ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、後期高齢者医療保険料が 2 億 3,574 万 5,000 円、繰入金が 5,334 万 6,000 円となっております。498 ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納

付金が3億514万7,000円となっております。以上で、平成26年度の各会計の決算についての説明を終わらせていただきます。

- 議長（久留島）以上で説明を終わります。平成26年度決算につきましては、去る7月13日から22日まで、監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております平成26年度海田町決算審査意見書でございます。この際監査委員から、審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。内田代表監査委員。
- 代表監査委員（内田）それでは、先に提出しております、平成26年度海田町各会計歳入歳出決算審査意見書についてその概要を申し上げます。審査は、7月13日、14日、15日、16日及び22日の5日間、海田町一般会計、海田町公共下水道事業特別会計、海田町国民健康保険特別会計、海田町介護保険特別会計、海田町後期高齢者医療特別会計のそれぞれ歳入歳出決算を対象として行いました。町長から提出された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に適合して調製されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳簿等と照合するとともに、予算の執行状況について必要に応じて関係職員の説明を聴取する等により、審査を実施いたしました。そうしたところ、いずれも関係法令に準拠して調製されており、それらの計数を関係帳簿等と照合した結果、おおむね適正と認めました。以上、簡単でございますが、審査の概要を申し上げます。詳細につきましては意見書をご覧くださいまして、決算認定の参考にしていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
- 議長（久留島）以上で、決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。決算の認定につきましては、例年のとおり決算審査特別委員会において慎重審議していただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会の場をお願いしたいと思います。それでは質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。
- 15番（佐中）監査委員さんにお尋ねをいたします。15番、佐中です。意見書のですね、2ページの中に、保育所の保護者の負担金と町営住宅使用料の現年度分は収入未済額がないという表記をされていると思います。ところがですね、不納欠損で処理をされておる訳ですね。なぜこれを褒めてですね、不納欠損に対する対応が意見書としてないんですが、それはどうなのか、お尋ねします。それから、平成26年度から消費税が5パーセントから8パーセントに引き上げられとるんですね。消費税は町が、どういうんかね、政府に納めるお金で、下水道とか水道とかいろいろこうある訳ですけれども、町民の生活が非常に大きく変動してきたのも、この年なですね。これらの社会保障等、税の一体

改革でやられとる訳ですが、これらに対する監査委員の表現がないんですね。これはどうなのか、この2点お尋ねします。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）まず、収入未済がないことにつきましては、あくまでも現年分について収入未済がないと。当然ながらこうしますと滞納に向かわないということで、非常に現年から取りにいくということによっては、いわゆる収納率が上がってくるということで、ここについては、おおいに評価できると表現しております。それから、不納欠損につきましては、あくまでも滞納をしている方々に対する不納欠損でありまして、その状況状況に応じて対応しとるということと、これについては、この表現がないことについては、ここに書いてますように、より一層の財源の確保を図られたいと、その中に包含してもおるものでございます。それから消費税について、社会保障うんぬんありましたけども、これにつきましてはあくまでも国政での施策でありまして、私がここで以てのこれに対する意見については、述べることについては控えたいと思います。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）収入未済額が、ゼロであるということで、しかし、不納欠損であげられとるんですね。時効の分を調べてみると5年間で時効のそういう対象になっておる訳ですが、滞納や収入未済額がなかった場合、あの対応する場合に、もう長年の分のそういう対応を先に処理をしていくと、前年度だけですね、現年度、現年度だけで処理をすところかも分かりませんが、今までたまった分を先に払って当該年度については、収入未済額で残していく、こういう会計処理があつてしかるべきだと思うんですね。そうでなかったら、町民の財産である収入が入ってこないのを不納欠損で落として、財産の放棄ということにもつながってくるんですが、その対応については、どう監査をされて指摘されておるのか、お尋ねします。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）不納欠損につきましては、これまでの過去の監査委員さんにおかれましても、その状況等についての確認を行っておりますけども、その中では、取れないものは取れないと、あくまでも現年から取っていけば、滞納がないという一つの判断です。当然ながら、滞納されてる方についても徴収努力はしていると、してくださいということについては意見を述べております。結果としまして、現年を重点的に徴収していかれて、今後、次につながるような滞納額を減していこうと、ということの一つの考え

だと思います。当然ながら全く滞納されている方の徴収をしていないということではございません。それについては十分、徴収努力することについては取り組むよう、意見なり指摘をしているところでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）まあ、考え方の一つだろうと思うんですね。しかし、過去ですね、財産の放棄という形で、いろいろこの、職員が仕事をしていなくて、滞納がずっと続いているという事実があった訳です。事務的に処理をですね、ちゃんとやっていけばですね、不納欠損で処理しなくても、収入未済額だけ残して5年間のうちでどんどんどん、この方長い分から先に処理をしていくと、こういう、監査委員の指摘があってもいいと思うんです。今の代表監査委員の話の中では、現年度分を先に処理をして、今年度分については、徴収義務の仕事の範囲の中で、努力しておればいいという、私は受け止め方をしておる訳ですけれども、しかしそうではなくて、町民の財産ですから、それを、職員が一生懸命仕事をしてね、それを、当然支払うものは支払ってもら、町営住宅と保育所の料金のことですけれども、5年間の時効を過ぎればそれは法的には支障がないと思うけれども、そうでなかったら、長い分から先に処理をして、ずっとこれを継続をして法的に時効がないようにですね、すべきだという指摘が、私はあってほしいと思うんですが、この表現の中に全くそのことがないんで、どうなのかなという、お尋ね、再度いたします。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）ここに記述しておりますのは、現年度につきましては、十分徴収努力をされた結果、滞納が生じてないと。当然ながら、財源の確保をする上では、当然ながらその時効に至らないように、滞納者の方についてもですね、徴収努力をするのはそれは当然でございます。ただ、とれない方もいらっしゃいます。それにつきましてはいわゆる5年時効を待たずにですね、いわゆる執行停止等を行う方法も当然あると思います。当然ながら、くどいようですけども、現年プラス滞納とっていくのは職員の義務でありますので、それは十分そのことについては指導なり意見を述べております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。住吉議員。

○5番（住吉）5番議員、住吉です。おおむね適正と認められたというご意見がございしますが、こちらの意見書の2ページ、(4)番、介護保険特別会計では、介護給付費準備基金への積み立てがなされていなかった。予算管理については十分注意されたい。この

ような状況があっても適正というふうにご判断された根拠は何でしょう。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）おおむねの表現の中にどういう部分が含まれるかというのがありますけども、100 パーセント適正はないと、一部当然悪いところもあると。ここに掲げているのは主なことであります。中には小さいこともございます。それを踏まえながら、全体的にはこういう介護保険での積立関係の事務も未執行になつると。そこについては適切でないと考えておりますけども、全体的の中では、おおむね適切という判断をしたものでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）何をもっておおむねいうんか、あれこれあるんでしょうけども、この介護給付費の問題、36 ページにもございますけども、予算計上はあるものの、介護給付準備基金積立基金が積み立てされなかったことにより、不用額の分ですよね、1,668万8,995円、106万7,285.9 パーセント増加したためである。なんか今まで見たことのない数字が上がっておりますが、これは、人それぞれ捉え方が違うんでしょうけども、かなり大きなミスと言っていいように思いますが、その辺、監査委員としてはどのように捉えますでしょうか。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）この積立金の未執行につきましては、担当部署における失念をしたものということでございまして、これについては、非常に職員に対してですね、非常に残念に思っております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。前田議員。

○14番（前田）今の関連になるかも分かりませんが、不納欠損あるいはそういう未済ということについてですね、例えば公営住宅だと、ちょっと正確には覚えておりませんが民法169条かなんかで、時効があるんですね。だから公営住宅は今監査委員言われるように、5年以上払わないと時効が成立して、いわゆる不納欠損と、こういうことになっていく訳ですね。こういうことについてどのような指導をしとるんかがひとつ。それとですね、現年分は徴収しとるんだと、こういうことになると、現年分は、過去の、例えば現年分が1万円あった、仮にですよ。そうすると5年間の未済があるということは2千円ずつ5年間割り振ると、時効が5年間延長する訳ですね、少なくとも。今の民法の規定によってね、だから、ここらをどのような、監査委員として指摘しておるのか。ただ

いたずらに、不納を残さないために現年分から徴収して、次の5年以前のやつをね、時効がくるのを待っておるのか、どうもこのように聞こえるんですね。今の監査委員の答弁は。これじゃあ、先ほどあった失念しておりましたというようなことで職員の怠慢という声も出とる訳ですが、それ以外の何物でもないというふうに監査の意味がなくなるんじゃないかと、こういうふうにも聞こえる、思う訳ですね、私自体が。だから言う今の民法169条、確認してもらいたいと思うが、間違うておれば議長において条項の訂正を願いたいがね、そこらが、あわせて、監査委員にお尋ねしたい。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）徴収に関する指導でありますけれども、これにつきましては滞納者の財産の状況、あとは記録、いろいろ面談しますけれども、面談した上での記録の状況関係、あるいは当然、保証人がいらっしゃれば保証人との調整関係、これらについて、いろいろ指導しているところでございます。また、時効につきましては、当然ながら先ほど言いましたように、分納等すれば、時効の延長関係が出てきますので、それらを踏まえながら、適正に執行するようには指導、指導というよりも、意見、あるいは改善の要望をしたところでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今の、監査委員、だから、どのように指導しとるのかというところをね、例えばこういうところを注意したよ、というようところが、ちょっとひとつぐらいは聞きたい。それと今、そういういろんな問題ありますが、たとえばね、町長がいつも言われる保育所のね、じゃないけども、子どもの子育てのしやすいまちとか住んでよかったまちとか住みやすいまちと、こういうのがあるんですがね、いわゆる子ども、保育所の保育料については、時効がないんですね。町長の言われる住みたいまちとか子育てのしやすいまちと逆行するんよね。町営住宅はいたずらに、なんというか適当にやっておれば時効が来て、不納欠損で処理される。保育所には今言う時効がない。そういう矛盾というところもあるんですが、そこら、全部法的なことまで監査で勉強して指摘しろというのは酷な話かも分かりませんが、ある程度、そういう、ある物によっては時効がない。ところが、こちらはどうか知らんけどもつくりごとだから都合が悪けりゃあ議長が消してくれてもええけども、例えば町営住宅未納にしてね、左ハンドル乗ってのうのうとしとるといような、で、5年待てば時効で不納欠損で処理される。今言われる失念だとかなんとかいような、だからそこらについてどう指導とるのかというところ、指導の

ところを聞いとる訳。ただね、現年分からして残さんように処理しとるんだと、そりゃ会計処理上はそうかも分からん。監査として指導をする責任もあるじゃろうと思う、そこを聞きたい。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）監査委員として、滞納整理に伴う向う意見なり指摘につきましては、当然ながら、納税交渉についての記録的なもの、あとは財産調査をどうしておるか、あるいは預金調査等もあります。それについて、関係法令に則った対応をどこまでしているかについて十分対応するように、意見なり要望しておるところでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、認定第2号、平成26年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定等についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）認定第2号、平成26年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定等について。平成26年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴い生じた剰余金を剰余金処分計算書案のとおり処分するものとし、併せて同法第30条第4項の規定により、平成26年度海田町水道事業会計決算の別冊監査委員の意見を付して議会の認定にするとともに、同法施行第18条の第2項の規定により、平成26年度海田町水道事業会計継続費精算報告書を提出するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）それでは、認定第2号、平成26年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定等について、決算書をもとにご説明いたします。決算書の20ページをお願いします。まず、総括事項でございますが、平成26年度は、管路の新設、老朽管の布設替を行いました。また、平成25年度から継続費を設定して行っていた石原配水池の改修工事が完了しました。財政面については、水道料金収入は減少しましたが、事業収益は増加しました。なお、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、水道料金、メーター使用料、分担金の料金改定を行いました。次に、給水状況でござい

ますが、給水戸数及び給水人口ともにやや増加しています。続きまして、建設改良事業でございますが、排水設備工事として、配水管新設工事、配水管布設替工事と国信配水池の水位計及び砂走ポンプ所の濁度計の取替えを行いました。さらに石原配水池改修工事として、平成 26 年度は 1 池分の改修と附帯工事を行い、耐震化を完了しました。また、浄水設備工事として蟹原浄水場の濁度計の取替えを行いました。次に、財政状況でございますが、平成 26 年度の事業収益は、税抜きで 3 億 9,999 万円となり、前年度と比較し、1,221 万円増加しております。一方、事業費用は税抜で 3 億 6,291 万円となり、前年度と比較し 591 万円増加しております。以上の結果、差し引き 3,707 万円の純利益となっております。また、資本的収支は差し引き 2 億 1,006 万円の不足となり、当年度分の損益勘定留保資金等で補てんしております。なお、剰余金の処分につきましては、先ほど説明しました純利益 3,707 万円に、繰越剰余金 318 万円と、未処分利益剰余金の 2 億 2,288 万円を加えました、2 億 6,313 万円のうち、2 億 2,288 万円につきましては、資本金に組み入れ、また 3,500 万円につきましては、建設改良積立金として剰余金の処分を行うものです。また、継続費精算報告書でございますが、決算書の 44、45 ページをお願いします。石原配水池改修事業でございますが、全体計画 2 億 5,000 万円に対しまして、中ほどの実績でございますが、支払い義務発生額が 2 億 4,884 万 400 円でございます。右の比較欄でございますが、年割額と支払い義務発生額の差、115 万 9,600 円が精算残高となるものでございます。以上で説明を終わります。

- 議長（久留島）以上で説明を終わります。平成 26 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算につきましても、去る 6 月 30 日に監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております平成 26 年度公営企業会計決算審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。内田代表監査委員。
- 代表監査委員（内田）提出いたしました平成 26 年度海田町水道事業会計決算審査意見書につきまして、その概要を申し上げます。審査は 6 月 30 日に実施いたしました。審査に当たっては決算書類の計数が正確であるか、財務諸表が経営成績及び財政状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性を発揮して行っているかなどの点に主眼を置き、決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合確認を行った後に、関係職員の説明を聴取し、既に実施した監査の結果も参考にして慎重に行ったところでございます。その結果、決算書及び附属書類は計数が的確で財務諸表は経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示していると認められました。以上、簡単ではござい

すが、審査の概要を申し上げます。詳細につきましては意見書をご覧くださいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（久留島）以上で、決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定等につきましても、例年のとおり決算審査特別委員会において慎重審議していただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会の場をお願いをしたいと思います。それでは質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）先ほどのあれと同じですが、水道会計について、監査委員にちょっとお尋ねしたいのはですね、過去にですね、水道の未納という、本町に籍を置きながら、どこに居住しとるか分からんと、こういうなのも実際にあった。いろんな関係帳簿も見とるとのことだが、そういう細部にわたるところまで監査しとるのかどうかというのが一つね、本町に籍を置きながら居住してない、どこにしとるか分からん。もちろんそういうことですから、水道の料金、水道を使えば下水道も使う。もちろん未納になっておる。現在まだ時効は成立してないと思うんですがね、下水の場合は時効が5年で成立する。上水の場合は、あ、反対か、下水は時効がない。上水は時効が5年で成立する。これも参考までになれば、私の頭が間違っていなければ、民法の173条の3項、上水、時効あり、173条の1項、下水、なし。時効がね、なつとるはず。だからこういう未納、不納というものについて、不納の方は極力おこしたくない。ところが、今言うたように籍は置きながら居住してない、いろんなそういうケースもある訳ですね。だからそういう細部にわたるまでは言えとは言わんがね、それ問い詰めても、プライバシーとかそういう問題で、なかなか聞き出せない訳だが、監査としては、関係帳簿を調べるとのことだから、なにがしかの執行部に指導ができるものと思うが、そこらなんか承知しとるかどうか。それからそういう不納とか未納というものについて、先ほどと同じですが、どのような意見、指導してきたか、こういうことをお尋ねします。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）監査におけるいわゆる町内に住所を置いていない、籍はあるけど置いていないという方についての情報でございますけども、これにつきましては、あくまでも帳簿上住所がある方、その時点で住所がある方についての、いわゆる収入あるいは未収状況については、その一覧関係については、一定の確認をいたしましたけども、その方が、現在、町内にいないかどうかについてはまでは確認をしておりません。それか

ら、未納対策、上水が時効がない、上水が時効があつて下水が時効がないということでの指摘ありましたけど、逆じゃないかと思ひますけども、上水が時効がなく、下水が時効があるものと考えております。それから、それに伴う徴収方法につきましては、現在、上水、下水とも一つの課に統合されておりますので、そこからいわゆる、外部への委託をして滞納徴収をしている現状と、それから職員による徴収等がありますけども、当然外部についても積極的に徴収をしていただくよう、もらうようなことについて、してもらいたい。それから、職員の勤務時間内あるいは勤務時間外・夜間徴収についても、積極的に行つて、滞納を未然に防ぐ努力をするような、要望なり意見を述べているところでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）8、番岡田です。先ほどの消費税のことなんですけども、国の施策だからなかなか答えられんということなんですけども、海田町でも2パーセント、3パーセントですかね上がつて、ざつと500万か600万ぐらいが増えとるようなことだと思うんですけど、それは置いておいて、意見書の2ページなんですけども、一番下のところ、組織が一つ、機構改革によって一つに統合されたことによって云々かんぬんと書いてあるんですけど、一つに統合されたことによって、どういうんですかね、収納が進んだのかそれともどういうふうな、そうではないあまり変わつてないのか、というところをお伺いしたいと思います。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）消費税のことにつきましては、先ほど佐中議員に答弁しましたとおり、私の方から見解について述べることについては差し控えております。それから、一つの課で取り組んだということにつきましては、これまでは、水道課あるいは下水道課と連携をとりながらやっていた分でございます。これが一つの課になりましたものですから、そういう面では連携なり課内での取り組みがより強くなると。それに伴つて滞納処分あるいは滞納に伴う徴収事務がよりスムーズにできるようになったのではないかと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）では、スムーズになったことによって、実際にはどどういう収益が上がつた、徴収事務いうんですか、そういうふうなのが上がり滞納が少なくなったのか、その辺はどういうふうになつとるんでしょうか。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）徴収をした結果につきましては、それなりの効果はあったとは思いますが、極端に、倍とか3倍とかいうことではなく、あくまでも通常の現年分につきましては当然ながら一定の収入になりますけども、いかに滞納処分についての滞納者に対する対応ですから、これについては非常に難しいのは当然あります。そういう面では連携徴収については、一定の効果が期待できるような取組みをされているというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。先ほどの海田町決算審査意見書も今回の公営企業会計の決算審査意見書も、本当に町民の側に立った厳しい意見書になっておりまして、私は評価しております。この今の企業会計の意見書の中で、2ページですけども、この企業会計は、給水サービスの向上を目指した老朽化施設の整備や企業債の償還等が将来に渡って続くことから、経営環境は厳しいものがあると。また、そのことがあるので将来に渡る財政収支見通しの作成を早急に検討されたいという的確な意見書ですが、この収支見通しの背景には、私、毎年毎年水道会計は厳しいのではないですかと意見申し上げてきておりますが、その結果は厳しいものであれば、次の段階の指摘を意見書に記載される、正しく記載されるお考えはあるのでしょうか。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）水道会計につきましては、現時点では黒字になっておりますけども、現行におきましても給水人口の減少、これから大規模事業を控えていることを踏まえまして、将来的には非常に厳しい環境にあると考えております。そういうことを踏まえながら、現行から将来にわたる収支見通しについては、早急につくる必要があるのではなかろうかという意見を述べたものでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）今この海田町は黒字であるっておっしゃいましたけども、正式な黒字は数百万であったという、単純黒字ですね、今年度のこの黒字が発生した背景には、おうちがたくさん建って、住宅建設の増に伴う分担金が随分影響していると思いますけども、これは、将来にわたってこの建設が進んでいくとは限りません、まだ数年間続くと思いますけども、このことであの黒字が発生していると私は判断しております。ほんとに厳しいと思いますが、この収支見通しを早急につくられたいという申入れをされております

が、それはいつまでというのはお考えになってはいませんか。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）あくまでも監査委員は現行を踏まえて、その結果に対して意見を述べるということでございますので、それについては執行部がどう判断されるかは、執行部の判断でございます。これについては私の方からいつまでということではなく、早い段階で作成をし、財政健全化に努める必要があるのではなかろうかという意見を述べたものでございます。

○議長（久留島）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。この際、認定第1号、平成26年度決算の認定について及び日程第2号、平成26年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定等については、議長より発議をしたいと思っております。本件につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く議員14名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中といえども、審議しうることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、本件は議員14名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決めます。この際、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長、副委員長互選のため、暫時休憩いたします。委員の皆さんは委員会にご参集ください。再開は追って通知いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいま決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われましたので、その結果についてご報告いたします。委員長に大江議員、副委員長に西山議員と決しております。以上で、平成26年度決算の認定についてを終わります。暫時休憩いたします。再開は11時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前10時50分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

〇議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開します。日程第 7、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。9 番、西田議員。

〇9 番（西田）はい。9 番、西田です。大きく 2 点の質問をいたします。まず 1 点目、災害対策を、に関して質問いたします。地球規模で起きる地球温暖化に伴う海水面の上昇に相まって、大潮と巨大台風の影響が重なる季節には海水面がピークに達し、津波対策を含めた高潮対策の具体的な対策が急務になっています。また、昨年の平成 26 年 8 月 20 日の広島北部などを襲った集中豪雨による土砂災害は、死者 75 名を含めて甚大な被害を与えました。国は、その他各地で頻繁に起きた豪雨災害に対応するため、土砂災害警戒情報の提供や地域防災計画などの法律の一部を改正をしました。本町をみまわすと、海に面する地域と共に、中央には東西南北に二級河川が流れ、その周りの平地も海拔が低く浸水被害があります。また、周囲は山に囲まれ急傾斜地が多く存在し土砂災害も受けています。つまり、本町は、海からの高潮や津波、豪雨による山からの土砂崩れや川の氾濫、低い土地の浸水を受けやすい環境を抱えているということです。これを受け、海田町防災会議も平成 26 年 3 月に海田町地域防災計画の震災防止と基本・風水害対策の修正、平成 27 年 4 月には海田町の土砂災害ハザードマップ・高潮浸水ハザードマップが改訂されました。今年も、梅雨の時期に低い土地の浸水や台風の通過と大潮とが相まって、尾崎川では越水付近まで水位が上昇しました。他方、近隣の市では長雨が繰り返す中で土砂災害を避けるため躊躇なく避難勧告が発令されました。以上のことから、国、県、町が連携し災害に強いまちづくりを具体的に進めるために、次の質問をいたします。1、海田湾および瀬野川河口付近の高潮対策の計画と進捗状況、ならびに所管官庁への働きかけを含めた災害対策への取り組みはどのようになっていますか。2、尾崎川の氾濫や環境対策に対するポンプの増強を含めた排水強化策の計画と進捗状況、ならびに諸管官庁への働きかけを含めた取り組みはどのようになっていますか。3、雨による冠水が常態化していると思われる低い土地の水路整備やポンプ増強による浸水対策を早急に実施すべきと考えるが、その後どのように対応されていますか。4、急傾斜地崩壊危険箇所は何か所あり点検結果はどのようになっていますか。土石流危険渓流は何か所あり調査結果はどのようになっていますか。また、他の市町では避難所を併記した土砂災害ハザードマップにおいて、土石流による被害のおそれのある地域にある避難所

を解除する動きがあります。そこで、本町でも災害予防計画や住民がよく目にする土砂災害ハザードマップとの関係を精査し、地区別や拡大表示をすることで分かり易く、地域に合ったマップを定期的に発行してはどうでしょうか。5、土砂再議時の避難基準は、1) 自主避難の呼び掛け、2) 避難準備情報、3) 避難勧告、4) 避難指示とあり、避難に関する判断・伝達マニュアルも災害予防計画や土砂災害ハザードマップとの連動性を含め、見直しが必要と考えられます。そこで、避難に関する判断・伝達マニュアルはどのような整備状況にありますか。また、昨年8.20豪雨災害では自主防災組織の重要性が教訓としてあり、地区ごとの連携や訓練が求められていますがどのように考えられていますか。次に、大きく2点目、JR海田市駅南口のバスターミナルの整備を、に関して質問いたします。JR海田市駅南口の東街区の区画整理事業は、仮換地も進み街路整備への着手と換地に向けての最終の整備に入っています。西街区の地区計画は東街区の街路と連携を図る意味で、整備を早期に進める時期にきていると思われまし、JR駅南口のバスターミナルの整備が駅前の発展に直結してると考えます。そもそも元の区画整理事業は西街区と東街区の合計5.8ヘクタールで推進されており、用地買収も西街区には多く点在し、その有効活用とバスターミナルの再整備が駅周辺の発展につながるものと考えます。JR海田市駅前のバスターミナルへのバス往来が多くあった20年前の平成5年の1日乗車平均人数は1万225人でありましたが、バスの乗り入れが減少した近年、平成24年では9,174人と、約10パーセントも減少しています。また、この近隣の駅の例を見ますと、バスターミナルが新設された矢野駅は5,741人が、7,953人で約39パーセントも増え、バスターミナルがない向洋駅は1万3,276人が9,640人で、約27パーセント減少しております。安芸中野駅では3,380人が、2,917人で約14パーセント減少しております。バスターミナルの利用度によりJRでの乗車人数に大きく寄与することを裏づけるものと考えます。さらに、JR海田市駅南口周辺を見ると、広島市の安芸区民センターから海田市駅に向かうJR山陽本線の南側の拡幅が花都川まで進み、JR海田市駅南口の目の前に来ています。それに加え、地区計画も西街区の中央街路である町道14号線の整備とJR海田市駅南口前ロータリーとの接続計画や、瀬野川右岸に接する町道2号線の拡幅による県道広島海田164号線とのスムーズな通行を計画されています。これらバスを含めた車の動線をバスターミナルへ集中することは、利便性の向上や駅周辺の活性化にもつながると考えられます。以上のことから、海田市駅南口のバスターミナルを中心とした道路整備は、JR駅の利用を含めたその周辺のにぎ

わいにつながり、これからのまちづくりに大きく寄与すると考えられることから、次の質問をいたします。1点目、今まで提案してきた安芸区民センターから海田市駅へのアクセス道路の早期実現とバスの進入、つまりバスターミナルの拡充強化を図ってはどうか。2点目、西街区の街路網はJR海田市駅南口のロータリーへのアクセス改善に重要であるため、早期の整備を進め、駅周辺の活性化につなげてはどうか。3点目、駅南口バスターミナルへの新たな動線整備やその利便性を向上させ、町道2号線の拡幅と同時に、明神橋を含めた県道広島海田164号線の隅切りはバスの通行のスムーズ化や交通渋滞の解消にもつながると考えられ、駅南口のリニューアルと町のにぎわいにもつながるため、早期に進めてはいかがでしょうか。大きくこの2点を質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西田議員の質問に答弁をいたします。まず災害対策についての質問でございますが、1点目については、海田湾は国土交通省において、昨年度に引き続き、矢板の打ち込みなどを行う基礎工事が行われており、基礎工事後、本体工事に着手し平成32年度の完成を目指していると伺っております。次に瀬野川河口付近は広島県において、昨年度に引き続き、厳島神社から運送会社までの本体工事が実施される予定で、平成30年代前半の完成を目指していると伺っております。また、高潮対策事業は、できる限り早期に事業完了していただけるよう機会を捉えて国や県に要望を行っております。2点目については、ポンプ場新設に向け、陸上自衛隊海田市駐屯地の敷地の一部を候補として、自衛隊との協議が継続されていると伺っております。また、できる限り早期に工事着手していただけるよう、機会を捉えて要望を行っております。3点目については、既存の水路の改修により効果が見られる箇所については、勾配修正や部分的な改修が検討されております。また、竹貞地区については、第1ポンプ場を平成28年度に据え替えを行い、第2ポンプ場については周辺の幹線整備とあわせて効果的な整備を検討してまいります。4点目については、急傾斜崩壊危険箇所が74か所、土石流危険溪流が44か所で、毎年梅雨前に土砂災害危険箇所のパトロールを行うほか、広島市の土砂災害後に行った土石流危険溪流の点検では、異常は見つかりませんでした。またハザードマップは、町として町内全域の危険箇所をカバーするために作成したものであり、内容も十分に理解いただけるものと思いますので、地区別や拡大表示のハザードマップの作成は考えておりません。5点目については、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、運

用を行っておるところでございます。また、自主防災組織が相互に連携し、情報交換や防災訓練を実施することで、地域の防災力の向上につながると考えておりますので、必要な支援を行ってまいります。続きまして、海田市駅南口のバスターミナル整備についての質問でございますが、1点目については、アクセス道は現計画の策定の経緯もございますので、計画どおり整備するものが最も適切であると考えております。またバスターミナル拡充・強化については、海田市駅南口土地区画整理事業において整備を進めてまいります。2点目については、町道14号線から海田市駅南口線へのアクセス道路を先行して整備し、その他の道路については、今後検討してまいります。3点目については、町道14号線と海田市駅南口線をつなぐアクセス道路の整備に引き続いて、町道2号線の拡幅を考えております。また、明神橋を含む県道広島海田164号線の隅切りについては、状況を見極めながら設置の有無を判断してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）それでは再質問をさせていただきます。まず、ハザードマップで、1と2のですね、災害に対しての1と2の質問に関してですが、昨日もテレビでも放映されておりましたが、この防災に対して、非常に住民の方々関心を持っておられます。今年の8.20後においてですね、いろんな教訓が得られて、その報道が、新聞も含めてですね、報道がなされてきておると思います。そこでですね、一番に聞きたいのは、まず、1点目の西方面において、西方面においてですね、幼稚園、保育所、それから小・中・高等学校、それから緊急時に必要に迫られる施設等が展開しております。そういったところから、周辺をまとめて整備することが非常に効果的というふうに考えますし、先ほど答弁がありましたように、いろんな整備が随時進んできているという答弁でございますが、これは早く進めていかないと、現実、そういう状況が今見られてきている。特に、今年の6月、7月ですか、このときの集中豪雨においてもですね、10分間に町長の行政報告の方で示されておりましたが、10分間に9.何ミリのですね、豪雨があったと聞いておりますが、それが長く続かなかつたからこそ、逆に災害が防げたと。もし続いておればその浸水が起きておる、溢れるような状況にはなってきておりましたから、浸水が起きていることも考えられます。それでですね、再度お伺いいたしますが、今のこの高潮対策、それから津波、まあ高潮対策すればですね、津波対策にもつながってくることも考えられますので、そこらをですね、もう少し前倒しするような努力をしていただきたいと思いますと思うんですが、そういったお考えはいかがでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、高潮対策分につきましては、国と県の事業がございますが、双方におきまして、今の計画年次が少しでも前倒しして完成していただけるように、今後とも引き続いて、強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）強く要望するというので、具体的にどのような方法で要望されていくのか、その点をですね、もう少し明確にしていただけませんか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）まず広島県におきましては、西部建設事務所に、毎年度事業説明会というのが開催されます。そちらの方で直接早期の事業完了の要望させていただいておるところでございます。それ以外にも、市町村会でありますとか、中央地方振興対策協議会等を通じて、これらの早期実施・早期完了を要望させていただいておるところでございます。国につきましても、先ほどの、機会を捉えた協議会等を通じた要望とあわせて、港湾振興協議会というのが毎年度ございますので、そちらの協議会に町長の方がご出席いただいた際に、やはり同じように、早期完了を要望させていただいておるところでございます。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）今お聞きすると、口頭のような形での要望になっているように伺えるんですが、書面を持ってですね、要望していくという、そういった行動が少し見えないんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）先ほど申し上げました西部建設事務所の方でありますとか町村会中央地方振興対策協議会等につきましては、書面にて町の要望事項の方を送付させていただいているものでございます。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）次に、1の3のところの浸水が起きている、相変わらず起きている、恒常化しているというふうに、言っても過言ではないというふうに思いますが、毎年、要するに浸水が起きております。今年もこの9月に入って、雨が降ったときにですね、そのときにずっと夜回らせていただきました。この浸水が現実起きてですね、夜回ると、その水路に人が落ちるとか車が落ちるような、現況が見られたんですね。ポールが立っ

てるところはあるんですが、立ってないところも随分あります。そういった意味ですね、この特に整備の順番いうんですかね、優先順位といいますか、この優先順位をきちっと精査する必要があるんじゃないか。今まで何回か質問をさしていただいておりますが、現実に取り残される現状が随分あります。特に曾田地区ですね、ここはもう恒常的、それから、なおかつ蟹原地区においてですね、ここも浸水が非常に見受けられます。で、そういったところはですね、現実起きてきておる。私がですね、実際に写真を撮って情報提供もいただいておりますが、そういったことを踏まえてですね、やはり、早く手を打っていただけないと、いつも言われてる安心安全なまちづくり、これにですね、特に私優先順位が早くしないといけない現状を目の前に見ておりますので、そこをですね、やっぱり、考えていただきたいというふうに思うんですが、この優先順位の付け方と、それと今後そういった危険がある、危ないというようなところがあるにもかかわらず、ずっと放置されてきてる、ここをどのように考えられているのか、お伺いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、浸水被害が恒常的に発生している地区につきましては、生活安全課とともに連携をして、箇所把握に努めておるところでございます。特に曾田、蟹原地区という箇所のご指摘がございましたが、地域住民様からの、そういった情報提供をもとに、対策について、検討を進めさしていただいておりますところではございますが、今ご指摘のように、浸水時に水路の場所が分からなくなったというような箇所につきましては、早急に対応の方をしまいたいと考えております。それとは別に、恒常的なそういった浸水対策の解消を図れるような、抜本的な対策はないかどうかというのは、引き続き検討しまして、今後の対策を実施してしまいたいと考えておるところです。で、対応の優先順位の考え方でございますが、基本的には、幹線道路、そういった交通量の多いところ等が優先順位の上位には上がってこようかと思いますが、浸水の状況がひどいといいますか、その浸水の量が多い場所というのも当然優先順位が上がってこようかと思っております。それらの諸処の状況を見定めた上で、総合的に勘案して優先順位の方は決定をさせていただいておりますところでございます。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）優先順位を今のような形で、災害の起きやすいところをまず、それから、幹線を優先すると、というような答弁がありました。が、現実、もう5年ぐらい前からこのテーマに関してですね、質問をさせていただいてるし、なんら進んだ傾向がちょっと

みられない。まあ、ポンプに関してはですね、ある程度進展してきているとは思いますが、雨水の排水に関して、どこまで、雨水の流れをきちっと把握されているか、ですよ。管内ですよ、あくまでも、上じゃなくて、管内の雨水排水、管内の流れが、きちっと把握できているかどうか、その点はどうでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）海田町の方では、水路につきましては台帳を整備してその把握に努めておるところでございますが、水路というのがずっと昔の経緯もございまして、水路等につきましては非常に複雑であったり、民地を通っているケース等々もございしますので、その辺の把握には非常に苦慮しておるところでございます。したがって、職員がそういったパトロールの機会であるとか、住民さんからのそういったご指摘等、要望等を受けた際に、水路台帳と現地を精査しまして、分かった部分については、その都度修正を図って道路台帳の制度の向上を今図っておるところでございます。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）要するに、水路台帳整備を精査していただいて、精度を上げていただく、それは逆に言えば雨水がどのような流れで全体が動いておるのかを把握する意味で、非常に基礎データとしては重要なポイントで、そこが解決できないのが現実にあるということですよ。私も、指摘したさしてもらったんですが、雨水の流れが全然違う方向に流れておったり、台帳とは違う方向に流れておりますという指摘もさしてもらったと、それは個別にですね。だから、やっぱりそういったところの精度を、期限を切らしてもらいたいと思うんですけど、いつ頃までに台帳をきちっと精査されるのか、お尋ねします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）水路につきましては、蓋がされてない開渠と、蓋がされてあります暗渠とがございます。特にその把握に苦慮しておるのは、暗渠の部分になってまいります。水路ですので当然高いところから低いところに流れてまいりますので、そういった勾配関係の把握等々を全町的にやっていくということになると、非常に大変な事務量になりますし、また、それを委託するにしても、非常に高額な多分委託費用がかかります。本町といたしましては、できるだけ早くその辺の精査を行ってまいりたいと考えておるところです。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）水路の中の雨水の流れというのは普段でも確認とれますよね。上から、私は、

実際には写真を撮ってですね、どういう方向に流れておるが、台帳的にはどうですかいう、まあ、あの、投げかけをしたことがあると思います。普段からできることを踏まえながら台帳の整理、それとそれに基づいてやっぱりきちっと早目にですね、精査していただきたいと思います。その次にですね、土砂災害ハザードマップについてですが、これが、今年発行されたぶんですね。これ、見ていただくと分かるように、拡大しないと全然分からないような現状、これご理解できません。これは、必要がないような考えがなされておりましたが、これに基づいて、マニュアルも、避難マニュアルとかそういったとも当然検討されてる、ですよ。だから、やっぱりこういうハザードマップを、もう少し住民の方々に分かるように、拡大してあげる必要があると。それと、昨日のテレビの話では、内閣府がまとめた総合土砂災害対策いうのを内閣府がまとめて、6月4日に出されてるんですがね、その中には、住民さん一番要望されてる、今回の災害を受けてもですね、一番大事なことは、やっぱり自分から逃げていきたい、要するに自助ですよ、ということが非常に重要であるというふうに言われております。その、自助をするためには、そのまわりの状況がどういう状況であるかいうのを皆さん住民の方々にもっと分かりやすく説明してあげる必要があるんじゃないですか。資料提供していく必要があるんじゃないかと思うんですが、その点いかがですか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）当然に、住民の皆様には情報提供、必要だろうと考えております。で、このハザードマップ、A1版で刷っておりますが、ご自宅の近辺というのは十分に見えるものと考えておりますし、また、ホームページ方にも、このハザードマップを掲載させていただいておりますので、そちらの方も十分に活用できるものと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）はい、それが分かりにくいから、私は今回質問させていただいている、まあ、ホームページ見ますと広島県のホームページにもこれ出てます。その土砂災害溪流とかその流域がどうなっているか、範囲がどこに及んでいるか、これは分かりにくいですよ、現実。非常に分かりにくいと思います。じゃ、もう少し詳しく聞いてみますが、いの一番にある。避難所のいの一番にある、海田公民館、海田公民館はどういう位置にあるんですか。ちょっと教えてください。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）海田公民館の地図上の位置でございますが、県の危険箇所の区域に

入っておりますが、町で想定しております区域からは、外れておるものと、そういった位置でございます。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）県の区域には入っているのに、町の区域には入らないという判断、そこらほどのようにされてますか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）そもそもこのマップにつきましては、過去の災害の状況等を考慮しまして、海田町で影響のあったものについて、海田町分を独自に掲載しているものでございます。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）それですね、この図面見ていただいたら、よその市町は、危険区域ですね、そういうところに入っている、要するに、避難所とかですね、そういったところを削除する動きが今出てきておりますよね。広島市も同然そういうところがございます。海田町には、よく見ると、あるような気がします、その点、きちっと精査されてるんですか。指定区域が、削除しないといけないところがあるんじゃないですかという質問です。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）そのマップのですね、右側に指定緊急避難場所と指定避難場所の一覧がございますが、そちらの方に土砂災害で避難していけない場所というのは、バツで、土砂災害の欄にバツを表示さしていただいて、その災害ごとに区分をさしていただいております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）だからそのバツで区分されているのを、私、調べさしていただいたんですがね、マニュアルの方の、マニュアルはいつ改訂されましたか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）現在のマニュアルにつきましては、平成23年に作成をしてしたものでございます。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）23年に作成されたマニュアルに基づいて避難するいろんな行動をですね、執行部はとられておると思うんですが、指示をされてですね、とられていると思います。

その中に記載されている内容にこのマル・バツはきちっと合ってます。いや、合っていないからこそ、こういう質問をさせてもらってるんですから、そこを十分考慮しながら、答弁してください。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）現在、活用しております避難勧告等伝達マニュアルにつきましては、広島市の土砂災害後に改定の作業を行っていった訳でございますが、先月の19日、国の方が、このマニュアルの作成ガイドラインの方を変更されました。その説明会を受けて、県の方が10月、今年の10月に避難判断マニュアルの改定版を出されるという情報がございまして、それに合わせて、改定をさせていただきたいと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）だから、改定なされてないというのと、こちらのマップの整合がとれてない、これ、出された中にですね、前回は質問させていただいたんですが、危険溪流流域も含めて、これ、載ってないところも随分あるんですよ。だから、これは今年の4月にだされたんでしょ、これは4年前にですか、4年前に出されたものですよ。今はこのマニュアルに基づいて皆さん行動されているんですね、住民の方々にはこれを出されている。これの中にも今広島県も含めて、ずっと調査さしてもらっておりますが、まだ抜けている点が随分この中にもあります。そういう不備な点があるので、今回はこういう形の質問をさせていただいているんです。そこらの精査をきちっとしていただいて、住民さんが分かる形のものをしてしないと、してあげないとですね、安心安全のまちづくりはできんと思います。それと、地区ごとに全部違いますよね、避難行動は。だからそういった懇切丁寧な、マニュアルづくりを、情報提供ですね、していただく必要があるというふうに考えるんですが、その点はいかがですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（臼井）議員ご指摘のように、確かに4月に出しましたハザードマップと避難判断マニュアルについては、まだ改定が、マニュアルの方の改定が、まだ、先ほども言いました、国の基準、ガイドライン等が変わっておりますので、見直しを行われておりましたので、まだ改訂作業で進んでないというのが現状でございます。先ほど次長が答弁いたしましたように、国のガイドラインが出ました、県の方も10月には改訂作業を行うということでございますので、町としましても、できるだけ早い時期に、このハザードマップと判断マニュアルの方の整合がとれるような改定作業を行っていきたく

考えております。そこらを踏まえて、町としましてもできるだけ細かい情報を出していきたいと考えております。それから、各地区の自主防災組織、こちらあたりが、実際に自分たちの目で見られた情報といいますか、そういったハザードマップ的なものを自治防災組織でもつくっていただければというふうには考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）それでですね、今、自主防災の話が出たんですが、先にですね、こっちの方の話をちょっときれいに整理しておきます。こちらの方の、要するに、避難指定の所の解除の話しが、まだ答弁返ってきとらんと思います。解除するような内容というのはありませんか、これ、見てから。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）今のところ、これを改定する予定はございません。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）改定すると言っているんじゃないんです。解除する、要するに、避難場所として、これはふさわしくないということで、避難場所じゃありませんよという方向にもっていく、解除するということの、今質問をしている訳ですよ。この改定に関しては、私もあといろいろ言いますが、その、解除の話のことです。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）この土砂災害ハザードマップをつくる段階で精査をさしていただきまして、これを作成いたしておりますので、現在のところ、避難所をあらためて解除するということは考えておりません。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）前回は質問させていただきましたが、急傾斜のこのところですよ、流域、これが、現実に全部載っています、網羅できてます。そういったところ不備がありますよいうてから答弁なされたじゃないですか。数が合わんですよ、じゃったら、数数えて、これいっぱいいっぱい青い線が引いてありますが、数が合いますか、説明されてる内容と。ここに載ってる内容が、先ほど説明されてる内容と合いますかということですよ。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）こちらのほう、マップにつきましては、もちろん、県の情報を元に作成さしていただいておりますし、今の、避難所の解除につきましても、それぞれにそれぞれ災害ごとに区分をさしていただいて、表記をできるところとできないところを表

記さしていただいておりますので、改めて解除ということは考えておりません。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）質問ちょっとすれ違っているようなので、一応もう一度ですね、これを確認してください。で、示されている内容が、町のハザードマップということがポイントですから、県のハザードマップではない、だからそこをやっぱりきちっと精査していただいた形で、また情報提供を新たに住民の方にして、大事なのは、各地区の方々の逃げ方が違う、そこをしっかりとですね、住民の方々に情報を提供していただくようお願いしたいということで、ここの点は、質問を終わります。次に、バスターミナルの件の再質問をいたします。2、3年前からずっと言わせていただいている、安芸区民センターからずっとJRに向かって、それからJRの南側をずっと通って行きますと、そこまでは広島市の領域ですから広島市さんが随分拡張されて道路幅が非常に広がっています。その後海田町分になりますから、海田市駅のホームのような形になっていると思います。これはまだ決定ではありませんから、はっきりとは言えませんがJRの高架事業の中に、そういった道路が現実に示されているところがございますね。その接続がですよ。その接続が示されておるんなら、そのまま駅に向かってターミナル、バスね、最低限、運行できるような形態を作っただけであれば、海田市駅前南口にバスが入ってくるのではないかと、そういった点があって今回は質問をさせていただいているんですよ。で、バスが入る入らなでは随分違う、ここは数値を出さしてもらってですね、説明をさせてもらったと思いますが、やっぱりバスの運行いうたら非常に重要、それからタクシーの運行、特に今から高齢者が増えてくるなかでですね、そういう交通弱者の対策として非常に有効、重要というように考えているんですが、その点いかがですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）アクセス道路、安芸区民文化センターの前の道路をそのまま海田市駅の南口の駅前広場にアクセスさせてはどうかというご質問でございますが、今の現計画の地区計画の策定された経緯もでございますので、現計画で整備することが最も適切であると考えておるところでございます。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）現計画で示された範囲はそれでやりますが、では新たに、今言ったようなJRの高架も含めたそういったものがでてくれば、それらも含めて検討するということがよろしいですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）JRの見直し方針が示されて、今後設計の方に移られるというふうに伺っておりますが、その内容が地区計画に影響を及ぼすというようなことであれば、当然それは協議を行って、今後詰めていく話になろうかと思えます。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）計画が見えてないように今表現されたんですが、計画は見えているじゃないですか、高架JRの線路の下にあれですか、道路を付けるように確認されてるんじゃないですか。まずその点まずお伺いしましょう。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現在示されております方向性で行きますと、現在の窪町の、下がった、あの高さで道路ができると。あそこが下がっておりますので、勾配がとれるという形になりまして、今西田議員がおっしゃいました、南口と同じ平面という形になりまして、あそこの登り勾配の中では、今計画されておりますような、3.6以上はとれない、あれは、逆に、今の窪町の町道と接続させるということで、その高低差を利用してあそこに新たなアンダーができるということでございますから、今おっしゃいました南口と平面が同じになるというためには、そこに新たに道があるという形になりますが、現在の呉線の形態は残して、現在示されておりますのは、一番その北側になる山陽本線1本分のところをとろうという計画でございますから、おっしゃられましたところに、現計画では、現在示される方向性では、南口と同一の高さの道路はできないという形になります。もう1点、今示されております方向性で行きました場合、区民センターのところアンダーになる計画が示されておりますので、ここでもやはり分断されるという形で、現段階で、山陽本線の南側にずっと線路沿いの道をつくるということは、現在示されている方向性ではできないと、そういうふうに考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）今説明されましたように、じゃ西街区中央線との連結を図れるという見通しがあるというふうに理解できるんです。その西街区の中央線もこのまちづくりのにぎわいにおいて非常に重要なポイントと私は考えています。で、それを逆にいえば提案されてきたと思えます。だからその接続も含めてそういった見通し、計画はじゃ、どのように今から進めようとされているのか、これ何回も質問さしてもらっています。西街区の中の道路ね、中央線です。それから、JAの横をずっと上がってロータリーへ上がっ

て行くという。これも示されておりますよね、地区計画の中にですね。だから、そこらを含めてやっぱり、そういう計画の見通しがあるなら、今度こちらの方に影響があるというところで、中央線をじゃあどういふふうを考えるのか、その点をお伺いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）町長答弁でもありますように、まずその中央線と南口を結ぶ線、これについては、現在、実際の検討に入っております。それから、今後、新町のところにできます、新しいアンダーのもう少し詳細なものが出ますと、これは、逆に町道部分を拡幅して対応していく必要があるのではないかと、アンダー部分の車線よりも狭いことになりますと、そこで急に狭くなりますから、同じようにしないといけないと思います。残っておりますのが、その部分から新しく南口から降りてくるところまででございますが、ここはやはり区画整理のときの経緯もございましたように、まず、地権者の方にどの程度ご理解いただけるかというところがポイントになってくるとは思います。町長答弁にもあれしておりますように、まず、そこへおりの道をつくった上でさらなる検討していきたいと、そのように考えています。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）どっちにしてもまちづくりの方向は海田町独自につくって行かないといけない、そこを最初に図面に落としてあるし、じゃこっちのこの瀬野川の右岸の方の話を聞かしてもらいます。JAのすぐ横ですね、あの道路はもう何年、7年ぐらいになるんですかね、歩道橋、5年か、歩道橋を撤去して、要するに子どもたちの安全安心のための歩道橋を撤去してですね、そこを隅切りを取って、昔の旧2号線ですよ、今の県道広島海田線、そのスムーズ化を考えるという図面を実際に作成されておりますよね、そこらがずっと置きっ放しになってるんですよ。で、今現状見てください。あそこは今随分混雑してますよ。ひまわり大橋のほうから中心を含めて。そういった形態を、優先順位が、先ほどから聞かせていただいておりますが、優先順位がどこにおかれているのかが見えないんですよ。描かれたんですよ、で、歩道橋まで撤去してしまったんですよ。すぐできるんだというふうに私は理解しておりましたよ。私らも、警察とか県の方にもですね、要望に行ってきましたよ。で、図面が出てきたじゃないですか。その図面が、未だかつて何も進んでない。停滞した状態になってるんですよ。そこはどのようにお考えですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）これも町長の答弁にございますように、順番といたしましては、まず、窪町の町道へ下りるための接続道路、これをつくりませんとJAの横が、道路廃止できませんので、まずこれをやると。その次が、今度はJAの横の道路を、あすこを埋めて町道2号線を拡幅する、これが次でございます。最終形が町道2号線と県道とのタッチをどのようにするかという形でございますので、そういった優先順位としては、まず、南口から窪町へ下りる道路、これをまず、優先して先行してまいりたいというふうを考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）だから、先行して考えるという図面はもうだいぶ前に出ておるんです。で優先順位があるといわれるのなら、当然もう実施されとらんといけないんじゃないですか。だから、進んでないんですよ、そういった意味で、まちづくりが。全然、まちづくり、今進んでないんじゃないですか、そういう意味で。書くのは書きますよ、で、邪魔になるのは撤去しますよいうてから、実際行われているような状況の中です、それも新たに図面も書かれて我々に説明もされたんですよ。それが未だかつて進んでない、だから、自分らのまちづくりをどうしたいという絵を描かれても、それが全然進んでないんですよ。これは、ここだけじゃありませんから。ここだけじゃありません。で、もう少し慎重審議しないとイケないようなところは、全然、たつたつた進んでしまうような現状が窺えるんですよ。窺えるんですよ。だからやっぱり、まちづくりは主体的に描かれて、それに対していろんなものを構造物を撤去されてきた経緯を踏まえたら、優先順位は一番上に上がってこにゃあイケんと思います。隅切りは、逆に下の道路と関係ないじゃないですか。西街区の中央線とは関係ないじゃないですか。隅切りを切るだけだったら。そのためにわざわざ歩道橋を撤去したんですよ。それも図面を、かなり大幅な隅切の図面を提示されましたよね。まずそれをまず確認しましょう。あの、隅切の図面を出されたかどうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）あそこの県道の隅切の図面はですね、あそこを平成4年にまず都市計画決定したときに、から、図面は存在しております。で、今言われる、議員さん言われること、確かに分かります。あの時と、今との、あそこを取り巻く環境がまず大きく変わってきた、その当時、やはりあの、バス会社が南口に入ってくるということ、その数も相当数の数が入ってくるということですから、いろんな施設整備の方を、我々の方

はですね、県と一緒にやらさしていただきました。その中の一環で歩道橋の撤去もありましたし、それだけじゃうまく回れないということで、警察と連携して、停止線の方を、たぶん下げたと思います。それで、当面バスの方は、100点ではないですがおむねうまく回れるという状況になったとは思いますが。その後、今の駅の南口ですね、バス会社、主に熊野の方に行きよった分ですね、あれがもうほとんどもう撤退してしまおうてですね、もう、今1社しかいません。それとあともう一つ、バスの構造もですね、比較的小型車、前よりも小さい車両がですね、入るようになってきた。そういったことがありまして、そういった、あそこを取り巻く環境が少し前から大きく変わってきたという状況がございますので、第1答弁で町長が申しましたようにですね、その辺は、もう少し状況を見ながらですね、対応方法はさしていただきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）だから、そのような説明を、まちづくりに関するような、そういった説明をなぜ、今までされない、今日初めてその答弁出てきたじゃないですか。説明会開いたらいいじゃないですか、この図面はこういった意味の効率化が図れるから、ここはちょっと縮小しましょうとか、現実に図面に変更なんてないですよ。計画いうのは出されて、変更するなら変更という形のものちゃんと示されないといけない。そういった点がですね、まちづくりにおいていろんな点でですね、進まない原因ではないか。やっぱりね、いろんな形は我々も情報提供していただいて、やはり町全体をどうしていくか、ここらをですね、きちっと説明をしていただかないと、いけないと思いますよ。議員に対して、議員は代表ですから、我々は町民を代表して出てきている訳ですから。町民の方々、いろんな苦情が出てきてます。今のひまわり大橋のまわりの渋滞に関してはですね、現実に走っておられて分かるでしょ、あそこは。朝の渋滞なんてひどいものですよ。だから、それと、将来を見越したまちづくりにおいてですね、交通弱者の問題いうのは、非常に私は気にしているところなんです。で、利便性を上げて、賑わい賑わいいうたって現実に利便性を上げないと賑わいなんてつくりにくいと考えられます。やっぱりそこをはっきりとですね、今からきちっと精査されて、優先順位を含めて、で、青写真を描かれても、描くだけでお金がかかっているんです。何回か図面を描かれても描かれた図面が現実的に履行できてない現状あるんじゃないです、いっぱいありますよね。描かれた図面が履行できてない。やっぱりそういったところをですね、描かれたなら描かれたように、

もし、変更があるなら変更のように、きちっと説明された中でですね、まちづくりは進めていただきたいというふうに思います。その点いかがですか。私が考えるのに、ものすごくいろんな意味で止まっているような感じがしますよ、町全体の。動きが、どうでしょう。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃいますように、計画を作った場合には必ず説明していきたいと思っております。ただ、今、後期の総合計画をつくっておりますけども、総合計画に上げた事業を着実に進めているところで、もちろん遅れてしまっているものもありますが、そのときの状況に応じて、計画の執行というものを行ってまいりたい、そのように考えています。

○9番（西田）終わります。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。  
15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。戦争法案、平和と暮らしについてお尋ねをいたします。

「戦争しない国」から「戦争する国」へ、戦後70年の今、私たちは重大な岐路に立っています。安倍政権は、新法の「国際平和支援法」と10本の戦争関連法を改悪する平和安全法制整備法案を国会に提出し、審議が行われ衆議院は通過しました。これらの法案は、アメリカなど他国が海外で行う軍事行動に、日本の自衛隊が協力し加担していくものであり、憲法9条に違反しています。60年以上にわたって積み重ねられてきた「集団的自衛権の行使は憲法違反」という政府解釈を安倍政権が覆したことで、米国の侵略戦争に日本の自衛隊が参戦する可能性さえ生じます。日本が戦争当事国となり、自衛隊が国際法違反の「侵略軍」となる危険性が現実のものとなります。これまで違憲としてきた集団的自衛権の行使まで憲法解釈を変えて認めるという、まさに戦争法案です。憲法学者や日本弁護士会連合会も反対声明を出し、国民世論も日増しに反対の声が強くなっています。「憲法を壊すこの法案が可決されれば、未来を担う子供たちを再び戦争に

行かせることになる」と述べ、若者、子どもたちを戦場に送らないため、町長として戦争法案にきっぱり反対することを求めますが、町長のお考えをお尋ねします。続いて公共施設の再編等対応についてお尋ねいたします。人口減少社会にともなう国土再編計画が今全国的に大きな問題になっています。人口減少については数年前から政府の研究機関や審議会などでも重要な課題とされてきましたが、それと同時に、自治体財政が逼迫するなかで、公共施設の老朽化、増大する維持管理費等の問題で公共施設のあり方がクローズアップされ、すでに多くの自治体では公共施設の再編、再配置に着手しております。海田町では、保育所は対応されましたが、学区等の再編、その他の公共施設、橋であるとか埋設物他等々についても必要と思います。これらはどのように分析し対応されようとしていますかお尋ねします。国は、これから先、公共施設の再編、再配置で若者に魅力のある地方拠点都市を中核とした新たな集積構造を構築すべきだとして、公共施設政策と連動しそこへ集中することを提言しています。公共施設はその機能ごとに各部局が所管しているため、それらを総合する部局がなければ全体像を把握することは困難です。そのため、ほとんどの自治体においては、縦割りの部局を総合する公共施設再編の専門部局がおかれつつあります。これらのまちづくりに向けて海田町ではどのような展開をお考えですか、お尋ねします。続いて、J R高架事業の見直しと対応についてお尋ねをいたします。J R高架事業は6月15日に町長と知事・市長等と見直しの方向性について合意されております。今後の進め方として、当事業の見直し検討にあたっては、見直しの視点を基本に、引き続き関係する皆様と十分に協議を行いながら、県・市と連携し、早期に事業効果を発現していくことが重要であると考えております。二つ目にはまた、残る踏切については、引き続き関係者と協議し、安全性・利便性の確保に努めていきます。三つ目には今後、地元住民等への説明や関係機関との協議・調整を踏まえ、できるだけ早期に見直し案を確定していきます。と説明されました。また、平成26年12月 県と海田町は、海田町域において、高架、高さを抑える等のコスト縮減策の可能性、検討を行うこととして合意しております。そこで具体的にお尋ねしますが、海田町のまちづくりの基本となる中店第一踏切まで高架を進めるため、最低でも、もう300メートル延長する事が必要と思いますけども、しかし、諸条件を判断すると無理ということも見込まれます。それができなければその代案はどのようにお考えですか、お聞かせください。二つ目には、県は、今後、協議・調整を踏まえ見直し案を確定するとしているとしています。J R高架事業の最大の目的は、踏切除去にあります。山陽本

線の踏切は7箇所あるのに、実質2箇所しか除却しない残りの1箇所は閉鎖であります。呉線の踏切除去は当初の計画4箇所を2箇所であと1箇所は歩道である。これらによるひとつ目には南北市街地の一体化、二つ目には交通の円滑化、三つ目には踏切の安全確保、これらの3点は不十分であります、これらについて今後の町の方針をお尋ねします。最後に、庁舎移転と住民投票についてお尋ねします。庁舎移転場所の決定についてはこれまでより少し条件が変わってきた。住民投票は早期に何故しないのか理由をお尋ねします。住民投票をしないで移転先を決める方針を提案しますがどうですかお尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）佐中議員の質問に答弁をいたします。安全保障関連と平和とくらしについての質問でございますが、これまでも答弁しましたとおり、国政の場において十分に議論され、国民に説明される事項であると考えております。続きまして、公共施設の再編と対応についての質問でございますが、1点目については現在策定中の公共施設等総合管理計画で基本方針を定め、その方針に沿って個別に検討してまいります。2点目については、企画部が町全体の企画と総合調整の役割を担っておりますので、公共施設の再編については、企画部が中心となって取り組んでおります。続きまして、J R高架事業の見直しとその対応についてのご質問でございますが、1点目については、歩行者用の通路を現在の踏切より少し西側に設置すると伺っております。車両については、大正矢野線が開通すれば交通の流れも大きく変わることが予想され、少し迂回していただくこととなりますが、踏切を通らずに、安全に鉄道の南北を行き来できることになると考えております。2点目については、議員ご指摘の3点を重要課題と受け止めており、今後事業主体である広島県と再度調整し、安全安心なまちづくりを進めてまいります。続きまして、庁舎移転と住民投票についての質問でございますが、1点目については、広島市東部地区連続立体交差事業の海田町部分の詳細な事業内容の検討に一定の期間が必要であり、町民の皆さんが適切な判断を行う上で必要な将来の海田町の姿を現段階ではお示しできないためでございます。2点目については、住民投票で決めるという内容の条例になっておりますため、これを遵守してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）戦争法案の問題ですけれども、わたし、町長は町の最高の責任者で、町民を守ることが最大の責務なんですね。国のやることだからといって放置をしないで、

平和のこと、それも軍事費を拡大して平和を守るのではなくて、軍事費を縮小して平和を守り、そのお金をもって暮らしに役立つそういう政治、これが本当の政治家だと思うんです。二つ目にはやっぱり民主主義の問題、今の自民党は小選挙区制のもとで7割、8割の議席を得ておる。本当に国民の意思やそういう精神が伝わっていない。この選挙制度にも問題がありますが、今国民の状況は、毎日テレビで報道なんかでされておりますように、もう戦争法案は、もうちょっと審議を十分にしてほしいとか、あるいは反対であるとかいう意思表示が6割を超え7割近くにもなっております。もう一つは、暮らしを守ることです。ですから政治家という町長というそういう役割は、平和を守ること、民主主義を守るそのお金をもって暮らしを守ることです。この立場でなかったら政治家じゃないんですよ。戦争を準備するようなことをどんどん仕向けてですね、それに予算をつぎ込んで人が人を殺すようなそういう世の中に進んでいくことそのものが、私は間違いだと思うんですね。軍隊であれば、もちろんいろんな軍備もそろえるし、そのお金をもって国民が泣かされなければならない。結果的には非常に我々の生活を脅かされている。戦争準備するような政治家はね、私は必要ないと思います。自衛隊もいろいろありますけれども、今の法のもとでは、個別的自衛権のもとでやっておいでですけれども、それはそれとして私は認めます。しかし、集団的自衛権になると、よその国と国とが争い合うのをこれを戦争といいますけれども、こういうやり方そのものは大きな私は間違いだというふうに思います。町民の平和や民主主義、暮らしを守る一番の責任者は町長ですが、なぜそれをね、放置して、放置するということは、今の、誰を守るのか分からん、誰を守るためにね、町長、そんなに黙っておられるのか。私、思えんのですよ、つかめんです。なぜなのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この問題は、国政の場において十分に議論され、国民に説明されるべき事項ということに変わりませんので、答弁は控えさせていただきます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）そういう答弁返ってくるとは予測はしておりました。だけれども、全国では多くの自治体の中で、まだ首長というところまでは行っていないけれども、議員の中、あるいは団体意思として、議会も反対の意思表示をしたり、いろいろあるんですけども、今の政治のやり方、間違ってるのを、率直に素直に私はね、表現をしたり、意見を申し上げたりするのが、ほんとうの政治家だと思うんですよ。今までのね、やり方

で、戦争の準備をしておかないと平和が保てないとかね、あるいはよその国から攻めてくるからこういうやり方でやるのは、私は大きな間違いだと思うんです。その間違いを間違いとして指摘するような、そういう政治、その先頭に立つのが町長だと思うんですが、もう一遍お答え願います。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）何度も答弁繰り返しますが、これは国政の場において住民に説明するべきだというふうに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）先ほどもいいましたが、我々は自然を利用して生きてますね、いろんな服にしても、何にしてもそうなんです。自然から物事を考えて人間が生活をしていく。そうすると、人が人を殺すことあるいは争いをすること、まあ争いは多少あるとは言っておりますけれども、これは大きな間違いですよ。今の自衛隊でもそうですけれども、殺し殺される、そういう状況ではなくて、人を助け救うことこそ、ほんとうの人間の生き方なんです。そういう面から見れば、町長、今黙っておられるけれども、黙っておること自体が、民主主義のそういう意見を、町民の意見を国政に届ける、あるいは広く内外に広げる、これから外れをとると思うんです。正しいことを正しいと言えない、憲法が今から、70年前に、68年前に新しい憲法という話で教科書ができました。中学1年生のそこで世の中に正しいことぐらい強いものはありません。全くそのとおりだと思うんです。そういう方向に向かっていく政治の姿、軍事費をどんどん縮減して、今あるその軍事費をね、人が生きるために使うたらどれだけ豊かな生活ができるか、こういう方向に向かっていくのが正しい生き方であると思うんです。なぜそれは、答えられんのか。お尋ねをします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）何度答弁しましても、先ほどの答弁に変わりはありません。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）次に進みます。公共施設の再編等の対応について、いろいろ対応する準備もなされて検討もされておられますけれども、今人口減ということですね、少子化対策であるとか町で子育て支援であるとか、いろいろ言われておりますけれども、よくよくこれを提案をして考えてみると、5年10年の、この対応なんです。再編というのがですね、公共施設の再編というのが。やっぱそれを過ぎると今度はね、低所得者、若

年層の社会が来るということなんですね、今少子高齢化ですが、あと5年、10年、15年、20年、20年ぐらいたつと、少子高齢化の社会はなくなってですね、若年層の社会になってみたり、若者というんかね、そういうのが中心になった、そういう社会、これもまた考えた対応を再編の中でしていかないかんというふうに思うんですね。そうするとですね、時によってはですね、いろんなことを対応せにゃいかん。例えば学区の再編の問題、学校の統廃合の問題、出てきますが、それらを見通した新総合的なプロジェクトチーム、これが私必要ではないかというふうに思うんです。公共施設の再編をする専門的なそういうプロジェクトチーム、これはどのようにお考えですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現在の海田町の組織であればですね、そういった専門的なものを置かなくとも、その都度その都度必要に応じてやっていけると思っております。今おっしゃいました、学校等の再編とかになりますとプロジェクトといいましても、やはり、やはり我々町長部局とそれから教育委員会でというようなところではそういう専門組織というのもつくれませんし、それはやはりケースバイケースという形になると思いますので、町長答弁にもありますように、事務局的には企画部にさせれば、それで足るというふうに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）分かりました、次に進みます。JRの高架事業、1点から3点まで、前段で申し上げたんですが、それは、県が出したこの中に入っとるんですね、全部。で、皆さんの意見を聞いてやりますよ。ところが、県は関係機関と調整しますよというようなね、そういうことをこの中で提示されとるんですよ。そうすると、300メートルの延伸、説明をずっとしていく審議の中でですね、300メートルというのは不可能というかやっても意味がないと、やるんじやったら500メートル必要だというような県の答弁がありましたけれども、しかし、海田町議会はそれを撤回をしてない。そうすると、今、町長報告にもありましたように、三つ要求した用になっとるんですね、300メートル延しなさい、対面通行ができるようにしなさい、呉線についてはが対面ですね、はしご車が通るようにしなさい、この三つが要求をされておる、でこのことでずっと行くと、私はさらにね、この問題が、こじれまでせんにしても、なかなか実現をする、時間が、もったかかりそうだというふうに思うんですがそれはどうなのか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）皆様方の声という形では建設部長に県の方へ行かせ、届けました。執行部としましては町長の今回の第1答弁でも書いておりますように、今、県がある程度示してきております歩道とそれから、大正第一踏切第二踏切が高架になると、これでもって今の中店踏切の機能が相当部分はカバーできるというふうに考えておりますので、さらなる県の詳しい、歩道がどれぐらいとれるかとか、というところは見守りたいと思っておりますが、私どもとしては、今議員がおっしゃられた部分については、現在示されている案でいいのではないかと、そのように考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）副町長、今、示されとる案というのは、議会が要求したぶんも含んでのことなんかどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）議会の方から、ですから中店第一踏切を高架にするというのが出ておりますが、私どもとしては機能面としては、議会でいろいろとおっしゃられてる部分について、現在県が示されている部分で、一定の解決がつくと、そのように理解しているということでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）まだ明確でないですね。私が問いたいのは、300メートル延伸をするという理解が、撤回してないですから、そのことは生きとる訳ですね。それに加えて、はしご車が通るようにしてほしいと、呉線の都市計画街路については、対面通行にしてほしいと、これが今三つの要求がある訳です。このことについて、県は、そのように努力するとか、あるいは言いつばなしで何もしてないと、ここが聞きたいんですけども、それはどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今の3点、一つずつ申し上げますが、1点目については今受けております説明では、中店第1踏切について、高架するというのはほぼ不可能だと。これはですから、青崎中店線との高低差を考えたときに、距離を長くするだけではなしに、高架をさらに高くする必要があるので、これは非常に困難だと、その部分については代替策として歩道を考えたいというふうな説明を受けております。ですから、先ほど言いましたように、そういう方向である程度機能は確保できるのではないかと考えて、その方向で今検討してもらっています。2点目の、はしご車が通れるという部分については、これ

は今からのJRとの協議の中で、線路の勾配とかそういうところが決まっていますから、最終的には県からはその方向で努力したいというふうに言われておりますので、これは見守っておる。それから大正矢野線についても最終的にどれだけの道幅がとれるかという部分で、議会からの申し入れに対しても、県もこれもその方向で検討するというふうに聞いておりますので、これもJR協議の結果を守りたい。ですから、1点目については、現在県の考えている方向性である程度できる、残る二つについては、JR協議を見守りたいと、そのように考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）まあ、私も4回の説明会がありましたけども、全部出ました。議会にもありましたから、こうやって承知をしておる訳ですが、その中で、一番強調されたのが、アクセスの問題、アクセスといえば南北一体のまちづくり、これに障害がないようにやってほしいというのが一番大きな問題というのがあったんですね、ところが中店小学校線の道路、途中で、国道2号で切れてしまうんですね、それから線路までは死んでしまう、道路が死んでしまうのと一緒にです。今までの計画がずれてくる。そうするとですね、一番いい方法は、合同庁舎の前、上り下りというんか、都市計画道路が、ここ、矢野何線ですかね、まあ、バイパスの下ですよ、両方を含めてですね、呉線沿いに行って呉線沿いを道路を広げていただいて、駅周辺へ行くというね、このアクセスを変える方向いうんか、町としての位置づけよね、やっぱり対応する必要があると思うんですよ。これはどうなんか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃいますとおりに、従来の計画ですと、中店小学校線が来て、それが山の手線へタッチするという形ですから、そこでいろんな流れができたというふうに考えますが、現段階では、それが、確かに、中店踏切のところが高架化されない場合に、国道で切れるか、それからもしくは、川まで来るかどうかというのはちょっと別な問題としていたします。少なくとも線路を越すことは直線ではできません。で、そのためには、今回示されております大正矢野線をどのように活用するかということでございますが、最終的に大正矢野線の詳細がまだ見えない部分が、例えば最終的な幅員がどうなるのか、それから、国道2号線とどのような形で交わっていくかというようなところが出てまいります。そうした時に、中店小学校線とそれから大正矢野線をどのような形で結ぶのか、それは国道2号でするような形で、フランクになりますが国道2号で結ん

でいくのか、それとも別にこの二つの路線を結ぶ街路を町として計画するのかわかるところは、これは今後の課題だと思っておりますが、まずはその大正矢野線がどこまでの機能を持つのかというのを、県が今から提示してくると思いますので、それを待った上で、今おっしゃいました中店小学校線とどのように、それ結合していくかということを検討していくと、必要があるとそのように考えます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）県の出方を待つと。しかしね、県の出方を待ったら、これまで苦い経験をしておるんですよ。それが、JR高架事業、7年延びてそのあとに見直しをするから2年間ストップをする。その後、全く、安芸区部分と海田町部分もしないと、そして最後、今の案ですけれども、海田町部分を2キロ上げるというね、県の出方を待つからこういうことになるんですよ。こっちが積極的に提案もしながら、海田町のまちづくりはこうなんだというのがですね、今の三つの要求をしておるんですが、私300メートルはちょっと不可能だと思います。今までの説明会の中でずっと聞き、県の説明の中でちょっと動かすだけで何年もかかるという、今の県のそういう答弁、説明やったんですね。そのことよってちょっとでも動かすことによって、JR高架が何年も延びたら、もう到底ですね、先が分からないぐらい延びるというね、ましてや300メートル延したら、まあ、そういう結果にはなる。私は率直に言いますと、300メートルを延伸するのをやめてですね、そのかわり二つの条件を出していく。この間特別委員会がありました。いろいろ論議したけれども、私がそういう主張をすると、なかなか議員の中でまとまりがありませんでした。何もせんよりはいいだろうということで、じゃ、町長充てに要望しようというのが決まったのが、はしご車が通る、あるいは、対面通行ができる道路幅、よくよく考えると、はしご車が通るいうたら安芸消防署にあるはしご車のことを前提に考えますけれども、広島市の中には、はしご車は10メートルから長いので51メートルあるらしいのですが、3メートル以上のJR高架事業の高さではしご車が通るかいうたら、通ることができる車があるかも分かりません。我々思うのは、はしご車いうたら3メートル50の安芸消防署、海田にもありますけれども、そのことを前提とするのじゃなくて明確にですね、3メートル50あれば3メートル80、これを主張したけれどもなかなか議会の中ではとおりましたけれども、町としてはそれが、必要なんだと思うんですよ。そうでなかったら、南北一体のまちづくり、緊急自動車を通るようなそういう状況でもない。またもう一つ、大正矢野線も対面通行ができる、センターラインがな

いんですから、ここの役場の前と同じような対面通行よね。対面通行といえ、道路法によれば、中央線がなくて、センターラインがないんですね、そんな表現であつたら曖昧で議会が要求したのも好き勝手に県は解釈をして、そのことができるというように思うんですけど、それはどのように思われますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今おっしゃいました2点、いわゆる橋脚高とそれから大正矢野線の問題ですが、これについては、現在、県は今おっしゃられた最低限じゃなしに、とにかく取れるだけ取るような協議をJRとするというふうに、これはそういうふうに正式な回答を受けております。一番、なぜできるかできないかという回答が来ないのは、県で決め切れない、どちらの2件ともそのJRの協議の結果JRの了解が取れないと、例えば道路からの高さだけではなしに、最終的に決めるのは橋げたが何センチの橋げたになるかによってその最後の10センチだとか20センチだとかというようなことが最終的に決まってくるから、それがJRの方の了解がとれないとできないと、但し今の技術の進歩からいくと、今議会がおっしゃられてることは、私どもも同じように伝えておりますが、一応、県としてはできるだろうと、だから最大限努力をしたいという形で返ってきておりますので、ここの部分の最終分はまだ、県・市完全にまとまっておりませんので、まとも次第、正式なJR協議にかかるというふうに聞いておりますので、それを見守りたいというところにつきます。今の段階、県側からは、いずれの部分についても、県としてはそれができるような形で、JRと協議したいと言ってくれておりますのでそれを見守りたいということでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）おっしゃることは分かるんですが、しかしね、明確な数字が出せる訳ですから、なぜそれを要求しないのか、県の解釈でいろんなことで自由にできると思うんです。行政をつかさどる上において、執行権は町長やら知事にはある訳ですが、しかし一番は、主権者は県民であつたり町民であつたりするんですよ。その意見を十分ね、施策の上で繁栄をさせようと思つたらやっぱり要求せにゃいかん、曖昧な返事をしてね、そうであろうとか、そういう検討してくれるとか、こんな表現ではね、私は向こうの判断次第で好きなようになると思うんです。さっき言いましたように、呉線の仮線の部分の道路について、なるべく上流側につけて、8メートル将来とるような道路を、そのために仮線をもうちょっとこう上流の方に上げていく、こういう要求をしなかったら、今

ある線路のところで、もうなるべくつけてやったらね、将来とれないというような状況が生まれてきたりするんです。ですから、そういうね、要求を私は具体的にね、すべきだと。最後に意見を出しておりますけども、私はもう絶対これは必要だと、議会はJR高架事業のそういう高さについては、3メートル50が安芸消防署のはしご車がありますから、いろいろエンジンをふかしたり、バウンドを食うても30センチあればまあまあできますよと、トラブルがなくてね、ような話も聞いておりますけれども、3メートル80を維持してくれ、もともと4メートル五、六十はあったんでしょ、今の高架事業で。それが3メートル20に削られる。もっと言えば、JR高架事業の本当の目的は、踏切を除去すること、踏切をなくすることが本来のJR高架事業の目的であるのに、四つあるうちで、一つは廃止をされて、あと二つだけしか山陽本線ではそれができない。それも高さが不十分、私は思うんじゃないけど、府中町は100パーセントよ、当初の計画より。海田町は長さを短うして踏切もねあれして、50パーセントですよ。安芸区なんていうものは、なんていうものでは、ちょっと失礼なかも分かんが、ゼロパーセントですよ。アンダー橋と跨線橋をつくる。こんな行政をね、もう条件をつけてやる、もう私不十分でね、煮えくりかえってる。本来であれば政令市ですから広島から八本松ぐらいまではね、高架でやってあの勾配をなくするような、そういう施策が私は必要だと思うんですよ。ところがそんなことを言うてもしょうがないですから、踏切をなくすることが本来のJR高架の大きな目的であるのに、高さを、そうするであろうというそういうね、執行部の認識、持ち方、それは私改めなければならないと思うけれども、どうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）繰り返しになりますけども、今の2点についていえば、JRが最終的に協議でオッケーを出さないとどちらも決めれない問題です。そうした場合に、私どもも踏切改良その他でJRと何度も協議をしておりますが、JR自体の考え方というのは、やはり自分たちの基準に合った、いうところにならないと、オッケーを出してきません。そういう中でJRのオッケーがとれるかどうか分からない中で、何メートルというところがまだ、何メートル以上で頑張りたいということしか返ってきておりませんが、JRの協議が整えば、もっと皆さん方のご要望に沿った案があるのか、若干不便な案になるのかというところが戻ってくるというふうに思っておりますので、私どもとしても、県と市、それがJRとどのような協議になるのかというのを見守りたいということでござ

います。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中） 手続上はそうであるかもしれませんが、だけれども、政治的にですね、いうのであれば、作業はJRがするかもわかりません、まあ、そうしなければ安全性が保てないからJRが全部やるって言ってました。だけれども、都市計画決定そのものは県がやり広島市がやって、もちろん海田町もそういう審議会の中で決めないけん訳ですけども、都市計画そのものは行政がやる訳でしょう。そのときに、都市計画そのものの中身をこういう高さにするとかこういうにするとか、こういうことに基づいてJRが仕事をするんじゃないんですか。私はそのように感じるんですが、そこは違うんですかお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅） こと鉄道に関しましては、その権限はJRにございます。県・市にはそれをどのようにしろこうしろという権限がないという実情でございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中） JRの問題、強調されますけれども、都市計画決定と地権者で住民よね、これらの関係はどうなるんですか。JRがどこに基づいて作業しようとしておるのか、たとえば高架事業については、府中町は今の100パーセント計画どおりやる、海田町50パーセントです。その50パーセントの基準は、JRが勝手にしたんですか、じゃあ。県がそのことを都市計画決定をする方向で、県知事と市長と町長とそういうだいたい合意をした、方向性についてですね。具体的には協議して決めるというのがある訳ですが、我々の意見は、全くそこに入らないという見解なのかどうかお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅） 残念ながら、現段階で、地方自治体が何らかのことを決めましてもそれは鉄道施設には及ばない、鉄道施設はあくまでも法律に則って国の監督下でやられておりますから、私どもがどのような都市計画決定をしても、JRがそれに束縛されるということとはございません。今のご質問の中の、もともと100パーセントだったものを50パーセントにしたいと、これを決めたのは県でございます。これは事業をどのようにするかというところを決めるのは県ですけども、その中の鉄道をどのようにするか、これは仮線をどのような形でとるのかということから全てでございますが、ここはJRがあくまでも決めることございまして、県・市はこのようにしたいんだがこれでどう

だろうかというしか話を持っていけないと。これは私どもが町道3号線の踏切を改良するときも、町としてこういう歩道をつけたいんだがというふうを持っていても、歩道の必要性とかいろんな話をする中でも、JRの基準でしか工事ができなかった、あの件と、全く一緒でございます。そうなればなおのこと3メートル80の高さを取ってほしい。呉線については仮線、後ほど4メートルの道路を8メートルぐらいにしてほしいと、なおさら、その数字が要るんじゃないですか。もうJRがどういうん、意向をみながらね、自分らが好き勝手なことを、好き勝手いうたらちょっと表現が悪いかも分かりませんが、全く町民の意見を聞かない、住民の意見を聞かない。県を通じてですね、それはJRの方にそれを、意思を伝える、いい加減に消防自動車のはしご車が通るようにほしいとか、対面通行ができるような都市計画道路、今の大正矢野線もね、こんなやり方で出てきたものを見たら、十分そぐわなかったということになると、町民に対する責任をねやっぱり行政としては仰がにゃいけん訳ですが、その辺はどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）2点に関しましては、3メートル20以上という形になっておりますけども、その、以上というのは、先ほどおっしゃいました3メートル80で止まるのではなく、さらに取ればそれより高いところまで持って行きたい。それから大正矢野線についても、単なる対面通行ではなく、おっしゃられたような中央線ありの、しかも歩道がつくようなものがとれるような形でもっていきたいと、それは県の方も6月のときの説明で私ども受けておりますし、それから議会の方で、そういう要望が出ているというふうに、建設部長を行かせたときにも、そのように努力しておるという回答を受けておりますが、最終的には県からは、JRの回答を待つてほしいと。JRがそれが不可能と言われたときには、もう少しそれを縮小したことを考えなければいけなくなるというふうにしておりますので、十分にその住民の方、それから議会の声は県には届いて、それが今、JRのほうへ、今後おこなわれる正式協議で示されるものと、そのように確信しております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）最後に300メートル延伸するというような、残っとるんですね、議会として。そういう当初県からの説明があったときには、長さも合わせてですね、2キロしかない。今までの計画より大幅に削られておる、というびっくりをして、じゃあもう300

メートルということで、議会で皆で要求しようじゃないかということで決めた訳です。ところが、いろいろ県の説明を聞くと、先ほども副町長の答弁の中にもありますように、ちょっと変更をするだけで、JRの方は何年もかかるというんですよね。そうするとこの300メートルを議会がどこかで、撤回をしてですね、1日でも早く今の方向性で決めていくことが、私一番大事なポイントじゃないかというように思う訳です。そうするとですね、この300メートル、今残っておるんですが、延伸するという、これがJR高架事業に対する、そういう事業の推進ですね、障害になるのかどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現在、議会からそういう要望が出ておるということは県に伝えておりますが、今代替案を示されておりましたそれをご説明したとおりですし、またこれも特別委員会で、県の政策官もそのような説明、非常に難しいという説明していると思います。執行部といたしましては、今回示されております県の方向性、ですから中店第1踏切については、歩道のみのある程度高架にするというところで、了解の中にはそれを含んできますから、現段階では、県が、次のステップへいく障害になっているというふうには考えておりません。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）300メートルが残っても障害にはならないという副町長の答弁ですが、しかし県にそのことを要求し、県がJRの方にそのことを踏まえてですね、いろんな条件を伝えて、それが実現できるような方向で協議してるのかどうか、それは分かりませんが、しかし私どもは300メートルを撤回をしてそのかわり、高さを確保してほしい。都市計画道路を、そういう町民に対する執行機関あるいは議決機関としての責任がある訳ですね。もともと南北一体のまちづくりをし、連続立体交差事業は、踏切をなくすることが一番の目的ですが、それが不十分。これは当たり前のことじゃないですか。だから、私は300メートルを撤回をして、そのかわり、3メートル80の高架下をつくる、また、道路についてもアクセスが、機能も呉線沿いを海田町の重要な主要道路として都市計画決定の中に入れていく、これが一番いいまちづくりの方向だと思うんですがどうですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）繰り返しになりますが、執行部としては、議会の考え方はお伝えいたしました、あくまでも執行部の考え方はこの三つの中では、あとの二つ、高架部分の高

さを十分に取ること、それからもう一つは、大正矢野について、極力高規格になるような敷地を確保して整備すると。この二つについては、今後協議してまいりたいと思っておりますが、300メートル延伸につきましては、技術的な面、それからそういった手続面から非常に難しいと。その代替策を逆に歩道整備という形で協議しましたので、それで足るというふうに考えております。議会の方が3条件をどのようにされるかというのは、私、コメントする立場にないと思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）じゃあその問題はもう終わります。続いて庁舎の移転問題と住民投票。

庁舎の移転はどうしてもね、今の状況を広報であれば必ず移転せんにゃあいかんというところがある訳ですね。かれこれ7年、8年、9年ぐらいになりますかね、庁舎問題で、ずっと論議をしてきたけれども、全く何も前進をしていないですね。ここに今町長答弁がありました。事業の内容の検討に一定の期間が必要であったというので、今のなぜしないのかという理由の答弁ですけども、しかし庁舎の移転そのものが決まっておる訳ですから、長年これを論議してきたこれをここまで引っ張ってきたことに、町長は責任がある訳ですよ。私は停滞だと思うんですが、ものが止まったら停滞ですが、今までの答弁では、停滞とは感じておりませんというのが町長の答弁でずっと返ってきてるんですね。しかしその止まるとこと自体は停滞なんですよ。そのことによって町の信用が薄れてきたり、障害をされてきた。このことにもつながっておるんですがそれどうですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）あの庁舎問題が特に最近止まっているのは、一番は、やはり、連立がどのようになるのかというところが見通せなかった、というところだと思います。で、確かにおっしゃるとおりに、現在の段階で、庁舎の移転の必要、これはもう県の方からも言われておりますから、街路だけではなしに、今度は仮線の問題もあって、海田町のちょうどこの部分が支障になる、これは間違いのないことです。ところが一つの問題で、議会の方で、どちらにするかというのを住民投票で決めるという条例ができております。そうすると、住民投票していただくためには、やはり、住民の方に必要な情報というところをどのように周知できるかというところがあると思いますが、先ほど庁舎の連立の問題で議員がおっしゃられたような、連立の規模というものの最終形がまだ示されていない。本当に例えば大正矢野線は、といった幅員で、終点がどこになるのかとか、

そういったようなものが今から示めされる、それが示されない段階で住民の方に判断していただけるかどうかというところで、私どもとしてはまだ情報が足りていないというふうに判断しておるところでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）何回も同じことを答弁して、何年も何年もこれを繰り返してきておる訳ですね。庁舎の問題は決まらないから、もう我々も煮えくり返して住民投票しようじゃないかと。それを提案しても、なかなか町長、うんといわない。町長選挙で認めてもらったからそこだというね、これもまた論外な話で、まあいろいろ言うてもうもうしようがない訳ですが、しかしこの問題を早く解決をして、J R高架事業、これに1日でも早く進めるためには、早くこれを、問題を決着しないといけないが、じゃあいつ頃を予定をされてするのかどうか、条例の中を改正をするというのが今議会で出ておりますけども、町長が認めた日とか定めた日とかいうようなやり方でやること自体、私はね、条例違反じゃと思うんですよ。議会がやれいうておるんじゃからやったらいいと思うんじゃが、それをのりくりやっけてきて今日まで延ばしてきた。まだできないから、規則や規約でやるというのはね、やり方そのものが私ね、議会軽視だと思うんですよ。それはどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）いつやるのかという部分につきましては、県がこの連立についても今の方向性ではなしに、具体的な案を示されて、それ、皆様方へ説明をし終わった時期と、そのように考えています。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）もう庁舎の移転問題、住民投票が、あれですよ、目的じゃないんですね。移転をどこにするかどうかというのが最終結論の目的ですけれども、これがなかなか決まらないから、こういう手段で早く決着しよう、これが住民投票の精神なんですよ。これをね、骨抜きにしてね、J Rの出方を待っておるとか、あるいは条件があるとか、判断を行う上で必要なそういう資料が出てないとか、のりくりと逃げてしまって今日まできておる訳ですが、これそのものが私は信用を失墜しておる、これの大きな要素というか原因だと思うんですよ。もう1日も早く庁舎の問題を片づけて、J R高架事業、あるいは全体の海田町のまちづくり、将来の担うまちづくりを推進をする、こういうことがなかったら、そういう明確なやり方でなかったら、町民はいつまでたっても、信用

失墜ですよ、それはどう思うんですか、町長、教えてください。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かにこの問題は、数年かけていろんな形で協議をいただいて今日にきておる訳でございますが、庁舎の場所の問題でございますね、いろいろ2か所の問題を提案と我々の考えとちょっと変わったということでございますが、もともと連続立体交差の事業によって庁舎移転が発生した経緯がございます。そのことが十分に町民に理解できる説明ができないうちにですね、我々がいくらせかされても、この問題は解決がしないように思っておりますし、よく今まで、合併市町村等で合併特例債によって庁舎建設がいろいろと各地で行われております。その問題を聞いたり、いろんな我々も先進地に行っているいろんな話を聞いていますが、建てるか建てんかという形での住民投票はたくさんございますが、位置をここにするかどうかの関係でございますね、住民投票というのは、全国にあまり例がないというふうな私も判断をしてですね、今現在進行中の連続立体交差事業が、ここまで何とか県の方のいろいろ理解いただいたので、改めて、町民の皆さんに理解をいただける、理解いただく方針がそろった時点で、その問題を解決したいと、このように思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）終わります。

○議長（久留島）3番、兼山議員。

○3番（兼山）3番議員、兼山です。本日は、大きく2点質問いたします。一部負担金について。平成27年4月1日現在の福祉医療費公費負担制度の一部負担金等の状況によると、ひとり親家庭等医療では、広島市・府中町・福山市・坂町以外の市町である本町と、乳幼児医療では、広島市・熊野町・府中町・廿日市市・坂町以外の市町である本町は1医療機関につき1日500円、同じ医療機関での1か月の負担額は入院月14日まで、通院月4日まで、患者負担額をお支払いいただくこととなっております。月末4日間来院による通院費合計は500円掛け4日なりますので、2,000円となることから、通常の一部負担金額が2,000円を下回るケースにとっては、医療費の助成にはなりません。1医療機関につき1日200円、同じ医療機関での1か月の負担額は入院月14日まで、通院月4日までを患者負担額として支払いいただくよう変更すべきではないでしょうか。続きまして、町長選挙について。11月の町長選挙について、広島市東部地区連続立交や保育所再整備などの事業が静から動へ移ろうとする中、秋の町長選挙に立候補されるの

かどうかをお尋ねいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）兼山議員の質問に答弁をいたします。一部負担金についての質問でございますが、ひとり親家庭等及び乳幼児医療費助成制度にかかる一部負担金につきましては、現段階では減額は考えておりません。続きまして、町長選挙についての質問でございますが、このたび、町内の支援者や各種団体の皆さんから立候補の要請を受け、多くの町民の方々からのご意見も踏まえ、熟慮の結果、11月の町長選挙に立候補することにいたしました。ご承知のとおり、先般広島県より海田町の経済発展等に大きく寄与する広島市東部地区連続立体交差事業について見直しの方向性が示されたところでございます。私としましては、これを契機に、土地区画整理事業や関連街路など駅周辺の総合的なまちづくりの推進や町内施設の充実を図り、安全安心で子育てのしやすいまちづくりを進め、海田町に住みたい、海田町に住んでよかったと思えるまちづくりの実現に向けて頑張る決意でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）それではまず一部負担金についての再質問をさせていただきます。この医療助成について負担額について、やっぱり若干の矛盾が生じております。近隣市町のですね、たとえば坂町であるとか、200円でやっておりますので、そういった近隣市町の調査研究はこれから進めるという考えはあるんでしょうか、ぜひここ進めていただきたいんですがどうでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）乳幼児やひとり親の家庭を対象としました福祉医療の助成制度につきましては、全国的にばらつきはありますことから、また助成を拡大するとしましたら、福祉制度としてどこまでどのような形で助成していくのが課題となりますので、今後、国や県の動向に注視し、また県への要望も継続しながら、近隣市町の状況も見ながら調査検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）議員がおっしゃっていただきました坂町についても調査研究してまいります。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）是非研究をしてください。続きまして、町長選挙についての再質問、再確

認を含めまして一点大きく、ここはお聞きしたいのでお聞きいたします。先ほど立候補する決意を山岡町長は表明をされました。私たち町民にとりましてどれだけ強く、熱い思いをもって町長という責務を全うする、そういうお考えを持つ方が立候補しようとしているのか、また質問でも述べさせていただきましたが、11月以降の海田町はですね、さまざまな分野の施策で計画から実行へ大きな一歩を踏み出す4年間でございます。ここで一番大切なところをもう一度お聞きしますが、今後4年間で臨もうとする決意の大きさ、そして覚悟、こういったことは、どれほどのものなんでしょうか、お聞きします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）私の全身全霊をかけて、町政運営に臨む所存で、大きな決意でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○3番（兼山）終わります。

○議長（久留島）7番、桑原議員。

○7番（桑原）はい。7番、桑原でございます。本日は2点、質問させていただきたいと思います。子ども議会の開催について、若い世代の投票率の向上ということで、選挙権の年齢を18歳以上に引き下げる公職選挙法の一部を改正する法律が成立をし、来年夏の参議院から18歳以上が投票できることになりました。一般的に若い時代の投票率は低く、18歳以上の選挙権をきっかけに若い世代の政治への関心が高まっていくことが期待されておりますが、町が実施する選挙においても若い世代の投票率が高まるということになるかと思えます。投票権の拡大に合わせて、さらに若い世代が政治に関心を持つような取り組みをするという意味で、年に一度、子ども議会を開催してはどうかと考えております。子ども議会は、町の将来を担う子どもたちが議会をより身近に感じ、議会に関心を持っていくいただく取り組みの一つであります。子ども議会を経験することにより、町政や町議会の役割について学習するとともに、選挙の仕組みも理解を深め、まちづくりについて関心を深めることができる。子どもたちが日ごろ疑問に思っていることや希望など、豊かな感性から出される夢のある幅広い意見を町が聞き取り、まちづくりに反映させることができるのではないかと。子ども議会にスポットライトを当てることにより、若者の政治への関心という点からもプラスの方向に傾くのではないかと。そこで質問をいたします。最近の海田町の選挙で、20歳台の投票率はほかの年齢と比べ、どのような傾向となっておりますか。二つ目、投票率がどのように上がるように、どのような取り組みが行われておりますか。三つ目、若い世代の政治への関心を高める

ために、年に一度、子ども議会を開催してはどうかと考えますがいかがでしょうか。大きく、2番目でございます。公共施設での飲食についてでございます。町内の公共施設で飲食が禁止されている施設が多いのではないかと思います。町民の方々から、なぜあの施設は飲食はできないかといった意見もよく耳にいたします。また、先日、海田公民館整備基本構想特別委員会で新しい公民館で飲食はできるかどうか確認させていただきましたが、基本的には館内で食事をすることは考えていない、という答弁がありました。地域住民から強い要望があるにもかかわらず、柔軟に対応できないかについて、質問をいたします。一つ目、地域から公共施設での飲食を認めてほしいとの強い要望は届いておりますでしょうか。二つ目、公共施設で飲食を禁止する理由はなぜでしょうか。三つ目、現在、飲食を禁止している施設、今後整備する施設において飲食を許可する考えはありませんか。以上、よろしく願いをいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）桑原議員の質問の1点目については、選挙管理委員会および教育委員会から答弁をいたします。2点目については私の方から答弁をいたします。公共施設での飲食についての質問でございますが、1点目については、住民の方から要望は届いております。2点目については、衛生面や安全面など管理運営上の観点から、所定の場所以外での飲食は禁止をしておりますが、事前に申し出をいただければ飲食を許可している施設もございます。3点目については、施設の目的や特性等を考慮しながら、今後、改めて飲食の可否やルール等について検討してまいります。

○議長（久留島）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（臼井）子ども議会の開催について答弁いたします。1点目については、本町の20歳代の投票率につきましては、他の年齢層の者と比較しますと、低い水準でございます。2点目については、選挙ごとの街頭啓発やチラシの配布、懸垂幕の掲出や町内放送での投票の呼びかけなどをしております。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）子ども議会の開催についての質問に答弁いたします。選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられることに伴い、学校教育における政治参加の重要性について自覚を高める教育の充実が強く求められていると考えております。将来を担う児童生徒に海田町のまちづくりについて関心を持たせるためにも、来年度より、子ども議会を開催する方向で検討いたします。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）まず子ども議会の開催についての質問をさせていただきます。子ども議会の開催というのは、単に海田町の町制40周年、50周年でスポット的に開催されたというふう聞いておりますけども、この子ども議会というのは何を目的としておるかということを考えてます。まず、子どもがわがまち海田町、住んでいるところをどのように考えているのかということがまず、関心を持つということがまず第一であろうかと思えます。二つ目に、投票権・投票率の問題、これが子どもたちの投票率に18歳未満ということに引き下げられておりますけども、そこへ大きく寄与していく問題だというふうにして、二つほどを考えております。この子ども議会についてですね、いろいろ私が考えてきておりますけども、将来を担う子どもたちが、子ども議会を通じて、海田町のことをどれだけ考えてどれだけやはり、勉強していくかということについては非常に大きな問題だと思います。今現在、投票率について、海田町の方で、先ほどいろんな啓発事項、チラシを配ったりとかいろんな啓発事項をやっているというふうに言われておりますけども、そのことをやることによって投票率というのは随分下がってきてる訳ですね。そこを、どう、じゃ考えて、町の施策としてどう取り組んでいращやるのか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（脇本）まず選挙に行かない理由というものを、参議院選挙がありましたけども、明るい選挙推進協議会が報告書をまとめておりますけども、その中で、選挙に行かない上位四つ、20歳代から30歳代、第1位が、選挙に関してなかったから。2位が、仕事があったから、3位が適当な候補者も政党もなかったから、というような調査報告が出ております。で、本町においても、同様の理由が順位を占めるものと考えておりますけども、まず仕事があったからなどという理由におきましては、期日前投票の周知や不在者投票制度の周知を図ること、それから、特定の選挙に関心とか云々かんぬんということにおきましては、近年はインターネットの利用者選挙活動が解禁されました、まだまだ普及が進んでおると言いがたい状況だと思いますけども、フェイスブック、ツイッター、こういったものの、若者の利用度は非常に高いものというふうに考えておりますので、こういった部分の周知を喚起することが重要であると考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）1994年に政府は、児童の権利に関する条約というものを批准をしております

す。ここについてはですね、2010年から全国で122の町議会、133の市議会で既に子ども議会というのは、継続的に行われているということなんですね。2015年ですから5年もたちかなりその数は増えているというふうに思いますし、またこの18歳以上に選挙権を持たずということについて、この海田の近隣の市町でも、広島市のキッズ議会であるとか、尾道であるとか尾道未来会議とか、あるとか、福山で子ども議会を積極的に考えておるといことなんですね、やはり一つの目的で、先ほど申しましたけども、町政に、子どもたちに興味を持っていただくということと、中学校を卒業したら2年たったらすぐ選挙権を持つ訳ですね。それが準備段階の中で、海田町もそうですけども、できてるのかというたら、なかなかできてないと思うんですね。ですからそれは加速さしていただかなければいけない。今の状況の中で、はい、選挙権ありますよ、選挙へ行くか、選挙に興味を持つか、誰に投票するかっていうことについては、非常に難しい問題だというに思う訳ですね。中学を卒業して2年たったらすぐ18歳。そこで、海田町としては、よそにない先進的な取り組みをしなきゃいけないということで、教育長の方から、来年から考えていきたいという答弁いただきましたので、たくさんは言いませんけども、そういったことを考えてみればですね、今の海田町の実態を執行部の方もよく把握していただかなきゃいけない、いうように思う訳です。平成23年には町長選挙がありました。そのときの投票率は42パーセント。その後、海田町議会の選挙が平成25年にありました。そのときの投票率は44パーセント、いずれも50パーセントを切つとる訳ですね。それと、県議会と広島県の知事選がありました。知事選のときの投票率は32パーセント、海田町はね。少し若干数字が違うかも分かりませんが、大体そんなもんです。で20歳から25歳までの選挙へ行かれた投票率を見ますと、15パーセントしかない。海田町の20歳から25歳までの選挙へ行かれた投票率15パーセントなんです。それを考えますと、やはりこれから先が思いやられるのかな、いうように思います。我々も、選挙人として、町長も選挙される立場として、その今からの若い世代をしていかないと。高齢者というのは必ず行っていただけます。それがだんだんとお年を取られて投票所へ行くのも足がもたないよ、ひょっとしたらお亡くなりになられる方もいらっしゃいます。そうすると、次の世代の方に、その、選挙を担っていかなきゃいけない年の方に、海田町としては強く関心を持たなきゃいけないんじゃないか、というふうに考える訳ですね。で、子ども議会というのを提案させていただいた訳ですけども、若者の選挙離れ、ここについてはね、どのように分析をされておるのか、町長にお伺いします。

○議長（久留島）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（臼井）確かに、先ほどご答弁いたしましたように、若い世代の方の投票率というのは非常に低いという傾向が出ております。今後、選挙年齢も引き下げられ 18 歳以上ということに変わってきますので、そこらを今後どうのように投票率を上げていくかということ、先ほどご提案のことも議会も、一つの案だろうと思っております。その他にも模擬投票であったり出前講座であったり、いろんな努力をしていく中で、できるだけ投票率を上げていく努力をしていきたいと考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7 番（桑原）努力していただきたいと思います。191 の国と地域の中で、92 パーセントの国と地域が 16 歳から 18 歳で選挙権を持ってらっしゃる、ということで、日本の国としては若干まだ遅いんじゃないかなというぐらいですけども、他の国々というのは準備ができてるっていうね、日本の国というのはまだ準備ができてないという、法整備の面でもそうだと思うんですよね。民法の成人年齢というのと、少年法の適応対応という意味では、まだまだ、その議論を進めなけりゃいけないように思う訳ですね、少年法を持つ少年が選挙へ行くということについて、それをどのように考えるかっていうのは、これから議論が進んでいかなきゃいけないと思いますけども、それはそれとして、18 歳の方が選挙権を持つということになると、海田町でも、来年の夏から参議院議員の選挙になりますけども、どのぐらいの人数の子どもたちが選挙権を持つことになるのか、お聞きします。

○議長（久留島）選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（脇本）合わせて約 560 名の増員になると思われれます。

○議長（久留島）桑原議員。

○7 番（桑原）18 歳が何ぼで 19 歳が何ぼか。

○議長（久留島）選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（脇本）7 月末日の現在の人口問題で、18 歳が 287 名、19 歳が 280 名となっております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7 番（桑原）是非ね、こども議会を、最初の通告では、1 年に 1 度と私言ってますけども、学校の方でね、かなり校長先生、教育者の方、辛い、大変な重荷を背負わすという思いがしますけどもね、準備ができてということで、準備段階があると思います。広島

市でも、3か月余りを小学校に、5年生6年生ね、かけて、町のすみずみ歩いたり、市の職員に聞き取りをしたいという準備段階があって初めてこういったものができるんでね、口で単に1年に1度というふうに私申しましたけども、それは準備ができてからということにしていただければと考えますけども、いかがですか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）この18歳の選挙権については、私もこの改正法が通過したときに非常に関心を持っておりまして、義務教育の中でも早急に取り組まなくちゃいけない問題だと思っておりました。同時に県の教育委員会についてもですね、県立高等学校の中でまさにもう差し迫った問題であるので、対応がとられております。その中で海田町として何ができるかって考えたことの中に、ひとつに、子ども議会があります。この子ども議会については、町内の校長に投げかけてみました。そしたら、中学校の校長は是非やらなくちゃいけない、自分たちもそう思っていたんだっていう返事が返ってきました、まずですね、中学校の方から取り組みを進めていきたいと、その中で、こども議会そのものを2時間かそこらになると思いますけれども、そこを一番メインにおくのではなくて、その前の取り組みの段階ですね、行政側がいてそれで質問者から答弁をしてという、その仕組みも含めて体験させるようなそんなものを少し考えていきたいと思っておりますので、これは、来年度、是非予算化も含めましてですね、考えていきたいと思っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）それでは、公共施設での飲食についてをお尋ねをいたします。今現在、これは管理をしている場所っていいですか、教育委員会が管理する場所と、もう一つ、福祉の方が管理する施設があるかと思うんですね、この飲食をさせてるどさせてないということが町民の方から強く要望されてるよう思うんですね。なぜ飲食をしてはいけないのか。そういったところは、町民・地域の方のコミュニティの場所でないかということですね、かなり大きな反響が私の耳には入っているんですね。それは、いまさっき答弁にあるように、地域からその要望が届いているかという質問に対して、届いているというふうにお答えいただいたと思うんですが、どのように話があってどのような話が届いているのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（久留島）企画部次長。

○企画部次長（門前）具体的なですね、要望の内容についてなんですが、まず、例えば何

らかのですね、ある団体の何らかのイベントを行いたいが、それにできるですね、会場がない、ほかの場所は飲食ができるけどもその会場ではできないというご要望等ですね、あともう1点、いろんな交流の場として使いたいただけども、人数がかなり多いということですね、その方々が一堂に会して食事ができるようなことがないということで、そういったですね、改善に対する要望がございました。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）そういう要望があるにもかかわらずですね、飲食はできないという町民の方の話というのはね、あまり周知をされてないんじゃないかというように思う訳ですね。町民の方と教育委員会、それと福祉のほうが決めてるルール、このルールがあいまいではないかと私感じる訳ですね。これはいろいろ調べてみましてね、考えるところによりますとね、使用許可書、使用許可書についてはそれぞれがばらばらなんですよ。使用許可書について、その項目の中で、使用目的という部分がありまして、最後に、裏にはね、許可条件というのがあるんですね。許可条件の中に酒飲んではいけませんよという条件はあるんだけど、飲食をしてはいけませんよという条件はない、書かれてないんですよ。そのことについて町民の方はこの使用許可書を見た時に、聞けばいいんでしょうけども、これ飲食できないのかなっていうことで、問い合わせがあるんだろうと思うんですね。そこらあたりを今後どうしていくのかということをお聞きしてる訳なんで、それと、教育委員会の管理している施設、それと福祉保健部が管理していらっしゃる施設についてね、そういった許可証の許可、各施設の許可、これがばらばらでないかというふうに思うんですよね。例をいいますと、ふるさと館というのは飲食をしていいということになってる訳なんです。飲食していいし、お酒を飲んでもいいということになってるんですよ。あとは全部お酒を飲んじゃいけませんというようになってる訳ですね。飲酒はだめですということなんです。ここらの整合性といいますか、そこらどういうふうな考えでそこらを決めてらっしゃるのか、お尋ねします。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯教育課長（宮垣）ふるさと館におきましては、確かに飲食の方は許可しているような状況でございます。許可するというのがですね、公民館におきましては事前に申し入れをしていただく。要するに、昼またぎの会議とかございますが、どうしてもお昼がとりたいというような申し出がありましたらですね、その分は許可をしている状況でございます。またふるさと館につきまして、許可しているっていうのはですね、貸館する場

合において、誕生日会とか、そういうふうな申し出があります。そういうようなのは許可してるんですが、宴会を目的に貸すっていう行為を事前に許可するかどうかというのは、ふるさと館の方は許可しているような状態です。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）確かにこういった施設はですねコミュニケーションを図る場所ですから、そういったことはあってもいいというように思うんですね。でも、その中でね、公民館であるとかその他の施設、ね、生涯学習課が管理している施設、それと、福祉保健部が管理している施設、こういうことについてね、はっきりいってばばらなんですね。そういった項目っていうのがね。公民館につきましてはね、公民館条例についてはこういった飲食の問題ということは起きてない。書いてない、記載がない、公民館条例の中には記載がない、けれども、これは生涯学習課、教育委員会の方がルールをつくっているということならね、そのルールというのをおつくりになっていらっしゃるから、こういった調べてみたら、いろいろ、公民館では、玄関ロビーでは飲食はいいですよ、一方、ひまわりプラザはこれ飲食は玄関ホールではいけませんよということになってますね。ここのねルールがね、あいまいなんだろうと思うんですよ。ですから、町民の方がね、お迷いになる。いいんならいい、悪いんなら悪い、ひまわりプラザ玄関ホールで食事しておる人を見ました。見たんですよ。で、いいんだなと思ってました。で、調べてみますと、ひまわりプラザは、学習室カルチャールーム以外には飲食してはいけないと、ここのルールづくりっていいですか、これどうなっているかということをお尋ねしたいんですけども、責めてる訳じゃないんですよ。今後、一定なものにしなきゃいけないという思いがあるんですよ。そういったところで、館長会議とかいろいろあるんでしょうけども、そういったことを話にあるんだけど許してる、いやそうじゃない、絶対許してませんよって言われるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）現在ひまわりプラザにおきましては、議員さんおっしゃいましたが、玄関ロビーにおきましては、飲食は時間を限って可能となっております。また、カルチャールームや学習室でも可能となっている状況でございます。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）管理してる場所ですね、福祉センター、シルバープラザ、ひまわりプラザ、町民センター、児童館と、こうありますね。ありますね。ちょっとまたお聞きしたいん

ですけども、玄関ホールで食事をするということについては、許してるんですか、許してないんですか。

○議長（久留島）福祉保健部長

○福祉保健部長（湯木）現在福祉保健部所管の施設におきまして、玄関ロビーで食事を許しているところは、ひまわりプラザが、時間を決めて許可しているという状況でございます。ほかにつきましては、許可しておりません。児童館や町民センター、シルバープラザについては玄関ロビーというそういう座って食事ができそうな場所もないので、そういう要望もございませんので、実際に食事はしておりません。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）これちょっと聞くんですけど、教育委員会もそうですけど、いつごろできたルールなんですか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）福祉保健部の所管の玄関ロビーについての食事につきましては、福祉センターは、所定の場所以外では難しいということですので、玄関ロビーは入っておりません。ひまわりプラザにつきましては、確かに、最初許可をしておりましたが、あそこは子どもや高校生がたくさん来て、高校生になるとカップラーメンなどいろんな時間に食事しているという実態があつて、子ども連れさんと危ない場面がありましたので、時間を決めさせてもらって、食事、お昼時間には許可をするけれども、その他の時間には難しいというふうな説明をしております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）決まったそういったルールって言いますか、書面でつくってるルール、こういうものはないということですね。そのときに、その管理にきている館長あたり、臨時の職員あたりがいいか悪いかの判断をしとるということ、そういう解釈ですか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）決まったルールがあります。内規の中で決めているということで、規則等では決めてはおりません。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）そういうことであればね、もう一度ね、しっかりした規則等をつくって町民の方にお示しするという事は非常に重要なことではないかと思うんですね。やっぱり用途としては、住民の方が集まって子育てをやったり会議をやったりするところなん

で、もちろん会議のあとで打ち上げをするとすると、第1会議室、第2会議室ってありますね。そこでやられるんだろーと思いますけども、そういったところ、規約をしっかりとつくっていただく、今後ね、ということ望みますがいかがですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）町長答弁でも申し上げましたが、そういうご要望を受けております。一律ということは、やはりそれぞれの施設に特性がございますから一律という訳にはいかないと思いますが、それぞれの施設に応じた形でどの様にするのかというのは、すべて見直しをかけたいと、その上でそれを明示していきたいと思います。ですから、先ほどちょっと議員おっしゃいました施設によって異なるということは、これは今後も生じるか分かりませんが、どの施設ではこうなんだというところが住民の方に十分分かるような形をとってまいりたいと。これはすべての公共施設、さっきおっしゃった以外のほかのが所管している施設もございますので、海田町の公共施設における飲食の取り扱いについて、そういった説明できるようにしたいと思います。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）よろしくお願ひいたします。それとちょっと気になるんですが、ふるさと館でその飲酒をさしてることについて、これはどうなのかというような思いがありますけども、これは誕生会とか、そういった目的として貸すということでビールを飲んだり酒を飲んだりする方がいらっしゃるここも子どもたちが遊んだり裏庭でいろんなイベントがあったりする訳ですから、そこについて見直しをしていくということについて、公共施設の中で、ここだけはいいよというのは、私果たしていいのかどうかということがあるんですけども、ここはどうなんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）飲酒を許可している施設はふるさと館だけではございません。ほかにも、保健センターの2階、それから加藤会館、ここら辺はでき上がりましたときのことがございまして、許可をしております。決してふるさと館だけ許可しているという状況ではございません。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）それは、今度のそのルールをしっかりとさせる中で、どうしていかれるつもりですか。その飲酒をさせるってことがどうなのか、ということなんですよ。私が言いたいのはそういった施設で飲酒をさせる。何か間違いがあったどうするんかとい

うことにつながってくる訳ですよね。そこらはどうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この部分に関しましては、それぞれの施設の中では、地域とのかかわりということで建設当初からそういった許可をしてきたという施設もございますので、先ほど申しましたように、一律にというのではなしにそれぞれの施設自体の特性、それから地域における公共施設の特性、そういったもので総合判断したいと思います。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）確かに一番大事なことはこういった施設での地域の住民のコミュニティということについてはね、私も必要じゃないかというに思います。飲酒がどうかということについてまた別ですけど、食事をとったり、その団体が一区切りつくとかね、公民館なんかでいろいろサークルがいらっしゃる、一区切りついて、食事をしながら結果を語り合ったりということについては、非常に大事なことだというように思います。これから先、まだコミュニティという問題については、たくさん問題があるかと思えますけども、ぜひここはしっかりとルールづくりをされて、町民の方にしっかりと周知をする。まだいまだにそういった施設では食事はしちゃいけないよ、ジュースも飲んじちゃいけないよと思ってらっしゃる方もたくさんいらっしゃる訳ですよ。そこんところが住民の皆さん、町民の皆さんにね、しっかりと利用していただく。皆があそこで話をしながら、弁当を食べていただく、ジュースをのんでいただくということについてね、みんなにしっかりと周知していただかないと、やはり電話がかかったりなんかしても、なんであそこで食事しちゃいけないんだというような話を聞く訳ですよ。だから、そこんところは町内の方のコミュニティの場だということをしかりとね、理解していただいて周知をしていただくようお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は2時50分。

~~~~~○~~~~~

午後2時37分 休憩

午後2時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。

10番、多田議員。

○10番（多田）10番、多田でございます。今日は2点質問いたします。まず最初に、中

学校の学区制についてですが、現在、海田小学校のみが西中と海中に分かれて進学をしております。距離的なものもありますが、やはり海田小学校の子どもたちは原則西中に行くべきではないでしょうか。6年間一緒に過ごしてきた仲間と別れるのは、少し距離が遠くなるけど、一緒に帰りたいという声が多いです。クラブなどで特別な理由があれば海中、西中に入学できることも知っていますが、それであれば、今まで海中に進学しておりました曙・昭和中・東昭和の子どもたちは、選択制を導入して選べるようにしてはどうでしょうか。少しですが、両中学校の定員のアンバランスも解消できるのではないのでしょうか。教育委員会の答弁を求めます。2番目、現海田公民館の活用について。旧シルバーセンター跡地に建設予定の海田公民館が完成をしたら、現公民館はどのように活用されるのでしょうか。現公民館は耐震補強を終わってエレベーターがないのが欠点ぐらいで、まだ10年以上は活用できると思われれます。二重投資だとの批判もありましたが、いつ起こるかもしれない大地震に備えることは必要だと思うので、私はそうは思いません。しかし、壊してしまうのはもったいないとも思います。新公民館の駐車場問題の解決のために、保健センターを現公民館に移し、保健センター跡地を駐車場にしてはどうでしょうか。保健センターなら2階までぐらいしかいらないうしろ、エレベーターは特になくてもいいのではないのでしょうか。それなら、新公民館になったときにできなくなる講座も残しておけるはずですよ。検討してはいかがでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）多田議員の質問の1点目については教育委員会から、2点目については私から答弁いたします。現海田公民館の活用についての質問でございますが、現在の保健センターの建物については、将来的に新しい公民館との一体的な活用を考えており、建物を崩して駐車場にすることは考えておりません。また、保健センターの機能をどうするかについては、今、今後、庁舎移転と併せて検討してまいりたいと考えております。なお、現海田公民館の活用方法については、今後具体的な検討を行ってまいります。それでは1点目については教育委員会から答弁しますので、よろしく申し上げます。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）中学校の学区制についての質問に答弁いたします。通学時の安全管理等の理由から現段階で当該地区生徒に学校選択制を導入する予定はございませんが、将来的には保護者や地域のご意見を踏まえ検討していきたいと考えております。

○議長（久留島）多田議員。

- 10番（多田）はい、では再質問をいたします。まず、中学校の問題ですが、今年度海田小学校から海田中学の方に行った生徒は何人でしょうか。
- 議長（久留島）学校教育課長。
- 学校教育課長（中川）今年度、海田小学校から海田中学校に行きました生徒につきましては。
- 議長（久留島）教育次長。
- 教育次長（石川）今年度海田小学校から海田中学校へ進学した生徒は15名でございます。
- 議長（久留島）多田議員。
- 10番（多田）はい、15名ですが、その保護者や本人からですね、希望や苦情等々が入っておりますか、教育委員会の方に。
- 議長（久留島）学校教育課長。
- 学校教育課長（中川）保護者や生徒からの苦情は聞いておりません。
- 議長（久留島）多田議員。
- 10番（多田）はい、教育委員会の方に直接言うほどではないと思っていらっしゃるのかも分かりませんが、私、いろいろ保護者の方、また子どもたちと話をする中で、やっぱり、海田中学校に行った場合ですね、15名ですよ。ですから、東小と南小から、たくさん、100名以上が入ってくる。その中で15名、非常に少数派といたらおかしいんですけど、やっぱり、肩身が狭い。特に中1ギャップと言われる中でですね、やっぱりちょっと肩身の狭い思いを子どもたち、もちろん保護者もですけど、しております。保護者の方は、非常に、PTA総会へ行かれても知らない人ばかりで肩身が狭いんですが、しかし、海田小学校出身の保護者は積極的にかかわられて、歴代副会長が海田小学校の女性という、会長さんもそうですけど、非常に頑張っておられます。ですが、やっぱり、話を聞くと、やっぱり一緒に西中に行きたかったというふうにおっしゃられます。それについてですね、やっぱり、ここの答弁でも、保護者・地域のご意見を踏まえていうふうにおっしゃられておりますが、そういった声を積極的に聞かれるためにですね、例えばアンケートを実施されるとか、事情をいろいろ聞かれるとかいうことを、これからされるおつもりはありますか。
- 議長（久留島）学校教育課長。
- 学校教育課長（中川）現段階ではアンケートする予定はございませんが、地域の声をしっかりと聞きながら考えていきたいと思っております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）その地域の声をしっかり聞くとされるんですが、それはどのようにしてお聞きになるのでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（石川）教育委員会では平成25年度より、保護者、意識調査等ご意見をいただき、うかがわしていただいております。その最後に自由記述欄という欄を設け、忌憚ないご意見をいただくということを考えて、25年度より行っております。まず、匿名というところではありますけれども、実際には今回の学区制のことについての意見も数は若干ですが、いただいていることはあります。そういうようなご意見であるとか、または直接言って来られることが今後あるかもしれませんが、そこをひっくくめて保護者または地域等のニーズを考えながら検討してまいりたいというふうにご考えております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）是非そのようにしていただきたいと思いますが、今度町PTAの理事会が近々あると思います。海田小学校の会長さん副会長さんとも、ぜひ、教育長、お話をされて、そういう要望があるということをおきながら、お話しいただきたいと思っております。で、西中と海中が、今非常にアンバランスなお状態ですね。それを15名が、例えば、今回、西中の方に配達すると、西中も3クラスということになります。で、アンバランスが解消されると思うんですが、その西中と海中のアンバランスについて、何か具体的な案がございましょうか、教育長。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）ご指摘の件については、海田町のやっぱり課題の一つだと捉えております。ただ直ちにですね、それが可能かっていうことになると、私教育長に就任して以来、いろんなところで答えておりますけれども、今後の海田町の教育という大きな枠の中でやっぱり考えていくべきだと思いますから、1年、2年で結論が出るものではないのではないかと思っております。今議員ご指摘のように、今度PTAの要望の会がございまして、昨年もそういう声があるということはお聞きしておりました。ただ、大きな声にはなっていないということだったので、そこで止まっておりましたけれども、今後はその声もしっかり聞いて、今後の検討材料にしていきたいと思っております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）大きな声にならないのは、海田小学校卒業生80名ぐらいたと思うんで

すがそのうちの15名ですから、これは非常に微々たるものだろうと思うんです。でも、やっぱりこの15名の子どもたち、保護者も含めてですが、切実な思いがあると思います。で、曙町の子ども達、目の前に海田中学があるのに西中に行けというのは、非常に、どういうんか、遠いところにわざわざ、目の前にあるのに行くっていうのもおかしな話なんだけど、ただやっぱり、子どもたちにとっては6年間一緒に過ごしたというのがありますよね。私学に行く子は別としても。ですからやっぱり、気持ちというのをくんでいただいで、来年からっていうふうにはならないでしょうけど、ぜひ検討していただいて、前向きに検討していきたいと思います。特に東昭和とか昭和中なんかは、海田中学校に行くのも西中に行くのもそんなに変わらないと思うんで、ぜひ検討をしていただきたいと思っております。続いて、公民館の方なんですけど、現公民館の方は今から検討するんだということで、保健センター、潰して駐車場ということは考えておられないということなんですけど、とすると、新公民館の駐車場は非常に厳しい状況にあります。で、保健センターも多分、築20何年じゃないかと思うんですけど、かなり古く老朽化して、いずれは建替える必要がでてきます。先ほど町長は、新庁舎に含めて考えたいというふうにおっしゃられたんですが、それなら、今、現公民館の方に移してですよね、保健センターを一時、新庁舎はおそらく何年か後にできるんでしょうから、こちらの方に移されたらどうかと思うんですけど、もう1回、お考えになるかどうか、答弁を願います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）その前提となります保健センター、老朽化がという話ですが、そうは言っても海田の中ではまだあまり老朽化してない部類です。午前中に公共施設の再建問題出ておりますが、まだ建物は活用したいというふうに考えておりますので、保健センターをどのようにするかの前に、少なくともあの建物を今の段階で解体するという計画はもっておりません。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）最後に、現公民館の方向性について、これはいつ頃結論出されるおつもりなんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず、新しい公民館をどうするかということを今検討しておりますから、それが移転する時期までにはというようなことで考えてまいりたいと、そのように考えております。

○10番（多田）終わります。

○議長（久留島）5番、住吉議員。

○5番（住吉）5番議員、住吉です。3項目についてお尋ねします。まずはじめに、徘徊高齢者等SOSネットワーク事業の強化についてお尋ねいたします。海田町では平成23年10月より、認知症等により徘徊のおそれがある高齢者などが行方不明者になった場合、地域の支援を得て早期に発見することを目的として、徘徊高齢者等SOSネットワーク事業が実施されております。しかしながら協力機関に登録されているのは、企業・団体以外では、自治会長と民生児童委員のみとなっており、あまりにも人数が少な過ぎるものであります。特に自治会長は、認知症の方との接し方をどれだけ理解しているか、疑問が残るものであり、1度も搜索訓練を行っていないことから、実際に搜索協力を依頼されても機能しないおそれもあります。先日、福祉厚生委員会の県外事務調査で尋ねた愛知県東郷町でも、平成23年12月より、徘徊高齢者見守りネットワーク事業を実施しております。こちらでの協力者の登録方法は、書類だけではなく、海田町教育委員会が行っている不審者情報等緊急メール配信サービスと同様に、登録用メールアドレスへの空メールの送信やQRコードの読み取りにより簡単に登録できるようになっております。その方法も、町のホームページに掲載されており、自治会長や民生児童委員に限定されず、だれでも協力者として登録できるようになっております。また、地区ごとに、年に1回搜索模擬訓練を実施しており、同時に認知症サポーター養成講座を開催していることから、実際に行方不明者が発生した場合の対応も十分機能するものであります。それ以外にも、登録者に各種講座の案内などの情報を発信しており、ふだんから認知症や介護予防に関する理解が深められているものであります。以上のことを踏まえ、3点お尋ねいたします。1点目、徘徊高齢者等SOSネットワーク事業の協力機関等への登録方法等を、東郷町と同様にし、そのことを町ホームページや広報かいた等を通じて、幅広く町民の皆様呼びかけてはいかがでしょうか。2点目、単位自治会等の地域ごとに最低年1回は、認知症サポーター養成講座と同時に、行方不明者搜索の実動訓練を行ってはいかがでしょうか。3点目、協力機関登録者に対し、介護に関する講座案内等をメール配信し、登録者の介護予防にもつなげてはいかがでしょうか。続きまして、小中一貫教育学校の設置についてお尋ねいたします。6月24日に、学校教育法の一部を改正する法律が公布され、来年4月1日から施行されることとなりました。この改正は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的

とする、義務教育学校の制度を創設するものであります。現在の6・3制の義務教育制度は既に制度疲労を起こしており、近年の教育内容の量的、質的充実への対応や児童生徒の発達の早期化等にかかわる現象、中学校進学時の不登校やいじめの急増など、いわゆる中1ギャップへの対応が求められております。これらを背景として、全国各地で地域の実情に応じた小中一貫教育の取り組みが進められているものであります。一方海田町では、この小さな町に、小中あわせて6校の学校が存在しており、昨今の少子化と今後の財政状況をかんがみますと、多過ぎるものであります。また、現在の通学区域は、地域性を考慮されていない学校があるだけでなく、海田小学校のように、卒業後は2校に分かれて進学するという、子どもたちにとって望ましくないいびつな制度になっております。以上の問題を解決するため、そして将来のこの町とこの国を担う子どもたちの教育をより充実させるためにも、海田町の小・中学校を全て施設一体型の小中一貫教育学校に編成し直してはいかがでしょうか。最後に、避難所の事前開設についてお尋ねいたします。7月16日から17日にかけて、台風11号が接近しました。当初の予想進路では、海田町を直撃する直撃するおそれもありましたが、幸いにして進路が東にずれたことにより、大した被害もありませんでした。今回の台風接近に備え、県内23市町のうち21市町が避難所を事前に開設しておりましたが、残念なことに、海田町はこれまでの執行部の答弁どおりに避難所を開設しておりませんでした。今年の3月に県が災害死ゼロを目標として掲げ、広島県みんなで減災県民総ぐるみ運動条例が制定された中において、海田町の防災意識の低さと危機感のなさを広く県内に露呈した恥ずべきものであります。1月に県が実施した防災に関するアンケートの結果を見ますと、大雨や台風の場合の避難等の行動開始時点は、市町の避難勧告等の有無にかかわらず、自分で判断した時が、約3割、近所の人が避難を開始した時が約1割と、約4割の方が自主避難を想定しております。今後は台風の接近や大雨、高潮による災害発生のおそれがある場合は、早目に避難所を事前に開設してはいかがでしょうか。以上、答弁を求めます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）住吉議員の質問の1点目と3点目について私から、2点目については教育委員会から答弁をいたします。徘徊高齢者のネットワーク事業の強化について質問でございますが、1点目については、本町の徘徊高齢者のSOSネットワーク事業は、徘徊の可能性のある高齢者の方に1人でも登録していただき、情報収集の時間短縮化と警察等への連携強化を図ることに重きを置いております。現段階では、協力機関とし

して幅広く町民の皆様呼びかけることは考えておりません。2点目の認知症サポーター養成講座の開催とあわせて捜索訓練の実施時期でございますが、1点目の協力機関の拡大も含め、引き続き検討してまいります。3点目の議員のご提案の介護に関する情報等を含めたメール配信については、情報発信のための有意義なツールであると認識しております。本事業に限らず、発信できる情報の精査等、今後検討してまいります。続きまして、避難所の事前開設についての質問でございますが、7月16日から17日にかけて影響のありました台風11号に関しましては、避難所は開設しなかったものの、夜間も警戒体制をしき、台風による影響を監視してまいりました。自主避難の申し出があれば速やかに対応できる体制でありました。今後につきましては、気象情報等を的確に判断し、必要に応じて、避難所を開設してまいりたいと思います。それでは2点目については、教育委員会から答弁をいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）施設一体型の義務教育学校設置についての質問でございますが、新制度の趣旨は、これまで本町において推進してきた小中一貫教育の目的や、取り組みと軌を一にするものであり、大変大きな効果が期待できると考えております。一方、施設一体型の義務教育学校の設置の課題といたしましては、授業時間の違いによる日課表作成の難しさ、児童生徒の人間関係の固定化、教職員の所有免許による指導の制限などがあり、今後、新制度における特例の効果等を見極めながら、海田町の実情や特色を踏まえ、検討していきたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）再質問に移ります。まずはじめに、認知症サポーターの強化の件ですが、徘徊の可能性のある高齢者の方にひとりでも多く登録いただき、情報収集の時間短縮化と警察との連携強化を図ることに重きを置いており、現段階では協力者を幅広く募集することは考えていない、という答弁だと思いますが、探す人が少なかつたらどうしようもない思うんですね。警察だけで足りるんか、海田署の警察が何人おるのかという話ですよね。あるいは消防団員、しょっちゅう動員されてますよね。これ、ほんとうに行方不明者が出ました、今の段階でもたまたま町内放送ありますけど、探してくれてる人っていったい何人いるんですか。消防団員か警察官ぐらいでしょ、あと役場の職員もそうですが、それで広範囲が本当に探せていると思ってます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）はい、現在の制度におきましては、広く町民の方に呼びかけをしておりませんので、先ほど議員申されましたようなメンバーでしか検索はできないと思いますけれども、これは今後、答弁ございますように、現段階では考えておりませんが、2点目、3点目等を踏まえてですね、今後検討をしてみたいです。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）1点目の協力者の人数が増えんにゃあ、2点目3点目意味ないんですよ。1点目で協力してくれる人が増えてこそ、初めてその方々に認知症サポーター養成講座をやりましょう。認知症の方との接し方をそこで学んでもらう訓練する、で、意味があるんですよ。これ、2点目の答弁、認知症サポーター養成講座の開催と併せた検索訓練の実施についてでございますが、1点目の引き続き検討してみたいです。協力機関の拡大せんじや、検索訓練しても意味ないでしょう。西小学校区で行方不明者が出ましたいうて訓練してみなさい。何人参加します。自治会長と民生児童委員さんだけです。意味がない、探してくれる人を増やさんじや。順番が逆じゃ思うんですよ。探してくれる人を増やさんじや、家族がおらんようになったら、探してくださいという人をいくら増やしても意味ないんですよ。役に立ちませんから。実際この東郷町、何度か行方不明者が出てるそうです。実際発見されるのは町外だそうです。海田でもそうですよね。国信の方が行方不明者になって、見つかったのは新町かあの辺だったと。その間、消防団は近くの水路を一生懸命探して、見つからん見つからんいいよった、近くばかり探しよったけえ。予想外のところへ行くんですから。実際、もうなくなりましたが、もう20年ぐらい前になくなりましたが、熊野阿戸、安芸区阿戸町ですよ、住んでるの、おらんようになったいいよったら、海田のうちの町まで歩いて来とった。そんなぐらい行動範囲が広いんですから。点で探すんじやなしに面で探すためには、人数を増やさんじやならんと思うんですが、協力してくれる方を。それをなぜされないですか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）議員がおっしゃいますように探してくれる人、協力員を増やしていくというのは、将来的に大変重要なことだと思っておりますが、現在、この、徘徊高齢者SOSネットワーク事業を実施するにあたり、認知症の方が実際登録をしてくださる方が、自分たちのことをあまり知られたくないという思いで、登録してくださる方がなかなか増えないという現状がございます。そういうところを克服していかなくてはいけないということで、議員さんのご指摘のところも考えていながら、ただ、今は認

知症の理解を深めるというものと、それからこの制度についても、やはり検討もまだまだ必要だというふうに考えておりますので、町の中で認知症やその家族の方が、認知症になっても過ごせるっていうところを目標にして、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）大変すばらしい考えでございますが、実際年に何人か行方不明になってますでしょ。実際、地名出さん方がええか、行方不明になりました。防災行政無線で放送がありました。それでその自治会長が初めて、あ、あそこの人認知症じゃったんじやと知った。そんぐらい分からんの。確かに、私も自治会長やってますが、何名かは把握してます。福祉担当の方が回って把握したり、私が話してこれあれっという方もいらっしやいましたし、だけど認知症の方の理解が深まりません、認知症の方も知られたくないから登録しません。じゃ理解を増やそうと思うたら協力者増やしゃいいじゃないですか。協力者を増やしました、認知症サポーター養成講座をやって、認知症の方がどういう方か分かってもらいました。協力者を増やすということは理解者を増やすんですから。今みたいにまず登録しているくれる人を増やしましょうから入って行きよったら、いつまでも増えんのですよ、理解者がおらんから。協力者を先に増やしゃあ、理解してくれる人も増える、そういう考えにはなぜ立てないんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃるとおり、現在年間一定数が増加傾向にある行方不明の方がございます。で、今海田町の状態がどうかというと、一番今我々が説得に苦勞するのが家族の方です。民生委員さんだとか、その事業者の方、介護事業者の方から情報が入って、行方不明になっておると。そこで、まず、苦勞するのが、警察に届けをなかなか出してもらえない、結局身内の恥を外へ出したくないという考え方がまだ強いです。理解者という意味では、まず家族。次に、例えば、放送を聞いていただいた時に苦情もくるんです。ほとんど情報が出てないじゃないかと。何十代の女性というぐらいしかでてない、これも放送内容に対してそれ以上は出してくれるなど、間違っても名前は出してくれるなど。そのあとどうやるかということ、いただてる写真とかを、ですから、限られた、もらうときに、これはこういうメンバーにしか出しませんからという、それでやっと今登録してもらえる。議員がおっしゃるように、皆さんが、みんなで支え合おうという形、特に家族の方が、それを他の方にも知ってもらっても大丈夫だと、自分たち、やはり何

かのことがあったとき検索ができるようにというふうな、その理解がまだなかなか得られていない。今協力者を増やした場合に考えますが、先ほど部長や課長が言っておりますように、その場合登録を取り消す方が出てこられる可能性が高い。そこが今一番のネックで、それは私どもとしては防災無線だけではなく、いろんな形で登録されてる方の写真を貼るとか、駅とかそういう構内に貼るとか、いろいろ直ちに手を打ちたいんですが、まず今一番苦労しているのは、届け出を出すことを説得するというところが、それで、むだな時間をはっきり言って費やしております。それがなければ早く、放送をかければ、おっしゃられたように、まだ町内いらっしゃる段階で発見できるんじゃないかと、それが、多くの場合には1日たったぐらいになってやっと検索願いを出す、それから、防災無線流してもらっても結構、役場の職員が回ってもらっても結構というところで、おっしゃられた理解をまず家族の方にどのように得るかというのが、今行かれた町がそういうのがどういう形で発達してるのかというのがあると思うんですが、今一番なのが家族の理解を得るところで、逆に、今協力、情報を流す方を増やすというのが、そのネックになってしまっているという実情がございます。今本当に多くの家族の方は、先ほど議員、自治会長として回られるとか言われましたが、会わせないと外へ出さないとか、そういう形で、家族に認知症がいるということを何とか外へ出さないようにされているというところがありますので、それをまず、そこから取り組んでおります。そのためには、少し限定した人間にしか情報出さないというかたちにしております。これが多くの方が、そうでなしに、広くみんなに探してもらいたいというふうになっていただければ、次のステップに進むと、そのように考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）やっぱ、順番逆なんです。東郷町はね、行政防災無線での呼び掛けは今年度から始める予定なんです。何でか言うたら、あまりにも不特定多数に情報が流れてしまうから。その放送流す中身も名前は言わない、あくまでも外見的な特徴だけ。東郷町の場合、登録をしている人限定で情報を流す、という条件でやっておるから、認知症の方にも登録してもらいやすい。うちの町の場合も、すぐに全員にどんと行くことを前提にしてやっとなるから、家族の方の反発もあるかもしれんし、逆に今の副町長の答弁聞きよったら、じゃ、ひとり暮らしの方で、認知証の方もいらっしゃいます。そういった方が行方不明になりました。今の段階で、自治会の役員どうしたらいいか分らんのですよ。実際2、3名が一生懸命探してあっちの方におったで、っていったケースがうち

でありました。そういった場合、警察に、家族がいない。我々、近所が110番してもええんかもしれんです。そういったケースの場合は、役に立つんじゃないんでしょうかね、多くの方に探してもらえりゃ。顔写真付きじゃったら分かりますし。そういった点でもやはりだめなんじゃないでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今の段階では、ケースバイケースのところがあると思っております。で、そういう意味では今一番酷なのは、職員、ですから職員をして探させておりますので、通常の場合の水害対策よりも、どちらかというところ、町内へ出すパターン、こっちの方が今年間の日数増えてきています。そういう意味では本当に幅広い方へということがあるんですが、先ほど申されたようなケースですと第三者でも搜索願出せますし、さらに搜索をどうするかというようなこともできますが、やはり家族がおられる方はそういうふうにはいかない。そういうようなときに、あれから後すぐに写真とかを常時用意しておくとかそういうようなところで、順序は議員のおっしゃる逆かも知れませんが、まず、登録者を増やした上でさらにやはり言っているのは、もう一つに、GPSを何とかつけてくださいとか、いろんなそういうようなところをすすめておりますが、まだ今の段階では、本当に、最近行方不明になられた方のご家族は、広く出されることを嫌がられる傾向にあります。ですから、防災無線が出していないケースも多くございます。職員は回ってる、あと自治会長さんにはご連絡しているけどもというようなところもありますし、中には自治会長さんへの連絡も断られるケース、ですから、役場と警察だけで何とかお願いできないかといわれるケースがありまして、できるだけ早くに、もっと広げれるというところがありますし、おっしゃいましたような、逆に、ケースを分けて、了解された方についてはもっと広く探すという方法とかそういうところを検討してまいりたいと思っておりますが、今はまず、警察、職員が搜索しやすいように、事前登録を抵抗なく受け入れていただくというところに、まず、力を入れていきたいと思っております。ただしここにも書いておりますように、順番逆ではなしに1点目も含めて選択肢として検討したいという意味でして、SOSネットワークについては、登録の次は今度は搜索方法だと思っておりますから、でもう1点、これは質問以外になるかも知れませんが、最初におっしゃいましたように近隣市町との連携というところも海田の場合には、課題になっております。こういうもの一つ一つやっていきたいのですが、今まず登録、特に徘徊の多い方、登録というのをお願いしているところでございます。決して、議員がご

提案のことを否定している訳じゃございません。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）水掛け論になりそうなのでやめておきますが、次、2点目よね、これ正直いうて認知症サポーター数は、もうそれなりに増えてきておると思うんですよ。先日厚労省の資料見ましたら、サポーター・メイト数当たり、高齢者サポーター・メイト1人当たり高齢者何人見るか、何人を担当するかという分調べたら、東郷町は4.4人で海田町が5人ぐらい。高齢者の人口に対する比率としてはもう遜色ないと思うんですよ。ただ、結局問題はその後のフォローがないから、せめてこういった方々にだけでも、訓練はできないものかと思うんですよね。今の副町長、執行部の答弁聞きよったら、まず先に認知症の方の登録が進んでないから意味がないというふうにも聞こえますけども、これはだめなんです。私自身もサポーター養成講座を多分2、3回、今年度も自治会の方で受けましたけども、受けておしまいなんです。そのあとのフォローも何もないし、そこ、訓練という名目でおさらいというのも無理なんですかね。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）認知症サポーター養成につきましては去年から小学4年生にも各教室を回らせてもらって進めております。議員さんご提案いただいた訓練につきましては、探すというよりも、不安そうに歩いてらっしゃる高齢者の方を、どのように声をかけていくとかそういうところを、住民の方が学んでいただく機会ということにもなるというふうに考えております。これは、自治会とかいろんところで協力も、今後必要になってくると思いますので、検討という答弁しかできないんですが、考えていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）で、3点目、メール配信については、情報発信のための有意義なツールであると認識しております。本事業に限らず、発信できる情報の精査等を今後検討してまいりますということですが、これ、登録者を増やさないので、メールで情報発信しようがない。なんでこういう答弁できるのか不思議でならんのですよ。これはどういった意味なんですか、ちょっと分かりやすく説明願います。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）すみません。これは3点目の答弁につきましては、1点目、2点目を検討して、いわゆる探していただける方を広く呼びかけて、これができるようなも

のと一緒にこのメール配信を考えていくという意味で、答弁をさしていただいたもの  
でございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）分かりやすく言えば、1点目が解決せんじやあ、2点目もないし3点目も  
ないことよ。答弁は、ってふうにまとめて答弁してくれりゃこっちも分かりやすい。何  
でこの3点目のこういった一般質問を出したかいうたら、東郷町、例えば海田町の場合、  
二次予防事業対象者、これが26.2パーセントでしたよね、海田町952名で。東郷町は  
こちらがね4.8パーセント、二予防事業対象者が。このぐらいを押さえ込んでるんです  
よ。早い段階から認知症予防、健康づくり、やっていって、これだけじゃないと思うん  
ですけども、やっていっているから、まずひとつの手段として海田町もこういった方法  
を取り入れたらどうか、メール配信したらどうか、という意味で提案させていただきま  
したが、1点目がだめなんですから、意味ないですよ。という訳でこの再質問を終  
わります。これ以上言うても全然進まんので。次、一貫教育の再質問に移ります。施  
設一体型の義務教育学校の設置の課題として、答弁に、授業時間の違いにより日課表作  
成の難しさでございますが、これも既に小中一貫校は、既に日本全国いくつかできてる  
と思います。県内にもあると思いますが、そちらでは日課表の作成というのは、課題・  
難しさ、クリアしてるんじゃないでしょうか。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）中学校は50分、小学校は45分というように、授業時間  
に5分間の違いがございます。日課表の難しさという点ですけども、実際にやってる学  
校では、最初のチャイムを鳴らし終業のチャイムは鳴らさないというようなところもあ  
りますが、小学校の低学年において、なかなか終業のチャイムが鳴らないと、授業の終  
わりの区切りがつかないといったような難しさもあると聞いております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）児童生徒の人間関係の固定化といいます、海田町、ほとんど固定化して  
るようなものでしょう、今の学校。先ほどの多田議員の一般質問に対する答弁を聞きよ  
っても、海小から海中に行くの、たったの15名。まとめてしまえ面倒くさいと思うて  
聞きよった。そういった意味で、ここに人間関係の固定化が課題、それ言い出したら、  
現段階でも海田町課題になるんじゃないかと思うんですが、その辺どのように考えてい  
らっしゃいます。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）はい、現在の小学校・中学校ですと、例えば小学校で学校に行きづらいものがあったとか、友達関係等で課題があった子どもたちが、新しい校舎新しい先生方の中に入るということで、もう1回スタートラインに立てるということがございます。小中一貫校で同じ施設の中でまた同じ教職員の中だとそのあたりが、やや薄れてくるのではないかと思ひ、課題としました。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）そうおっしゃいますが、実際、国立教育政策研究所の調べじゃ、不登校になる、中学校の頃から不登校になる子、実は小学校の頃から30日以上、年間30日以上の欠席相当の経験を持っている子なんですよ。中学校に入って不登校になる子。要は、もしこれ一貫校であればずっとフォローし続けられたら、不登校にならんかったかもしれん。これは、小学校卒業、はい中学校、新しい学校行きなさい、新しい先生です、新しい環境です。それはもう不登校になりますよね。欠席じゃなく不登校になりますよね、いじめにしてもそうなんです実際には。中学校で急増しとるように見ても、受けて、しょっぱな受けた経験は小学校4年生ぐらいから始まっている。人間関係が続いてればフォローできたものが、小学校卒業と同時にスパンと切れて、ゼロからやり直し。助けてくれんですわいね。そういった部分において、確かに固定化の問題もあるかもしれませんが、固定化することにより、助けにやならない子を助けられるんじゃないでしょうか。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）はい、ただいま議員にご指摘にありましたように、確かにその中1ギャップって言われる小学校6年生卒業したあと中学校に進学して、いじめや不登校の課題が解決したという成果も聞いております。ただ、その先ほどの課題の面もございまして、本町では、施設一体型の小中一貫教育はなされていないんですけども、現在行っております小中一貫、さまざまな取り組みが小中一貫教育の目的や取り組みとほぼ同じものではないかと考えておりますので、現行の制度で大きなそのあたりの成果も期待できるのではないかと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）実際に今の教育長がこられてから、教育に力入れていただいて、いい結果が出ております。確かに小中一貫教育、海田町でも、あらかたやっているように見えますけども、実際には、学力の面では成果出とるんかもしれんんですけども、その中1ギャ

ップの解消というのは、実は役に立ってないんですよ。国立教育政策研究所のデータじゃ。中学校進学への不安感と不登校には実はあまり関係性がないんですよ、アンケートをとったら。不安感がない子でも不登校になる子は結構います。不安感が高くても、不登校にはならない。データに何ら関係性がないので、いわゆる出前授業なんかでは、中1ギャップの解消にはつながらない。そういった部分にはあまり効果がないんじゃないかと言われているんです。ですから不登校にならん子なんかであれば、別に、新たな学校が始まっていいんかもしれんですけども、やはり行政・学校が助けにやならない子にとってみれば、6年生、確かに大きいです、たった12歳で、そこではいさよなら、新しい学校で0から頑張りなさい。それは若干問題があるように思いますが、その点いかがお考えでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（石川）今、小中一貫学校といわれるもので、一番目立っているところが、中学校から小学校、取り入れ授業又は行事を一緒に行うということでの自己存在感であるとか延長時間というのを達成するようにしております。しかしながら議員がおっしゃるように、やはりいじめを受ける方または不登校のいわゆる立場の弱い子という言い方が適切かどうかわかりませんが、これに関してはやはり行事を一緒に行うだけでは解決はしない、中1ギャップという課題が残っている現実がございます。で、今海田町では確かに小学校と中学校が同じ、職員室であるとか、施設一体型でやっているところはありません。しかしながら小学校での課題をいかに中学校への課題につなげるか、例えば、かつては、入学前、春休みに、小学校6年生の担任と、中学校1年生の担任になるであろうという者が一堂に会していることはありました。しかし、やはりそれはただそれだけだというのが現実でございます。ですので、例えば入ったあと、小学校教員が中学校へ出向いて、この子はこういう課題があるよ、家はこういう状況ですよ、ということ、毎回、毎週とまではいいませんが、中学校に伝えるということを経続的に行っております。そういうことが一つ一つですけれども、子どもたちの安心感、中学校での居場所づくりにつながっていく、成果であるというふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）確かにおっしゃるような成果が出ているんだろうと思います。今の教育委員会になってから、とは思いますが、ただ将来的に考えましてね、子どもの人数もこれから減っていく、いろんな会議で何回も言ってます、通学区域の問題、先ほど多田議員

もおっしゃってましたけども、海小から卒業生 80 名のうち 15 名、たった 15 名が海中に行き、残りは西中に行く。なんか不思議な制度がずっと続いている。4 小学校あって西小は百数十名全校児童。南小は 600 名ぐらい。こんなちっぽけな町で、大人数校から小人数校まで抱えている。で、中学進学時には、二つの中学校に分かれてしまう。そういう問題をこのまま抱え続けることが、本当に子どもたちのためになると思われるのでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）今ご指摘の内容については、全くそのとおりなんです。で、この答弁にも書いておりますけれども、私は小中一貫教育っていうのが非常に有効的だと思っております。いずれは小中一貫教育校というのを考えていきたいと思っております。それは来年再来年というスパンがなくてですね、今後の海田町の教育のあり方をどうするかと、その中でやっぱり考えて行くことだと思っておりますし、そうした時に小中一貫校っていうのをつくりたい。ただ、私が今回の法改正の中で、非常に危惧するのは、特例が、この義務教育学校にしたら特例ができるんですね。特例がですね、例えば今まで 6 年生、3 年生でしてたのが、9 年間というスパンですから、3 年間でひとつ 4 年間でひとつ、2 年間でひとつ、そういう組み方もできるんです。これをですね、実際やってみようとしたら、かなりの検証をしないとできない。ちょっと遡りますけど、今教育が大きく動いているもともとのところは、平成 10 年に出された、義務教育の今後のあり方っていう中央教育審議会答申なんです。そのときに、学校選択制であるとか、コミュニティスクールであるとか、3 学期制を 2 学期制にしていいとかいろんな改革が出てきたんです。それを受けてすぐ取り入れた市町がたくさんありました。でも現状はどうかって言ったら、2 学期制にしたところは失敗したとあって、3 学期制に戻すところもあります。学校選択制をしたら、地域のコミュニティが崩壊しそうなったということで、学校選択制をやめたところもあります。さまざまな弊害が出てます。私は、海田町の中で、この義務教育化にすぐ飛びつく、飛びつくって言ったら語弊がありますが、まだそこまで私は自信がないです、そういう面で。で、私はこの答弁にありますように、義務教育、小中一貫というのはものすごく大切だと思いますから、以前は小学校は小学校、中学校は中学校で、中学校の教員からみたら小学校がちゃんとやってくれんけん私らは困るんだと。小学校の教員からみたら自分たちは一生懸命やったのに中学校に行ったらめっちゃくちゃにしてからほんと中学校の先生なっとらんという、その戦いだったんですよ。そ

れが今の海田の中では、全ての会議を小中合同でやっていますから、教員がよく知っています。で、中学校の責任は小学校の責任っていう声も出るようになりました。まず私は、これを定着させていきたい。そして将来的には冒頭いいましたけども小中一貫教育学校っていうものをつくるということも考えていきたい、検討はしていきたいと思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）教育長にそう言われたら反論のしようもございませんけれども、ただ教育長がいつまでもこの町におってくれる訳じゃないでしょうし、それは教育長がここにいる間にちゃんと結論出してください。次の人に代わって、ええ人ならええけど、その前の教育長みたいな人がきたらどうしようもないですから。前の人はもうしゃれにならんかった。そういった点から教育長が海田町の教育長としていっている間に、なんらかのいい形を出してください。もう、負けました。次最後に、避難所の事前開設についての再質問。16日から17日にかけて影響がありました台風11号に関しては避難所は開設しなかったものの夜間も警戒態勢をしき、自主避難の申し出があれば速やかに対応できる体制でありましたといいますが、こんどきは、よその市町の職員に笑われましたよ。知り合いが何人かいて、海田何しよるん。うちら、はあ15日から防災体制にはいっとるよ。地震もあつたし台風が来るのが分かるとるけえ。実際この日、15日から避難所の準備始めたらしいですよ。海田はと聞かれて、ぜんぜん、って言うたら、気楽なね。当時、県内23市町のうち、海田町と、あとどっかだけでしたね、避難所開設せんかったのは。県内全域で実際に避難された方、203世帯の324人ですよ。申し出があれば速やかに対応しますといいますが、まずお伺いします。避難したい方は、役場に申し出れば避難できますよと知っている方は、町民の何割ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）、そこら辺はこちらの方では把握してません。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）じゃ質問を変えてみましょう。どういう周知の方法をとっていますか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）自主避難に関しましては、これまでと同様に、海田町役場の方にご連絡いただき、ご自身が不安になられて、自宅では危険を感じるんでという申し出があれば対応するという方法で対応しております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）その対応方法をどうやって町民の方々に周知させてます。何番の電話番号に電話してください、そしたら職員が行きますからという方法は、町民の方に対して、どのような方法でこれまで周知してましたか。

○5番（住吉）総務部長。

○総務部長（臼井）自主避難については、今のもちろん直接、各施設に行ってもらってもいいですし、それから役場の方に連絡してくださいというのは、これまでもいろんな、広報であったり、そういった中で、出前講座であるとか、そういった中でお知らせをしてきております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）出前講座なんて防災に関連するもの年に何回やってますか、1回でしょ。ゼロンときもありますね。電話かけてください、電話が殺到してパンクしたらどうするんですか。広島の高雨災害がええ例ですよ。消防がパンクして動けんようになった。で、今総務部長、施設に直接お越しにいていうていうても、夜間、鍵閉まってるじゃないですか。で、今回、町長の行政報告の中にありましたけど、避難所開設したけども、避難する方いらっしやいませんでした。あれは職員が出勤したから開設できただけでしょ。日中はええんですよ。開いとるから、施設が。夜間、これが困るんですよ。避難するいうても、防災、減災は自助から始まるいうのに。自助でどこかに逃げようと思っても施設の鍵、開いてないんですから。逃げようと思ってきたけども鍵が開いてない。電話しようと思っても、その場で何番に電話したらええんか分かんんですよ。役場の代表番号何番でしたっけ。生活安全課何番でしたっけ。これで本当に、減災、今のやり方で減災につながると思われますか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（臼井）先ほどもご答弁申し上げましたが、今回の避難所を開設しなかったことについては、気象情報、台風の影響状況等を判断して、避難所を開設する必要がその時点ではないという判断で、避難所を開設しなかったということです。ただし、今後につきましては、そこらの情報を、早めに、もちろんその場の状況等を的確に判断し、必要であれば、夜間、あるいは早めの避難所の開設ということはやっていきたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）今の総務部長の答弁を聞いてると、台風11号に関しては大したことはないだろうと、被害は大したことはないだろうと予測されたから避難所を開設しなくなったというふうに聞こえますが、だれがその予測を立てたんですかね。うちに気象予報士の職員はいるんでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（臼井）気象予報士の資格を持った者はいません。ただし、広島県あるいは気象庁等々からの情報を、あるいは県防災からの情報等を総合的に判断し、これは今の水防の関係の町長、副町長あるいは各部長等々で判断をして、避難所を開設する必要はないと判断をしたものでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）それはよう分からん。府中も開設した、熊野も開設した、坂も開設した。海田だけ開設してないんです、避難所を。その判断の違いが分からんのです。逆に今総務部長の答弁を聞きよったら、避難所を開設したところが大袈裟じゃっただけ。海田みたいに開設せんかった方が正解じゃというふうに聞こえるんですよ。今、広島の高雨災害を受けてから、空振りになってもいいから避難指示・避難勧告を出せって言いよるでしょ。実際被災地域、夏だけで何回避難勧告・避難指示がでとるか。毎回避難所開設してるんです、自治会長と市の職員が。でも避難する人は一人も来ないんですよ。自治会長が嘆いてますけど、そこの。でもいいんですよ、開けとるから。危ない思うたらいつでも逃げてきてください。逃げる逃げんは自己責任ですよ。開けとくだけなんです、まあ、一応毛布・食糧を用意しますけどね。海田町どうか。自己責任にならんです。よ「夜中に逃げよう思うても鍵開いてないないから。古い考え方なんです。この程度の台風やったら大丈夫じゃろう。これは来てみんにゃあ分からんのです実際。何の危機感も緊張感もない。年に1回自治会長を動員して、防災の、ね、話をさしたり聞かしたりしよる言いながら。執行部が全然防災意識がないんじゃけえ。それで町民の皆さんに防災意識高めてくださいいうても、そりゃ無理ですよ。70年間大きい災害に見舞われとらんけえ、そういうのもあるのかもしれませんが、ほんま、県内他の市町に比べて、防災の意識が皆無に等しいといってもいいぐらいなんですよね。町民の命を守ろうという気なんかさらさらない。町長にお伺いします、こっから先は。細かい話し出したらきりが無い。何でよその市町に比べて海田町、こんなに認識の違いがあるんでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）防災計画とか防災訓練とかしょっちゅう自治会とか連合会とかいろんな形で、消防団ともしてありますが、我々は常にテレビの予報等で、警報が出た時点には必ず役場の方へ待機をして、そしてまた必要に応じて我々もすぐ出動をしながらですね、その指示を仰ぐような方法とらしていただいております。そのときの状況は今テレビ等ですね、瞬時にいろんな警報の状態、雨量の問題、そしてまた避難所の問題が出てきますので、昨日でもですね、ちょっと大雨が降ったときにも、次長がですね、瀬野川の増水の問題について、どうしようかという相談がありましたので、私は瞬時に、瀬野川に近づかんようにすぐ指示を出すと防災無線の方で放送させていただきましたように、警報とか注意報があれば、敏感に取り組んでいただいております。その最終的な判断とか指示は我々の方でどこにおってもすぐそれが連絡できるような方法をとっていますので、ぜんぜん皆無でないといわれますとですね、我々もいろんな消防団とかですね、団長を含めていろんな方に協力いただいておりますので、それを密にですね、そしてまた海田町の場合は、地域の問題が狭いと申しますと、山もある、川もある、海もあるんですが、まあ高潮対策も、またいろんな交通の便もありますが、皆さんたくさん住んでいただいているということを踏まえてですね、もう敏感な対応を迫られることが多いということで、警報が出れば必ず役場の方から指示を受けたり我々も飛んできてですね、いろんなことを指示するようにしておりますので、決してですね、防災意識がないというふうな判断は私はしておりません。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）昨日の河川増水、瀬野川増水の件にしてもそうですね、放送が遅いんですよ。放送の2時間ぐらい前には水防団待機水位を超過しとったと思うんですよ確か。水位がどんどんどんどん上昇して行きよったんですよ。でも何も放送がないの思いよったら、昼頃になってやっとな。越えてから放送したんじゃ遅いんよ、危ないけえ。雨が当時そんなに大降りになってなかったんです。にもかかわらず、なぜか、当然満潮じゃなくて干潮じゃったんですね、にもかかわらず水位が増えていきよったんですね、不思議なことに。実際東広島の河内じゃ避難指示か勧告かなんか出したでしょ。水位が急上昇して。あっちもそんなに雨は降ってなかったんですよ、っていうように、やっぱりね、危機感がないいうか、災害なれしてないんか、なんじゃと思うんですよ。連絡を受けてから大丈夫じゃろう、間に合うじゃろう。でも実際いつじゃったか、朝大雨が降ったとき、車で偵察に行かしたら、踏切閉まりっぱなしで、どこにも行けんかったことがあります。

ましたよね。そうっておきながら、連絡をもらえりゃあ間に合いますいうんですよ。これも分からん、言うところが別々、ばらばら。片や、間に合いませんでした、片や、連絡をもらってからで十分間に合います。だからその場しのぎの答弁と揶揄されるんですよ。事前に避難所を開けりゃあ当然人手がかかるけえ残業代を払わにゃいけないのんでしょうけども、それ知れとるでしょうが、町民の命を考えりゃあ。よその市町、大変ですよ。広島市の安佐南区、安佐北区。しょっちゅう避難所を開けとるんですから。そのことを思えば海田町なんて台風接近の前だけいうたら年に数回じゃないですか。まあもう終わった 17 号が変なコースでこっちへ来よるみたいですけども、町民の安全を守ることを考えたら安い思うんですけども、それでもやるつもりございませんか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）やるつもりがあるないというのではなしに、的確に状況を判断して対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5 番（住吉）的確に判断しますいうて、できんかったでしょ。私は議会前に 2 階に行って副町長怒鳴りあげたとき、的確に判断できんかったから、偵察にも行けんかった、尾崎川が越水しとるのも把握しとらんかった。的確な判断できる訳ないじゃないですか。気象予報士がおる訳でもなし、実際、的確に判断できなかった事例があるんですよ、副町長。今回の台風はたまたま大した被害になりませんでした。こないだ避難所開設したときもたいした被害になりませんでした。確かに台風の左側でしたからね。まして、九州を抜けてきましたし、私が例に挙げた台風のときは、四国が防波堤になりますから海田は大したことはないでしょう。あれコースずれて豊後水道抜けてきたら大騒動ですよ。しかも当然スピードも上がってきます、予想しとるよりも早く来ますよね、実際この間の台風そうでしたから。早めに来ましたし、そういうことまでの確に判断できる方って、この役場の中に、誰がいるんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）逆に、気象予報士ではないという部分で、自らの判断ではなしに、気象台からそういう場合は定期的に情報が入ってまいります。それを見ながら判断をしております。最終的には、そのときに町長がいれば町長の最終判断、また、町長不在の場合には私の判断、それは順番におりていきますけども、最高責任者のもとで判断しています。おっしゃいました部分でいったときにですね、少なくとも、台風というのが 1 日早

く来るということございません。ですから、前日からやられていたら、どういう準備をされていたか、分かりませんが、あの日も常にできるように、それぞれ開けるとしたらどこというところで、自宅待機に近い形でそれぞれ施設のところはさせております。ですから、この間のときも先ほどおっしゃいましたように、職員が出てきてからじゃなしに、前の晩から、何時に登庁して鍵をかけるようにということをした上で、その時間になって放送をしております。そういうことで、決して専門家でなければ判断できないということはなく、どこの自治体の首長が気象予報士を持ってませんから、そういった必要な情報を得て総合判断するということで、たまたまこの度、前回は 23 市町首長という形だったと思いますが、今回の場合には、これはまた私ども独自の判断で 3 か所開きましたけども、この度はですから、逆にまだ開いてない方が少し多かったというふうに思います。それは、やはりそれぞれの自治体の考え方だと思いますから、23 市町のうち 21 市町が開けたから、もしくは逆に言ったら、うちだけが開けるというときもあると思います。それは的確に判断をしていきたい、そういうことでございます。

○議長（久留島）住吉委員。

○5 番（住吉）その的確な判断の基準が分からんいうとるんですよ。分からんし信用できん。ましてや、鍵持った人開ける準備させとるんじゃったら、そのままついでに開けさせたほうがええでしょ。避難所で寝泊りさしときゃいいんじゃないん、その職員。たった、それだけのことなんです。その的確な判断の基準すらよう分からん。逆に言うたら、こないだ開けるような台風、こないだ避難所を開けたような台風に備えるんじゃったら、こっちの方の 11 号に備えた方がどう考えても正解じゃ思いますよ、コースからして。鍵を持たして、前日から開ける準備をさせておきました、いうんなら、もう開けさしておいてもええんじゃないんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）鍵を持たせているのではなしに、そこの課の責任者、今私どもの出先機関は正職員が数少ない中で、臨時の職員にさせる訳にいきませんから、正職の職員にその時間に登庁をするようにいうことを夜中に電話をして、あの段階では、午前中が非常に危ないということでもございましたから、早朝に登庁して鍵を開けるようにという指示を夜中に出すという形で、夜中にいる訳じゃありません。鍵持って、そこで待っているのではなしに、当然に、開ける時間に行かせるというふうなことを準備しております。それからもう一つには、その職員が何らかの事情でたどり着けないというケースもござ

いますから、一応今全部の鍵を持っております。いざとなった場合には、役場に詰めておる防災担当職員が開けるという対応をとります。さっき議員がおっしゃいましたように、あのときの交通渋滞と、反省も考えまして、そういった二重、三重の方向で開けるようにという対応の方も考えています。であと、先ほどの、的確なという部分で言いますと、従来パトロールしないと分からなかったことを、防犯カメラを防災で使うという、で、ポイント的には全部、役場で見れるようにするとか、そういったような改善を図って、そういったもので総合判断、で、瀬野川の状況につきましても、おっしゃいましたが単に水防団待機の、どういうんですか情報というのはそんなに高くない。ですから、具体的にパトロールを出させて、どこまで水位が上がってきているかというのをさせた上でさせております。逆にあまり低いときからやると、当然に、まだ歩けるのにといいとかとなりますから、どこかというタイミングの見極めというのは、先ほど言いましたように当直責任者を置いた上で判断をしています。そういう意味では、本当に申し上げますが、あの日は、いくつかの市町については、同じ状況でありながら、なぜ、私ども見て、避難所開設している、それをした時刻とか、そういうのを考えたときには、もう、ほぼ外れることが明確になってから、避難所を開設されたところもありますので、私どもとしては、なぜ開設されたのか理解に苦しんだぐらいでございます。

○議長（久留島）住吉委員。

○5番（住吉）連絡もらってから、もういっぺん聞きます、連絡をもらってから、確実に間に合うんですね。そこ、はっきり。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）従来、連絡もらっておりますけども、もらった段階では必ず開けております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）いや、開けておりますじゃない、間に合うんですね、って聞いてるんです。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）間に合う体制をとっております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）議場でいうたからには間違いないでしょうし、間に合わなかったらそれなりの責任をとっていただけるんでしょう。終わります。

○議長（久留島）2番、大江議員。

○2番（大江）はい。2番、大江です。1点について質問させていただきます。瀬野川河川の自然保護と防災について。海田町第4次計画の中で、海田東地区の将来像として、水と緑と文化が息づく安心快適なふれあいのまちとし、水辺の環境軸でもある瀬野川を生かしながらの自然を生かしたまちづくりの提案がされています。確かに、提案のように、四季折々瀬野川の河川敷ではマラソン大会や健康ウォーキング、七夕祭り、フリーマーケット、テントを張ってバーベキューを楽しむ住民、バードウォッチングを楽しむ住民、暑い夏には子どもたちが川で水遊びをしている姿を見ます。秋ともなると、橋の上から釣り糸を垂らしている釣り人もよく見られます。本当に瀬野川は住民の憩いの場となっています。また、中州には、いろいろな鳥が生息し、鴨や白鷺、カワセミの姿も見られ、時折ヌートリアの姿を見ることがあります。町中でいろいろな鳥が見られるのも、中州があるからだと思います。しかし、ここ近年、中州が異常に増え、その中州の中の木も大きく根を張り、数も増えてきています。そのまわりには土砂も堆積し始めてきています。井手橋付近では、土砂で水の少ない時は、川を渡れるほどまでになっています。住民の中には、瀬野川の水かさが増し、排水処理能力を超えたり、三迫川が決壊したら完全に家が浸かってしまうと、中州の状態に危惧している住民もいます。なぜ町は川を掘削しないのかとの声も聞きます。以前、ほかの議員からも、このような質問がされましたが、河川の掘削の動きはなかったように思います。そこで質問します。自然環境維持も大切だと思いますが、同時に治水対策も大切だと思います。町として、この状況下をどのように考えられていますか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）大江議員の質問に答弁いたします。瀬野川河川の自然保護と防災の関係についての質問でございますが、瀬野川が憩いやレクリエーション、自然学習の場として活用いただいている一方で、中州が拡大している現状については、自然保護と治水のバランスを図りながら、住民の安全を確保しなければならないと考えております。これまで、中州の一部除去や自生した樹木の伐採等の実施いただきましたが、今後も引き続き、管理者である広島県に、適切な対応を要望してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）先ほど、県の方に立米というんですかね、流量のことを聞きましたら、瀬野川は毎秒500立米ということでしたが、ごめんなさい間違っていたら680か500だったと思うんですけども、この瀬野川の今の流量は、これはいつ頃測定したのか、ご存じで

すか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）今議員の方がおっしゃられました 600 というのは、河川を整備するにあたって、大雨が発生したときに流れてくる水の量を言われております。今現在、常時瀬野川にどれくらいの水が流れているのかっていうのと、違うんですけれども、今現在、瀬野川の方でどれくらいの水が流れているかということにつきましては、ちょっと資料を見させてください。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、平成 16 年度に広島県の方で、河川整備計画というのを策定されております。そちらの資料によりますと、昭和 50 年から平成 11 年までの期間で計測されております。瀬野川の計測地点は津村地点と申しまして、大体、瀬野川中学校の前あたりの近くにあります橋のあたりで計測をされてるということです。で、平均しました水量といたしましては、1.46 立米毎秒です。ですから、通常時は大体これくらいの流量があるという計測結果になっております。

○議長（久留島）大江議員。

○2 番（大江）流量の計測っていうんですけれども、平均水深や川幅とかが関係してくると思うんですけれども、治水の基準地点が、海田では日下橋となっていますね。で、多分、二点測量法かなんかでそこで日下橋のところである程度、計測っていうか 20 パーセント、80 パーセントという位置で測られると思うんですけれども、実際に今の日下橋のほうは、そこまでの中州っていうのがないんですが、それより奥の方はかなり中州が 3 分の 2 ぐらい占めていまして、水の流れも随分かわって、それから、護岸の方にぶつかるところもかなりありますね。そういうところ考えますと、今言われたように、昭和 50 年から平成 11 年まで、津村地点で計測されたということですが、実際もうそれからかなりの年数経って、中州もかなり現状がもう全く違ってきてます。ですから、この計測した時点がどういう中州の状態であったのか、それによって、現在とまた流れが変わってきてると思うんですけれど、それはどのようにお思いでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）計測した地点で流量ですので、平均的な水の流れの行方を計測したものでございますので、中州の形態によってその量が大きく変わるというのはないかと思えます。ただし、海田町内の中州が非常に大きくなってきている実情がございますので、

毎年度、海田町の方から県に対しまして、中州の除去でありましたり、自生した樹木の伐採等は要望させていただいておるところです。広島県におかれましては、平成 26 年度に中州の現況調査をされておると伺っておりますので、それらも踏まえた上で、安全な対策を実施していただけると考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2 番（大江）この間新聞のほうに載っていましたが、根の谷川ですかね、ここが流下能力が劣るということで、3 割向上のために掘削をして、その 3 割を、水の流れを、少し、それを取り入れた、最大毎秒 610 トンをするために、掘削をしたっていう、1メートルの掘削っていうことが書いてありますけども、今の瀬野川ではやはり中州の部分がかなり占めてまして、だからやはりそれは、かなりの浅くなっている状態ではないかと思うんです。そういう意味において、県に要望してるっていうことなんですけども、やっぱりどこを掘削したらいいかとかそういうところの町としてどこを残してどこを掘削とか、そういうところの案は考えてらっしゃいますか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）中州の除去につきましては、先ほど議員さんが申し上げられましたように、流量、その流れが変わりまして、護岸構造物に影響が及ぶような箇所を優先的に除却をしていただけるように、要望をしております。また、自生した樹木については、特に早期の除去を要望しておるところでございます。

○議長（久留島）大江議員。

○2 番（大江）ここに 2 級河川瀬野川水系河川整備計画でうたってまして、県の方は河川の維持・管理は、地域の特性を踏まえつつ、洪水による被害の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備が保全されるように総合的に行います。それから、流下能力の維持として、土砂の堆積は流下能力の阻害となるため、河床掘削などの適切な措置を講じます。河床の維持として、土砂が堆積し洪水の流下の阻害となるまで、治水上支障となる場合は、水際の植生、瀬や淵の保全に対して十分配慮しつつ、掘削など必要な対策を講じます。もう一つは、植生の維持として、良好な河川環境の保全を図る必要がある箇所の草刈りや植樹の管理は、関係市町と協力して実施します、と書いてます。これらが県の方の整備計画の中にずっとうたってまして、もう一つの方法は、瀬野川の河川環境整備事業一覧表の方には、瀬野川で平成 2 年から平成これは 24 年になってますがこれは既に済んでますけども、護岸遊歩道とかなってますが、瀬野川の中

野の部分だけで、海田町部分は、今要望しているということですが、これは、いつ頃になる予定でしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）今のご質問の中身は、おそらく河川環境整備事業ということで、一昨年、広島市の方で護岸の改修等、遊歩道の整備を一体的にされて、その後海田町域からほとり広場までの遊歩道がつながったことで、一体的な完成をみたものだと思うんですけども、海田町域につきましては、平成元年から平成9年の間にその河川環境整備事業を活用して、今の遊歩道であったり親水護岸、畝公園の前にあるちょっとカーブ、湾曲を描いている階段状の護岸であるとか、そういったものを整備したものだと思います。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）今先ほど、県の方に要望って言いましたけども、町からも中州の状態とか、やはり、瀬野川を守る会っていう自然を大切にするっていう目標、ねらいもありますし、住民の憩いの場でもありますし、ですから、その、中州を守る、どことどこを守ってどこに例えば掘削をしてとか、そういうものは今後、県に要望だけでなく、町で調べて、ここをこのようにという要望も、県の方にはできますか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）町の方で中州を調査し、そういった生物の生態系を調査した上で、中州の除去順位等を県に要望するということは考えておりません。あくまでも、河川管理者である広島県の方が実施するものと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）先ほど、河床とは関係ないってことでしたけども、やはり県に一度、この計測の方を、もう一度瀬野川の海田町流域ですね、井出橋の方から下流までの計測をして、しっかり、数値として表わさないと、住民はかなり不安になってます。特に、瀬野川、それから三迫川も、かなり中州が3分の1程度になっているところはかなりありますので、あれが決壊すると、もう蟹原は浸かるんだっていうふうな住民の声も聞いてますので、やはり住民を安心させる、安全なまちとしては、やはり町からこのような結果でこのような数値が出てますから大丈夫ですよっていうことを、やはり住民に知らせる必要性がないかと思うので、その点もう一点、もし、はっきりした時点で住民に知らせるということは考えていただけますでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）今議員さんの方がおっしゃられましたことにつきましては、県の方に要望いたしまして、おそらく今から県の方で、三迫川であったり、畑賀川の方は、中州の状況を多分調査する必要があるかと思います。それらの調査を実施していただいた上で、今の中州の状況等、河川の流下能力の関係について説明をしてほしいという要望を伝えてまいりたいと思いますので、それらを、実際に県から回答を得て皆様にご説明できる時期については、ちょっとこの場ではこの場では答弁できません。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）分かりました時点で、説明のほうよろしくお願いします。終わります。

○議長（久留島）本日の議事日程は、終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会といたします。なお明日も午前9時から本会議を開会いたしますのでご参集ください。本日はご苦勞さまでございました。

午後4時22分 延会